

岐阜県社会的養育推進行動計画（案）
（令和7～11年度）

（令和6年12月時点）

(目次)

第1章	社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	1
1	計画策定の経緯	2
2	計画策定の基本的考え方	2
3	計画の期間	3
4	他の計画との関係	3
5	計画の構成	4
第2章	社会的養育をとりまく現状	5
1	岐阜県における社会的養育の現状	5
第3章	岐阜県社会的養育推進計画の前期取組の総括	9
1	前期に設定した指標の進捗状況	8
2	前期の取組総括	10
第4章	社会的養育の推進に向けた取組	12
1	当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）	12
2	市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組	20
3	支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組	31
4	一時保護改革に向けた取組	34
5	代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組	40
6	里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組	52
7	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	65
8	社会的養護自立支援の推進に向けた取組	76
9	子ども相談センターの強化等に向けた取組	84
10	障害児入所施設における支援	92
第5章	計画の推進	94
第6章	用語集	95
第7章	参考資料	100

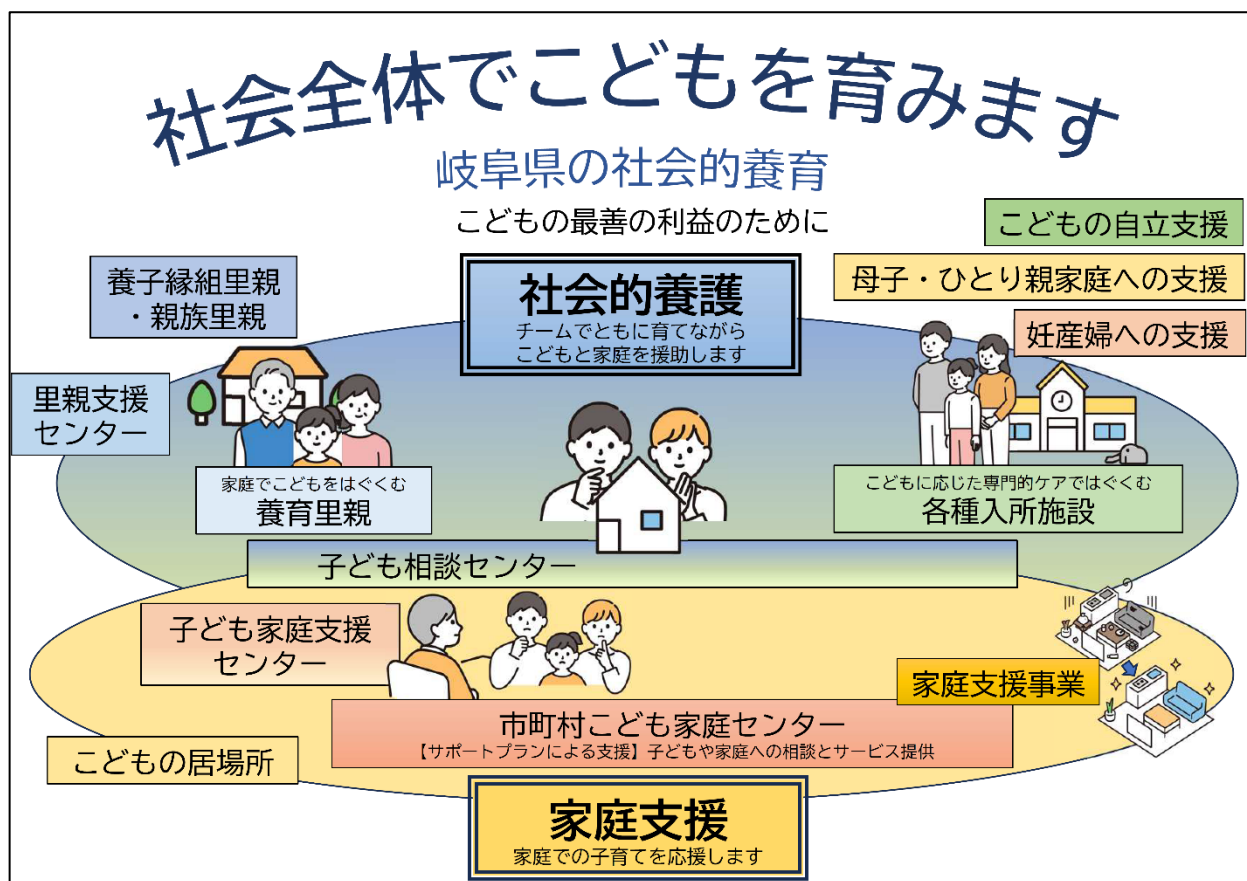
※固有名詞以外の「子ども」は「こども」に表記を統一した。

※岐阜県では児童相談所を「子ども相談センター」、児童家庭支援センターを「子ども家庭支援センター」と称していることから、当計画においても県が設置した児童相談所は「子ども相談センター」に、児童家庭支援センターは「子ども家庭支援センター」に表記を統一した。

○社会的養育の体制整備の基本的考え方

- ・ すべてのこどもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、こどもと保護者を最大限支援します。
- ・ こどもが家庭で養育されることが困難または適当でない場合には、一人ひとりのこどもに応じて、家庭における養育と同様の養育環境もしくははできる限り良好な家庭的環境で養育されるよう体制を整備し、こどもの最善の利益を実現します。

(図1-1-1) 岐阜県の社会的養育の体制整備の基本的考え方



1 計画策定の経緯

平成28年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」（以下「改正児童福祉法」という。）において、こどもが権利の主体であることが位置づけられるとともに、こどもの家庭養育優先原則が明記されました。また、平成29年には「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられたところです。これらの改正児童福祉法等の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げた取組みを通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、こどもの最善の利益を実現していくため、国は「都道府県社会的養育推進計画策定要領」を示し、各都道府県に計画の策定を求めました。これを受け、本県では令和2年3月に「岐阜県社会的養育推進計画」（計画期間：10年間前期：令和2～6年度、後期：令和7～11年度）を策定し、本計画に基づいて、里親委託の推進、施設の小規模化・地域分散化等、社会的養護の充実に向け様々な施策を推進してきました。

この推進計画が、令和6年度に前期末を迎えることから、国は、令和4年改正児童福祉法の内容等を踏まえ、現行計画を見直して新たな計画を策定する必要があるとして、令和6年3月に「都道府県社会的養育推進計画策定要領」を示しました。

県では、令和4年改正児童福祉法の理念、現行の「岐阜県社会的養育推進計画」の成果や課題、社会情勢の変化や新たなニーズへの対応を踏まえ、家庭での養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援を徹底し、こどもの最善の利益の実現に向け、次期の「岐阜県社会的養育推進計画」を策定します。

2 計画策定の基本的考え方

計画策定にあたっては、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」（令和6年3月12日こども家庭庁通知）を踏まえ、以下の点に留意して策定します。

- ・ こどもの最善の利益を図るため、まず市町村において、家庭支援事業等を活用した予防的支援による家庭維持のための最大限の努力を行います。
- ・ 代替養育を必要とするこどもに対しては、子ども相談センターは、家庭養育優先原則に基づき丁寧なアセスメントを行い、こどもの意向や状況等を踏まえて最適な代替養育先を検討します。いずれの措置先に措置したとしても、子ども相談センターでは家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底や積み重ねを継続します。
- ・ 本県においては、これらのことを念頭に置いて、こどもの最善の利益を実現するため、県内市町村、子ども相談センター、里親、ファミリーホーム、児童養護施設等の体制強化、体制整備のための計画として、現行計画を見直して新たな計画を策定するとともに、その主要項目を「岐阜県こども計画」に盛り込み、こどもに関するその他計画とともに一体的・総括的に推進します。
- ・ 各項目に設定する指標は、それぞれが緊密につながっていることから、一体的かつ全体的な視点をしっかりと持って計画を策定するとともに、地域の資源を最大限に活用しながら取組を推進していきます。

- ・ 当事者である社会的養護経験者のほか、里親、ファミリーホームや児童福祉施設、市町村など関係者の幅広い参画により「岐阜県社会的養育推進会議」を組織し、多様な主体による意見聴取を行います。また、計画の進捗についても、毎年度、評価のための指標等により自己点検・評価を実施し、その結果を岐阜県社会的養育推進会議等へ報告します。
- ・ 自己点検・評価によって明らかになった課題等については、速やかに取組の見直し等を行い、適切にPDCAサイクルを運用します。

3 計画の期間

計画の期間は、令和2年3月に策定した「岐阜県社会的養育推進計画」（計画期間：10年間）の後期間にあたる令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4 他の計画との関係

出生数の減少に伴う少子化が進む一方、児童虐待相談対応件数、不登校、いじめ、こどもの自殺の増加やこどもの貧困、ヤングケアラーなど、こどもを取り巻く状況は深刻化しています。

このような中、国においては、少子化社会対策大綱、子ども・若者育成支援推進大綱及び子どもの貧困対策に関する大綱を一元化し、こども政策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」として取りまとめました。

こども基本法により、各都道府県には、「こども大綱」を勘案した「都道府県こども計画」の策定が求められていることから、本県においても、こどもに関する関連計画を整理・統合し、「岐阜県こども計画」を策定します。

「岐阜県社会的養育推進計画」は「岐阜県こども計画」に含まれる重要な計画のひとつとして、同様に含まれる他計画とも連携・協力しながら、こどもの最善の利益に資する施策に総合的かつ一体的に取り組めます。

なお、社会的養育に係る諸課題は多岐にわたっており、「岐阜県こども計画」に全ての項目を網羅的に盛り込むことは困難であることから、「岐阜県こども計画」には主要項目を抽出して記載するとともに、その全文は「岐阜県社会的養育推進行動計画」として示すこととします。

【関係する主な計画】

- ・ こども基本法に基づくこども計画
- ・ 安心してこどもを生き育てることができる岐阜県づくり条例に基づく計画
- ・ 子ども・子育て支援法に基づく都道府県計画
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県計画
- ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づくこどもの貧困対策のための計画
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づくひとり親家庭等自立促進計画
- ・ 岐阜県青少年健全条例に基づく計画／子ども・若者育成支援推進法に基づく計画
- ・ 教育振興基本計画／障がい者総合支援プラン
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画

5 計画の構成

「都道府県社会的養育推進計画策定要領」（令和6年3月12日こども家庭庁通知）で示された基本的考え方や計画に記載すべき事項、留意事項をもとに、第2章では本県の社会的養育の推進にあたって、社会的養育を取り巻く現状を整理しました。

第3章では、岐阜県社会的養育推進計画の前期期間の取組の総括を記載しました。

第4章では、「岐阜県こども計画」に記載する内容を明記するとともに、その詳細として、現状と課題を踏まえた具体的な取組と目指すべき指標を記載しました。

第5章では、計画の推進体制を整理しました。

第6章では、用語集を記載しました。

第7章では、参考資料として、推計の詳細な算出方法やヒアリング結果等を記載しました。

第2章

社会的養育をとりまく現状

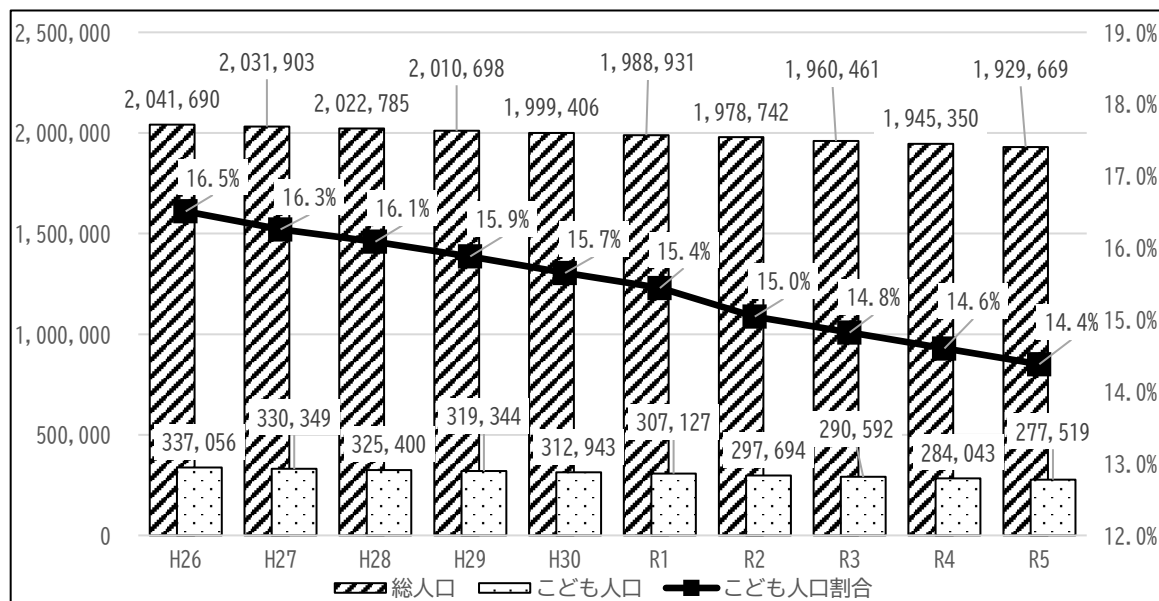
1 本県における社会的養育の現状

(1) こども人口の状況

本県の人口は平成30年度に初めて人口が200万人を割り、それ以降も年々減少しています。こども人口も毎年減少し、10年間（H26～R5）で59,537人もこのこども人口が減少しました。

(図2-1-1) こども人口の動向

(単位：人)



(各年度10月1日時点)

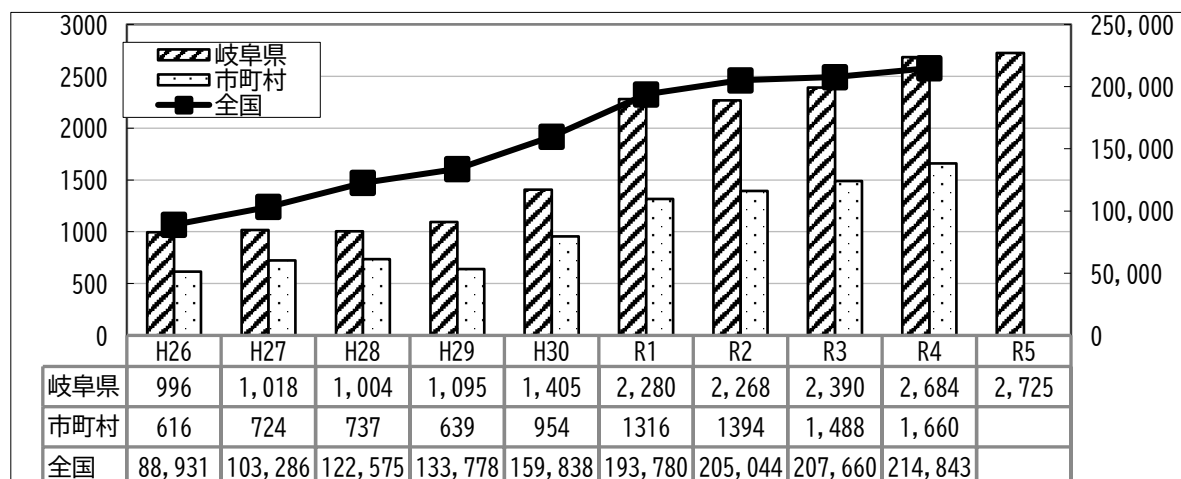
(出典：岐阜県の人口・世帯数（岐阜県調べ）)

(2) 県子ども相談センターにおける児童虐待相談対応件数の状況

県子ども相談センターにおける児童虐待相談対応件数は毎年増加しており、令和5年度は2,725件（対前年度比106%）で過去最大の件数となりました。

(図2-1-2) 児童虐待に係る相談対応件数

(単位：件)



(各年度3月31日時点)

(出典：福祉行政報告例)

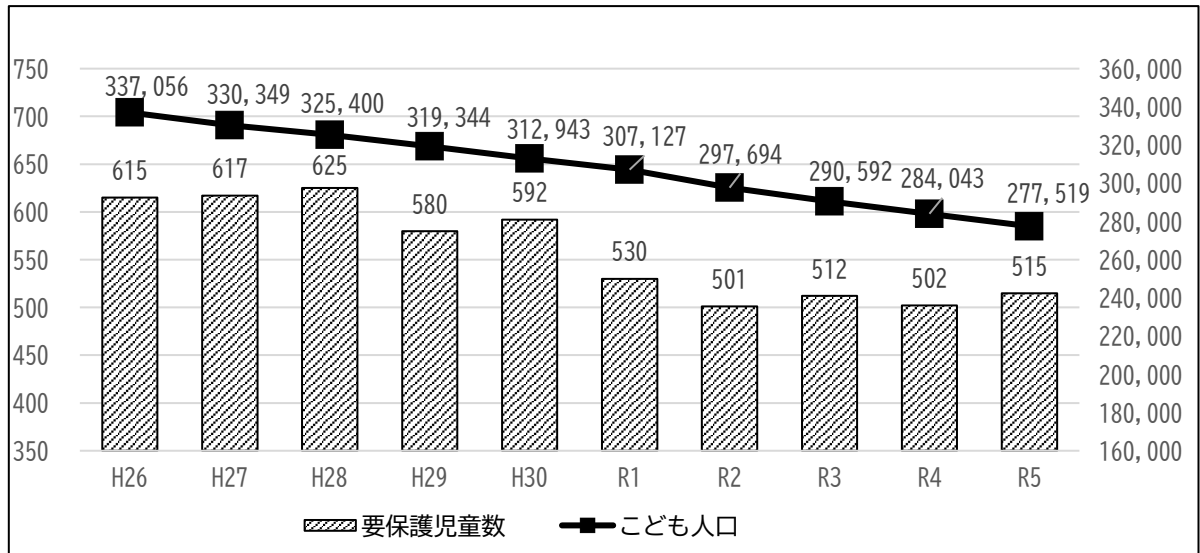
(3) 要保護児童数の状況

本県の要保護児童数は令和6年3月1日時点で515人です。

こども人口が減少しているにもかかわらず、近年横ばいの状況が続いています。

(図2-1-3) こども人口及び要保護児童数推移

(単位：人)



(各年度3月1日時点)

(出典：県子ども家庭課調べ)

(4) 乳児院及び児童養護施設の状況

本県には、乳児院が2箇所、児童養護施設が10箇所、所在しています。

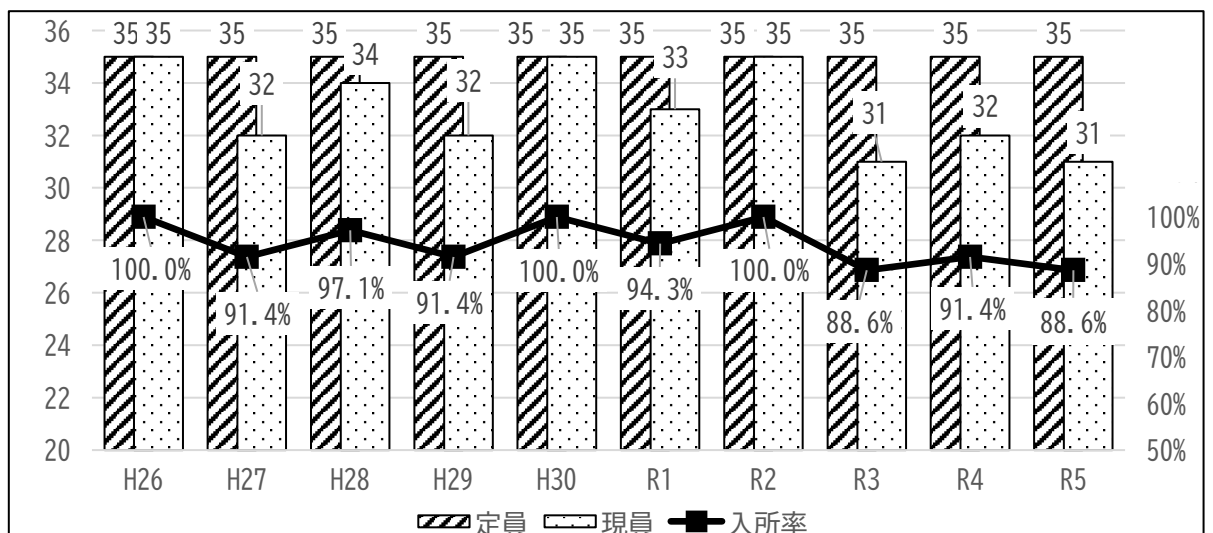
令和6年3月1日時点の入所定員は、乳児院では35人、児童養護施設では447人です。

また、入所定員に対する入所児童の割合は、乳児院が88.6%、児童養護施設が88.1%となっています。

特に児童養護施設では、小規模化の影響等により、入所定員が減少しています。

(図2-1-4) 乳児院の定員及び入所率

(単位：人)

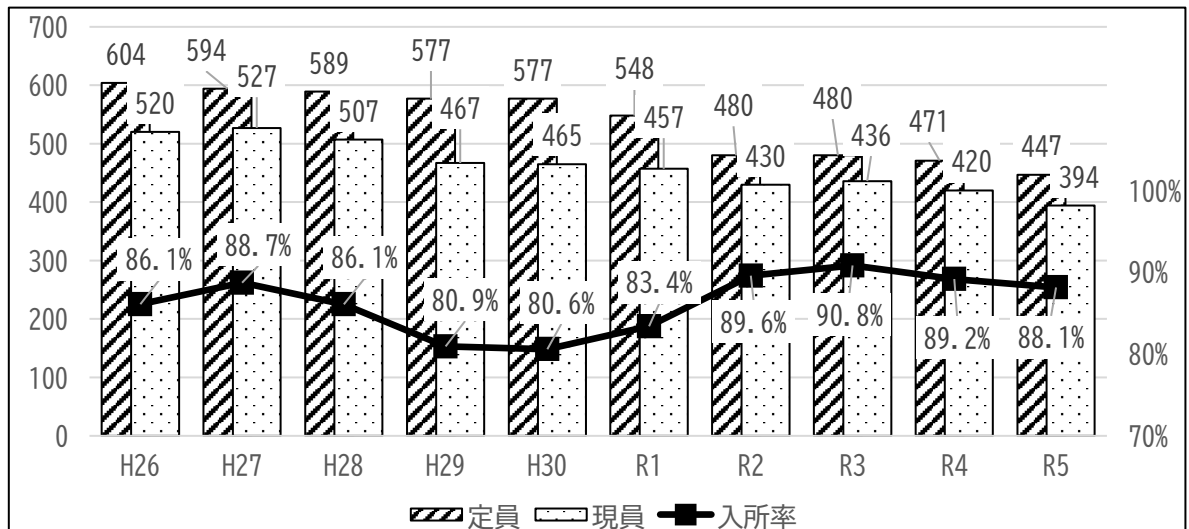


(各年度3月1日時点)

(出典：県子ども家庭課調べ)

(図2-1-5) 児童養護施設の定員及び入所率

(単位：人)



(各年度3月1日時点)

(出典：県子ども家庭課調べ)

(5) 里親及びファミリーホーム

(ア) 里親及びファミリーホームへのこどもの委託状況

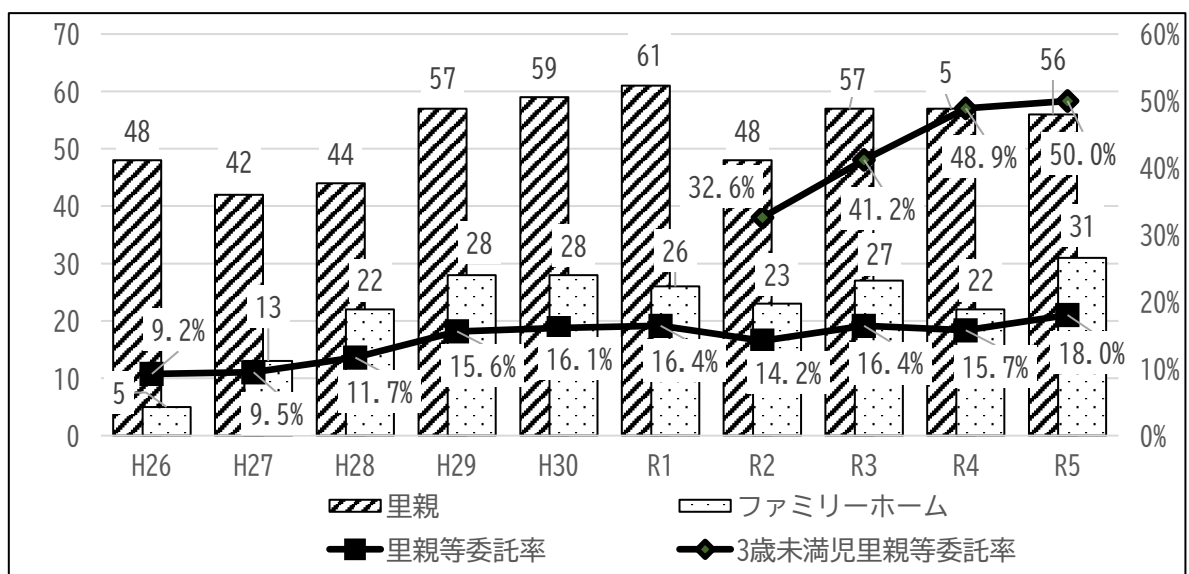
本県においては、令和5年度末時点で、里親へ56人、ファミリーホームへ31人のこどもが委託されており、合計87人が養育されています。

要保護児童における里親等委託率は18.0%であり、年々上昇傾向にあります。なお、3歳未満児の里親等委託率は50.0%となっています。

※里親等委託率：要保護児童のうち里親及びファミリーホームへ委託されたこどもが占める割合

(図2-1-6) 里親及びファミリーホームへのこどもの委託状況

(単位：人)



(各年度3月31日時点)

(出典：福祉行政報告例)

※【参考】里親等委託率(全国)：24.3%(令和4年度)

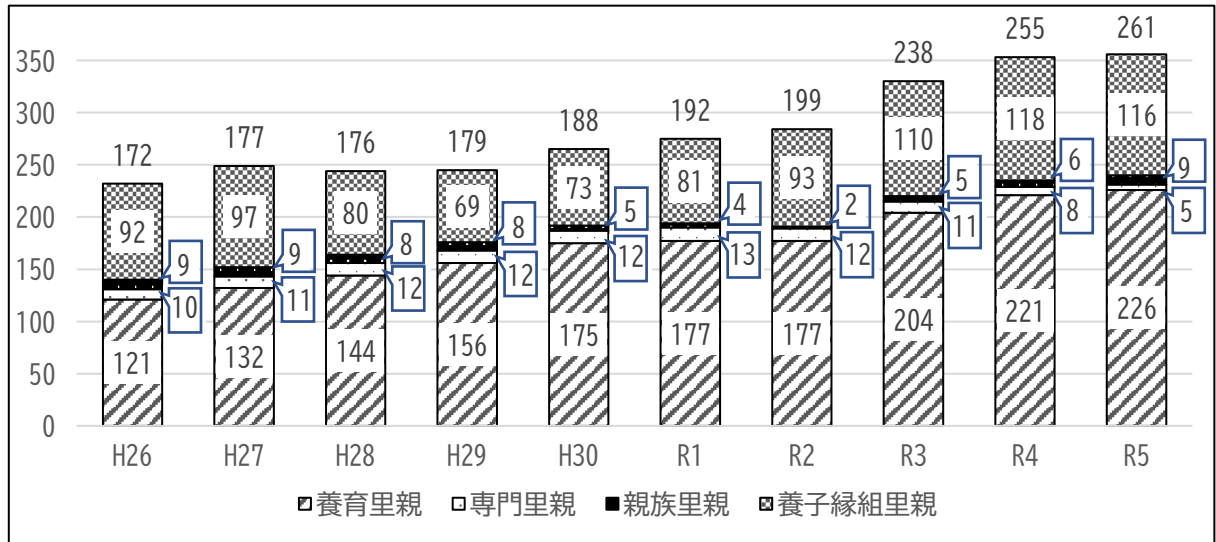
(イ) 里親登録数の推移

里親登録数は、令和5年度末で261世帯と、年々増加傾向にあります。

登録里親の種類別にみると、養育里親は226世帯と大半を占め、養子縁組里親116世帯、親族里親9世帯、専門里親5人と続いています。

(図2-1-7) 里親登録数の推移

(単位：世帯、人)



(各年度3月31日時点)

(出典：福祉行政報告例)

第3章

岐阜県社会的養育推進計画の前期取組の総括

1 前期に設定した指標の進捗状況

岐阜県社会的養育推進計画の前期期間（令和2～6年度）では、下記のとおり8つの項目に19の数値指標を掲げ、推進を図ってきました（再掲（※）除く）。

1 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

指標を設定する項目		R元実績	R5実績	R6指標	R11指標
1	「権利ノート」を活用する児童養護施設及び一時保護施設の数(全12施設)	11施設	12施設	12施設	12施設
2	「こどもの権利擁護」に関する研修受講	4.1%	99.1%	100%	100%
3	一時保護施設退所児童へのアンケート実施割合	0%	100%	100%	100%

2 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた取組

指標を設定する項目		R元実績	R5実績	R6指標	R11指標
1	子育て世代包括支援センター設置市町村数(全42市町村)	26市町	42市町村	42市町村	42市町村
2	子ども家庭総合支援拠点設置市町村数(全42市町村)	11市町村	38市町村	42市町村	42市町村

3 里親等への委託の推進に向けた取組

指標を設定する項目		R元実績	R5実績	R6指標	R11指標
1	里親等委託率：合計	16.4%	18.0%	29.2%	41.7%
	0歳～3歳未満	38.5%	50.0%	48.1%	67.9%
	3歳～就学前	22.0%	22.1%	35.4%	47.9%
	学童期以降	11.9%	13.9%	25.8%	37.5%
2	専門里親の数	13人	5人	21人	31人

4 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

指標を設定する項目		R元実績	R5実績	R6指標	R11指標
1	特別養子縁組に関する研修を受講した児童福祉司の割合	0%	92%	100%	100%
2	養子縁組里親資質向上研修を受講した養子縁組里親の割合	0%	72%	100%	100%
3	実親が特別養子縁組を希望するこどもの特別養子縁組成立割合	100%	100%	100%	100%

5 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

指標を設定する項目		R元実績	R5実績	R6指標	R11指標
1	全ての棟が小規模化・地域分散化した乳児院及び児童養護施設の数(全12施設)	3施設	5施設	8施設	12施設
2	グループホーム割合	15.3%	23.2%	24.3%	35.2%
3	一時保護専用機能を有する乳児院、児童養護施設の数(全12施設)	0施設	1施設	6施設	9施設
4	自立支援担当職員または職業指導員の配置施設数(全10施設)	3施設	9施設	10施設	10施設

6 一時保護改革に向けた取組

指標を設定する項目		R元実績	R5実績	R6指標	R11指標
1	平均一時保護日数	16.3日	23.1日	10日	7日
2	一時保護施設職員における対応力向上研修の受講割合	33.3%	55.5%	100%	100%
※	一時保護専用機能を有する乳児院・児童養護施設の数(全12施設)(再掲)	0施設	1施設	6施設	9施設
※	一時保護施設退所児童へのアンケート実施割合(再掲)	0%	100%	100%	100%

7 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

指標を設定する項目		R元実績	R5実績	R6指標	R11指標
1	ぎふ職親プロジェクト加盟企業の数	43企業	76企業	77企業	122企業
※	自立支援担当職員または職業指導員の配置施設数(全10施設)(再掲)	3施設	9施設	10施設	10施設

8 子ども相談センターの強化等に向けた取組

指標を設定する項目		R元実績	R5実績	R6指標	R11指標
1	児童福祉司一人あたりの担当ケース数	24ケース	70.5ケース	30ケース	20ケース
2	子ども相談センター保健師配置数	0人	4人	5人	5人

2 前期の取組総括

それぞれの具体的な指標達成状況とその評価については、第3章の各項目において実施しますが、ここでは全体を俯瞰して主要項目を評価・分析し、それに基づく総括を行います。

(1) 令和6年度の指標を達成する見込みの指標

- ・全19項目のうち、9の項目で令和6年度指標を達成する見込みです。
- ・主な項目とその評価は以下のとおりです。

①一時保護施設退所児童へのアンケート実施割合

＜評価＞令和2年度から指標を達成し、以降継続しています。アンケート回答をもとにルールを随時見直す等の取組を実施しています。

②実親が特別養子縁組を希望するこどもの特別養子縁組成立割合

＜評価＞実親が希望する場合は丁寧なマッチングを行い、全てのケースについて確実な特別養子縁組成立につなげました。また、縁組成立後、半年間は子ども家庭支援センターへの委託により、成立後の支援を実施しました。

③グループホーム割合

＜評価＞家庭養育優先原則に基づき、児童養護施設等においても家庭的環境での養育を行うべく、県と施設が緊密に連携しながら、小規模化に係る計画的な整備を推進しました。

(2) 令和6年度の指標を達成しない見込みの指標

- ・全19項目のうち、10の項目で令和6年度指標を達成しない見込みです。
- ・主な項目とその評価は以下のとおりです。

①里親等委託率

＜評価＞こどもの特性により里親に委託することが困難なケースが一定数あるほか、長期間、施設に入所しているこどもも多く、こども及び実親の意向を含め、急激に里親等委託率を向上させることは容易ではありません。引き続き「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障」に基づく事業を継続して展開していく必要があります。

②一時保護専用機能を有する乳児院、児童養護施設の数

＜評価＞一時保護専用機能の設置を検討する施設はありますが、国による配置職員基準(2.5人)の少なさが課題となり設置が進んでいない状況です。今後も国に対して基準を見直すよう要望を継続するとともに、国の動向を注視していく必要があります。

③平均一時保護日数

＜評価＞虐待経験等から慎重な児童アセスメントを要するケース、困難な家族調整を要するケース、裁判所の承認を得るケースなどの要因から一時保護日数は全国的

にも増加傾向にあります。引き続きこどもの最善の利益に資する処遇となるよう適切に対応する必要があります。

(3) 全体総括

- ・ 前期計画において設定した全19項目の指標のうち、9項目を達成することができる見込みですが、家庭養育優先原則の理念を踏まえ、今後も継続した取組が必要です。
- ・ このうち、前期計画の主要指標である里親等委託率の向上にあたっては、里親の確保、質の向上に加え、里親支援体制の構築や地域の理解促進など、多方面での施策推進が継続して必要となりますが、こうした支援体制が整う前に里親等委託率の向上を推進していくことは、結果的にこどもの養育の安定につながらない可能性も懸念されます。
- ・ 一方、施設においても、安定的な養育や小規模化による家庭的養育の推進、家族支援、地域支援、自立支援等の積極的な実践も展開しているところであり、こうした施設の特性を活かしながら、施設と里親が協働連携し、車の両輪として社会的養育の受け皿となっていく必要があります。
- ・ 本県としては、今後もこどもに寄り添いながら、子ども相談センターによる適切なアセスメントを行い、こどもの最適な措置先の選定や家庭復帰の支援などにつなげることで、こどもの最善の利益を追求していきます。

第4章

社会的養育の推進に向けた取組

1 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

○こどもの意見聴取、意見表明権の保障及び権利擁護に係る環境整備

平成6年に国が批准した「子どもの権利条約」では、こどもを「権利をもつ主体」と位置づけ、大人と同様にひとりの人間としての人権を認めるとともに、平成28年改正児童福祉法では、すべてのこどもが「権利の主体」として適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保証される権利を有することが明確化されました。

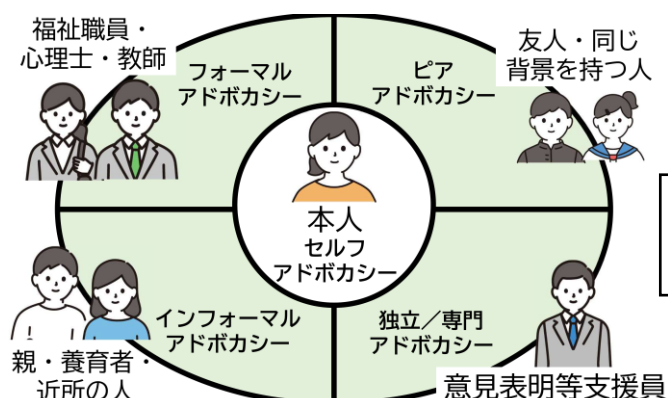
こうしたことを受け、以下の施策を展開します。

- ・社会的養護のもとにあるこどもたち自身がこどもの権利について知る機会を提供していきます。
- ・こどもが意見を表明しやすい環境を整えるため、一時保護施設や児童養護施設等で暮らすこどもたちに意見表明等支援員を派遣する「意見表明等支援事業」を実施します。
- ・一時保護や施設入所等義務付けられた場面でこどもへの意見聴取を確実にいき、こどもの意見を援助に反映するため、子ども相談センター職員の資質向上を図ります。
- ・岐阜県児童福祉審議会に「子どもの権利擁護部会」を設置し、こどもの意見や意向に関して部会が調査・審議した上で意見の具申が行われる仕組みを構築します。

指 標	意見表明等支援事業を利用可能なこどもの割合 【R5実績】未実施 → 【R11】100%
-----	--

<参考> 意見表明等支援事業とは

こどもの福祉について知識や経験を有し、研修を受けた人（意見表明等支援員）が、こどもの思いを丁寧に聞き取った上で、関係機関と連絡調整を行い、こどもの思いを適切に代弁する事業です。



それぞれの立場が補完し合い、こどもの声を聞くことが大切。

(1) 前期期間における施策の状況と地域の現状

【1】前期期間における方針

当項目について、現行計画では次のように現状等を整理し、県施策の方針を示しました。

1994年、国において「子どもの権利条約」を批准しました。この条約では、こどもを「権利をもつ主体」と位置づけ、大人と同様にひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利を定めています。そして、平成28年の児童福祉法等改正においては、すべてのこどもが「権利の主体」として適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保証される権利を有することが、明確化されました。しかしながら、こどもたちは、自分たちが持つ権利について知る機会があまりありません。さらに児童養護施設等に入所しているこどもは、実親と生活しているこどもと比べて自ら意見を表明する機会が少ない状況となっています。「こどもが権利の主体」であることを踏まえ、当事者であるこどもが有する権利についての説明や、こどもが直接意見を表明できる仕組みの整備等について、検討を進めていく必要があります。

【2】前期期間における各種施策の展開状況

上記方針に基づき、本県では以下のような各種施策を展開しています。

(ア) こどもへの意見聴取等措置

- ・ 一時保護や入所などの措置時など、子ども相談センターにおいてこどもの意見聴取が義務付けられた場面では、こどもが理解しやすい言葉で説明を行い、こどもの意見や希望を丁寧に聞き取っています。また、こどもの意向を確認するためのチェックリストを作成し、必要な場面で確実にこどもの意見聴取を行うようにしています。

(イ) 意見表明等支援事業

- ・ 一時保護されたこども、児童養護施設等への入所や里親委託になるこどもに対して、令和5年度までに作成された「こどもの権利ノート」を用いて、こどもの権利が守られること、こどもも自由に意見が言えること、困ったときや嫌なことがあった場合には誰に言えば良いか等を説明しています。
- ・ 一時保護施設を退所するこどもにアンケートを実施し、一時保護施設のルールの見直しや運営の改善を図っています。
- ・ 一時保護施設へ意見表明等支援員が定期的（月2回）に訪問し、一時保護中のこどもに対してこどもの思いを直接聞き取り、その結果を県に適切に伝達することで、一時保護施設の処遇改善などに反映しています。
- ・ 児童養護施設等入所や里親委託されたこどもに意見表明等支援員が訪問する事業を令和6年度中に導入するべく、準備を進めています。

(ウ) こどもの権利擁護に係る環境整備

- ・ 令和6年度から、岐阜県児童福祉審議会に設置されていた「被措置児童虐待部会」を「子どもの権利擁護部会」に改め、こどもが意見の申し立てを希望した場合に、部会がこどもの意見を聞き、調査・審議した上でこどもの意見についての具申が行われる仕組み

を構築しました。今後、こどもが意見を申し立てる際の手続きや方法を、こどもの権利ノート等を通じてわかりやく伝えるとともに、こどもがアクセスしやすい環境となるよう整備していきます。

- ・ こどもの権利をはじめとする人権課題について、教員の理解を深め、各学校における指導の充実に資する研修を実施するとともに、児童生徒の人権感覚の向上と学校、家庭、地域が一体となった人権教育を推進しています。

(工) こどもの権利擁護に関する研修の実施

- ・ こどもの権利擁護に関する研修を毎年実施し、子ども相談センター職員、児童養護施設等職員、里親など社会的養護の関係職員が受講しています。

【3】前期期間における指標の達成状況

- ・ 前期期間において、当該項目に関連して設定した令和6年度指標とその達成状況及び自己評価については以下のとおりです。
- ・ 令和6年度指標を設定した項目は、令和5年度時点で「達成」及び「概ね達成」となっており、引き続きこどもの権利擁護に向け、各種施策を展開していきます。

	指標を設定する項目	R5実績	R6指標	進捗	自己評価
1	「権利ノート」を活用する児童養護施設及び一時保護施設の数(全12施設)	12施設	12施設	達成	全ての施設で入所時等に権利ノートを活用した説明が実施できている
2	「こどもの権利擁護」に関する研修受講	99.1%	100%	概ね達成	オンラインを活用し、より広く適切にアドボケイト研修を実施できている
3	一時保護施設退所児童へのアンケート実施割合	100%	100%	達成	R2から指標を達成し以降継続。アンケート結果を施設改善に活用できている

(2) 前期期間を踏まえた課題等

各種施策や指標の達成状況を踏まえ、課題となっている事項は以下のとおりです。

(ア) こどもへの意見聴取等措置

- ・ こどもの意向を確認するにあたっては、こどもの年齢や発達の状況を踏まえ、こどもが理解しやすい言葉や表現を用いるなど説明の仕方を工夫したり、乳児等については言葉だけでなくその様子から判断したりするなど聞き取る側のコミュニケーションスキルの向上が求められています。
- ・ また、こどもがリラックスできる場所や時間など、こどもが安心して意見を述べることができるような環境を整えることも必要になります。

(イ) 意見表明等支援事業

- ・ 意見表明等支援事業を適切に実施するにあたっては、パンフレットやホームページでの情報提供など、こどもや関係者に意見表明等支援事業についてわかりやすく知らせ、こどもが自由に意見を言いやすい雰囲気を作るような導入が必要になります。また、こどもがいつでも制度を利用できる体制づくりが求められています。

- ・ こどもがいつでも制度を利用できるようにするために、こどもの意見を適切に聞き取り、反映するための専門的なスキルを持つ意見表明等支援員の確保や養成が重要になりますが、これには一定の期間が必要になります。

(ウ) こどもの権利擁護に係る環境整備

- ・ 全てのこどもに制度の存在が理解され、アクセスしやすい仕組みとなるよう、パンフレットやポスターの配布、ホームページでの情報提供など、制度周知の方法を工夫することが必要です。
- ・ こどもが自分に合った方法で意見を述べることができるように電話やメール、オンラインフォームなど、制度へのアクセスの仕組みを複数整備する必要があります。
- ・ こどもが制度を利用する際の手続きや方法についても、わかりやすく説明する必要があります。

(エ) こどもの権利擁護に関する研修の実施

- ・ こどもの意見聴取等措置や意見表明等支援事業の導入にあたって、子ども相談センター職員や、児童養護施設等職員、里親などの関係者への研修をより実践に即した内容としていく必要があります。
- ・ 意見表明等支援員に対する研修や人材育成について拡充していく必要があります。

(3) 後期期間の方針と各種施策

【1】後期期間における方針

現状等を踏まえ、当項目に係る後期期間の県施策の方針は以下のとおりとします。

まず、こどもたち自身がこどもの権利について知る機会を提供していくことが重要です。社会的養護のもとにあるこどもについては、義務付けられた場面でこどもへの意見聴取を確実にいき、こどもの意見を援助方針に反映するため、子ども相談センター職員のこどもの権利擁護に係る資質向上を図ります。

また、こどもが意見を表明しやすい環境を整えるため、一時保護施設や児童養護施設等で暮らすこどもたちに意見表明等支援員を派遣します。そのため支援員の確保と養成を行います。

加えて、こどもが直接意見を表明できる仕組みとして、岐阜県児童福祉審議会にこどもの権利擁護部会を設置し、適切に運営していきます。

【2】後期期間における各種施策の展開

上記方針に基づき、後期期間に展開する県施策は以下のとおりです。

(ア) こどもへの意見聴取等措置

○こどもからの意見聴取を踏まえた措置

- ・ 令和6年度から利用しているチェックリストの活用状況及び意見聴取を踏まえた措置実施後のこどもの満足度を調査し、こどもの意見がどの程度反映されているか、こどもがどのように感じているかを把握するとともに、こどもの意見がより適切に反映される制度運用となるよう検証します。

- ・ 子ども相談センター職員に対して、こどもの発達段階に応じたコミュニケーション方法や、こどもの意見を適切に聞き取るためのスキルを身につける研修を行い、こどもの年齢や発達に応じた適切な意見聴取等を踏まえた措置を行うよう職員の資質向上を図ります。

○権利ノートの活用拡大

- ・ 子ども相談センター職員が、一時保護時、児童養護施設等入所・里親委託時に「権利ノート」を配布・説明し、こどもが自分の権利を理解し、適切に行使できるよう支援します。
- ・ 児童養護施設等職員から入所児童に対し、権利ノートを入所時及び機会を捉えて定期的に配布・説明します。
- ・ 児童養護施設等への入所や里親等委託時だけでなく、入所や委託以降も定期的に権利ノートを使ってこどもに説明することで、こども自身が自分の権利を再確認できるようにします。
- ・ 意見表明が困難な乳幼児や知的障害などをもつこども等に対しても支援ができるよう、こどもの発達に応じたコミュニケーション方法の検討を行います。

○一時保護施設退所児童等の意見聴取

- ・ 一時保護施設を退所するこどもへのアンケートを継続し、意見を聴取することで一時保護施設の運営改善等に活用していきます。
- ・ また、一時保護の半数を占める委託一時保護児童については、退所時アンケートの実施を検討するとともに、意見表明等支援事業の中の意見聴取についても実施を検討します。

(イ) 意見表明等支援事業

○意見表明等支援の推進

- ・ 事業の目的や利用方法、意見表明等支援員の役割などを記載したチラシ等の作成や権利ノートへの記載により、こどもが安心して制度を利用できるようわかりやすく説明します。
- ・ オンラインでの意見表明システムの導入やこどもが安心して話せる場所の提供など、事業がいつでもだれにでも利用しやすい制度となるような仕組みを構築します。
- ・ 意見表明等支援員の人員確保に努めるとともに、こどもの発達段階に応じたコミュニケーション方法を踏まえて、こどもの意見を適切に聞き取る専門的スキルの向上につながる養成研修を行います。

(ウ) こどもの権利擁護に係る環境整備

○こどもの権利擁護の推進

- ・ こどもの権利ノートに、意見表明等支援事業や岐阜県児童福祉審議会「子どもの権利擁護部会」への意見の申し立て制度などのこどもの権利擁護のしくみをわかりやすく入れ、改訂版として作成します。
- ・ こどもが意見を言いたいときにアクセスしやすいよう、電話やメール、オンラインフォームなど、こどもが利用しやすい複数の媒体による窓口を用意するなどの検討を進めます。

- ・ 各種措置となったこどもを対象として、こどもの権利擁護に関する取組の認知度や利用度、満足度についてアンケート調査を実施し、こどもの意見がより適切に反映される制度となるよう検証するとともに、必要に応じて制度の改善を行います。

○「こどもの権利」の教育

- ・ 児童生徒が、すべてのこどもに権利があることや、その内容について正しく理解することができるよう、学校教育の中で「子どもの権利条約」等を学ぶ機会を位置付け、知識の普及や意識の啓発を図っていきます。

○社会的養護等に係る啓発

- ・ パンフレットやポスターの配布など、市町村と連携した制度等の広報啓発活動を推進します。
- ・ こどもが困ったときにすぐに相談できるよう、「児童相談所虐待対応ダイヤル189」等の相談窓口の連絡先や利用方法を周知するカードを作成し、毎年夏休み前に県内小・中・高等学校等のこどもたちへ配布します。

<参考>親子関係再構築支援とは

こどもを育てていく上で課題に直面している家庭について、親子の関係のあり方を見直し、こどもにとってよりよい関係を築いていくお手伝いをすることです。

心理検査の結果から、今のこどもの発達の状態からみた「見たり聞いたりしたことから考え、ことばで表現する力」の強みや弱み、こどもが不安に感じていることなどを伝えます。親子双方の気持ちを聞きながら、親子の間の課題について一緒に取り組みます。親の関わり方を少し変えることが効果的であれば、「ペアレントトレーニング」などを実施し、こどもに合った親の関わり方を伝えていきます。こどもについても、「ソーシャルスキルトレーニング」や、「アンガーマネジメント」といった人との関わり方、気持ちのコントロールなどの練習に取り組むこともあります。

親とこどもが再び一緒に暮らすことが難しい場合にも、こどもが親との関係について自分なりに整理して生きていけるよう、自分の生き立ちについてあらためて振り返る「ライフストーリーワーク」に取り組むなど、こどもが自分自身を「大切なかけがえのない存在である」と感じてもらえるよう支援しています。

(4) 後期期間における指標の設定

現状と課題、今後の方針を踏まえ、以下のとおり指標を設定します。

特に、◎とした項目は具体的な数値指標を有することが事業の進捗に寄与することから、年度ごとの定量的な指標を設定します。

指標を設定する項目		R5 実績	R6 指標	R7 指標	R8 指標	R9 指標	R10 指標	R11 指標
◎社会的養護に関わる関係職員(※)及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数	実施回数	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
	受講者等数	807人	833人	860人	887人	914人	941人	968人
◎意見表明等支援事業を利用可能な子どもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用した子どもの割合	事業を利用可能な人数	—	616人	608人	605人	598人	591人	585人
	事業を利用可能な割合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%
・意見表明等支援事業を利用した子どもの割合	子どもの割合	—	/					100%
・措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組に係る子ども本人の認知度・利用度・満足度の確認体制の整備	体制の有無	無	/					有
・措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度の確認体制の整備	体制の有無	無	/					有
・措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度の確認体制の整備	体制の有無	無	/					有
・岐阜県児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する専門部会またはその他の子どもの権利擁護機関の設置及び運営体制の整備	体制の有無	無	/					有
・社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者である子ども(社会的養護経験者を含む。)の委員としての参画体制や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制の整備	体制の有無	無	/					有

※子ども相談センター、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、子ども家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員

(5) 後期期間における指標の進捗状況の把握と評価

後期期間における本項目の取組状況については、以下の指標により進捗状況の把握を行うとともに、毎年度、評価を行います。

- ・社会的養護に関わる関係職員（子ども相談センター、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、子ども家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）及び子ども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数
- ・意見表明等支援事業の実施状況（利用可能なこどもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用したこどもの割合、第三者への事業委託状況（こどもと利益相反のない独立性を担保しているか））
- ・措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度（知っているか）・利用度（利用したことがあるか、利用しやすいか）・満足度（利用してどうだったか）
- ・措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度
- ・措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度
- ・岐阜県児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会またはその他のこどもの権利擁護機関の設置状況、当該専門部会または権利擁護機関に対しこどもから意見の申立てがあった件数
- ・社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画の有無や、措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無

2 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

○市町村における相談支援体制の充実、子ども家庭支援センターの機能強化

児童虐待相談対応件数が増加し続ける中、身近な地域における要保護・要支援家庭への在宅支援の重要性が高まっています。各市町村においては、家庭支援事業などの支援メニューを充実させ、相談支援体制の強化を図り、児童虐待の予防も含めた効果的な支援が行えるよう支援していく必要があります。

こうしたことを受け、以下の施策を展開します。

- ・市町村における「こども家庭センター」の設置及び家庭支援事業の実施を支援します。
- ・子ども相談センターの業務を補完するとともに、地域の専門機関として市町村を支える「子ども家庭支援センター」の機能強化及び安定的な運営体制を確保します。

指 標	こども家庭センターの設置市町村数 【R5実績】未設置 → 【R11】42市町村
-----	--

【①市町村の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組】

(1) 前期期間における施策の状況と地域の現状

【1】前期期間における方針

当項目について、現行計画では次のように現状等を整理し、県施策の方針を示しました。

児童福祉法において、市町村は、住民の第一義的な児童家庭相談窓口となり、こどもと家庭に関する各種の相談を受けることが規定されています。児童虐待の重篤化を防ぐためには、妊娠期からの切れ目のない支援を充実し、妊婦や乳幼児へは市町村の母子保健部門、就学後のこどもへは学校や警察などの関係機関が協力して、要保護児童等に対応する必要があります。そして、要保護児童対策地域協議会に参画する機関とともに、支援を進めていかなければなりません。児童虐待相談対応件数が増加している中、子ども相談センターが重篤なケースを中心にその専門性を効果的に発揮するためにも、市町村における相談の受付や初期対応の役割がますます重要になっています。このため、市町村における相談体制を強化し、県と連携して取り組んでいく必要があります。

【2】前期期間における各種施策の展開状況

上記方針に基づき、本県では以下のような各種施策を展開しています。

(ア) こども家庭センターの普及、連携体制、人材育成等

- 改正児童福祉法において、「子育て世帯包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の2つの機能を統合した「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務とされました。
- 令和6年4月1日時点で、本県では28市町村（66.7%）が設置済みとなっており、その他市町村も設置に向けた準備を進めています。

(表4-2-1) 県内市町村における設置状況

	設置済	未設置	計
市町村数	28	14	42

(令和6年4月1日現在)

(出典：県子ども家庭課調べ)

- 児童虐待相談対応件数が増加し続ける中、市町村での要保護・要支援家庭への在宅支援による児童虐待の予防がより重要になっています。
- 県は、市町村職員研修や圏域での児童福祉担当課長会議等において、先行市町村の取組状況を紹介することで、こども家庭センターの設置を促進しています。
- 中央子ども相談センターに連携支援課を設置し、市町村支援児童福祉司や児童相談派遣専門職が市町村を巡回し、市町村の相談支援のあり方や要保護児童対策地域協議会の運営について助言を行うとともに、要保護児童対策地域協議会調整機関の担当者研修や市町村児童相談担当職員への研修を毎年実施しています。
- 子ども相談センターが受理したケースの中で、市町村が対応することが適当な事例については、子ども相談センターから市町村へ送致を行っています。
- 市町村の相談支援体制の強化に伴い、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童数は増加傾向にあります。各市町村において、こども家庭センターの設置要件となる統括支援員の配置も含め、人員体制の強化を促進しているところです。

(表4-2-2) 要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童数

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5
要保護児童対策地域協議会支援対象児童数	2,392件	2,362件	2,551件	2,624件

(各年度3月31日現在)

(出典：県子ども家庭課調べ)

※平成24年度地域協議会登録ケース数：1,859件

(出典：国調査「平成25年度子どもを守る地域ネットワーク等調査」)

(イ) ヤングケアラーに対する支援

- 県子ども家庭課及び中央子ども相談センターに、ヤングケアラーコーディネーターを3名配置し、関係機関が連携して支援できるように啓発や助言を行っています。
- ヤングケアラーや支援者が集い語り合う場として、令和5年度からオンラインサロンを開催しています。(令和5年度実績：8回、令和6年度実施予定：8回)
- また、令和6年度から、ヤングケアラーが気軽に相談できるSNS相談窓口を設けています。
- 福祉・介護・医療・教育等の関係機関職員がヤングケアラーの支援に必要な知識とスキルを学ぶ研修を実施しています。

【3】前期期間における指標の達成状況

- ・ 前期期間において、当該項目に関連して設定した令和6年度指標とその達成状況及び自己評価については以下のとおりです。
- ・ 令和6年度指標を設定した項目は、令和5年度時点で「達成」及び「概ね達成」できています。令和6年度以降は2つの機能を統合する形で「こども家庭センター」の設置が進められることから、県としては迅速な設置に向けて市町村を支援していきます。

	指標を設定する項目	R5実績	R6指標	進捗	自己評価
1	子育て世帯包括支援センター設置市町村数 (全42市町村)	42市町村	42市町村	達成	全ての市町村に母子保健の視点に基づくセンターを設置することができた
2	子ども家庭総合支援拠点設置市町村数 (全42市町村)	38市町村	42市町村	概ね達成	概ね全ての市町村に児童福祉の視点に基づく拠点を設置することができた

(2) 前期期間を踏まえた課題等

各種施策や指標の達成状況を踏まえ、課題となっている事項は以下のとおりです。

(ア) こども家庭センターの普及、連携体制、人材育成等

- ・ こども家庭センターの設置は進んでいるものの、サポートプランの策定や各種家庭支援事業の実施、子ども相談センターからの指導委託に対応していくには、市町村の体制が必ずしも十分とは言えない状況にあります。
- ・ 今後、こども家庭センターにおける相談内容の複雑化・多様化が見込まれることから、市町村においては、より専門的、総合的な相談に対応できる人材確保に加え、県における効果的で継続的な市町村職員研修の実施が必要です。
- ・ 子ども相談センターから市町村に支援を委託する「市町村指導委託措置」の事例は非常に少ないのが現状です。

(イ) ヤングケアラーに対する支援

- ・ ヤングケアラーやその家族が適切な支援を受けられるよう、ヤングケアラーを早期に把握し、心情等に配慮した関わりを行いながら、市町村が中心となって関係機関と多分野で連携し、家庭への援助につなげていく必要があります。

(3) 後期期間の方針と各種施策

【1】後期期間における方針

現状等を踏まえ、当項目に係る後期期間の県施策の方針は以下のとおりとします。

児童虐待相談対応件数が増加し続ける中、市町村における要保護・要支援家庭への在宅支援の重要性が高まっています。母子保健部門と児童福祉部門が一体となった支援体制を構築するため、市町村にこども家庭センターの設置を促進し、市町村における相談支援体制の強化を支援します。

【2】後期期間における各種施策の展開

上記方針に基づき、後期期間に展開する県施策は以下のとおりです。

(ア) こども家庭センターの普及、連携体制、人材育成等

○こども家庭センターの設置促進

- ・ 各市町村の実情に適したこども家庭センターの設置及び効果的な運営を支援します。特に、小規模市町村については、先進自治体の事例などを共有しながら、効果的に設置・運営ができるよう支援していきます。
- ・ こども家庭センター職員の専門性を高めるため、統括支援員をはじめ職員の基礎研修及び資質向上のための実務研修を継続して開催します。

○相談体制の強化

- ・ 中央子ども相談センター連携支援課を中心として、市町村への巡回支援を引き続き実施し、市町村相互の取組の情報交換や先進事例を紹介する研修会を開催します。
- ・ こども家庭センターにおいて、支援を必要とするこどもと家族と一緒にサポートプランを作成し、家庭に対して包括的な支援ができるよう、社会資源の開拓やサポートプランの作成、支援方法などについても研修を実施します。

○市町村と子ども相談センターとの連携

- ・ 各子ども相談センターと圏域内の市町村職員、子ども家庭支援センター等との合同研修を実施し、子ども相談センターと市町村、子ども家庭支援センター等の連携を深め、お互いのスキルアップを図ります。
- ・ 中央子ども相談センター連携支援課が引き続き各市町村と子ども相談センターとの連携について助言するとともに、圏域ごとの研修会に参加し、各子ども相談センターと圏域市町村や子ども家庭支援センターとの連携強化を図ります。
- ・ 市町村送致、市町村指導委託ケースにおいて、市町村における支援が適切に行われるよう、各圏域の子ども相談センターが支援します。
- ・ 必要に応じ、関係する市町村職員に子ども相談センター援助方針会議への参加を促して、アセスメントのポイントの共有等について検討します。

○要保護児童対策地域協議会の機能強化

- ・ 各市町村の要保護児童対策地域協議会について、より関係機関の連携が深まり、実効性のある運営ができるよう、子ども相談センターもその一員として引き続き各市町村の調整機関を支援します。
- ・ 要対協調整担当者研修と児童福祉司法定研修を併せて実施し、子ども相談センターと市町村がお互いの専門性について理解が深められるようにします。

(イ) ヤングケアラーに対する支援

○ヤングケアラーへの直接支援

- ・ 県によるオンラインサロンやSNS相談窓口の継続実施、支援情報の提供等、デジタルツールを活用したヤングケアラーへの直接支援を実施します。
- ・ 市町村において、ヤングケアラーの早期発見と支援を強化するために、学校や地域の福祉機関と連携し、ヤングケアラーの状況を把握するための定期的な調査を実施します。

○ヤングケアラー支援機関等の連携

- ・ 福祉、介護、医療及び教育等の関係機関職員の研修や、ヤングケアラーコーディネーターによる市町村や関係機関へのコンサルテーションを行い、市町村が中心となって関係機関が連携し、ヤングケアラーとその家庭を援助できるよう支援します。
- ・ 地域のこどもの居場所において、ヤングケアラーを見守り、必要に応じて市町村の支援につなぐことができるよう、各種事業や研修を通じて支援していきます。

(4) 後期期間における指標の設定

現状と課題、今後の方針を踏まえ、以下のとおり指標を設定します。

特に、◎とした項目は具体的な数値指標を有することが事業の進捗に寄与することから、年度ごとの定量的な指標を設定します。

指標を設定する項目		R5 実績	R6 指標	R7 指標	R8 指標	R9 指標	R10 指標	R11 指標
◎こども家庭センターの設置市町村数	設置市町村数	0市町村	28市町村	32市町村	36市町村	42市町村	42市町村	42市町村
◎こども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修の実施回数、受講者数	研修実施回数	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回
	受講者数	210人	210人	220人	230人	240人	250人	260人
・県と市町村との人材交流の実施体制の整備	体制の有無	無	/					有
・こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備	体制の有無	無	/					有

(5) 後期期間における指標の進捗状況の把握と評価

後期期間における本項目の取組状況については、以下の指標により進捗状況の把握を行うとともに、毎年度、評価を行います。

- ・ こども家庭センターの設置市町村数
- ・ こども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修の実施回数、受講者数
- ・ 県と市町村との人材交流の実施状況
- ・ こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況

【②市町村の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組】

(1) 前期期間における施策の状況と地域の現状

前期期間における方針に基づき、本県では以下のような各種施策を展開しています。

(ア) 市町村の家庭支援事業等の整備・充実

- ・ 改正児童福祉法により、令和6年4月から市町村が実施する家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、養育支援訪問事業）が法制化されました。
- ・ 子育て短期支援事業については、これまでの委託先であった児童養護施設や乳児院だけでなく、里親等にも委託できるようになったことから、市町村において里親を積極的に活用するよう支援しています。
- ・ 特に、新たに創設された「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」については、市町村職員研修などの場において先行自治体の実施状況について共有するとともに、乳児院、児童養護施設、子ども家庭支援センター及び民間のこども支援団体などの社会資源の活用について検討を促しています。

(イ) 母子生活支援施設の体制整備・活用促進

- ・ 母子が安心して生活できる環境を提供し、自立に向けた支援を行うため、県内には3箇所の母子生活支援施設が設置されています。
- ・ DV被害者のほか、生活やこどもの養育に支援が必要な母子を、親子分離することなく保護するとともに、自立に向けた生活支援を実施しています。

<参考>家庭支援事業とは

令和4年改正児童福祉法により、新たに「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」が創設され、従来の「子育て短期支援事業」「一時預かり事業」「養育支援訪問事業」を加えた6事業については、児童福祉法上、「家庭支援事業」と位置付けられ、市町村による利用勧奨・措置が可能となりました。

市町村では、こども家庭センターのサポートプランにおいて、これらの事業を適切に組み合わせ、家庭に寄り添った支援を行います。



(2) 前期期間を踏まえた課題等

各種施策や指標の達成状況を踏まえ、課題となっている事項は以下のとおりです。

(ア) 市町村の家庭支援事業等の整備・充実

- ・ 令和6年度から制度化されたものであることから、市町村によっては、事業要綱の整備、事業委託先の確保、人的配置及び予算化が進んでいない状況にあります。
- ・ 特に、令和6年度からの新規事業（子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）については、社会福祉法人やNPO、地域の支援団体など地域における社会資源の開拓が十分進んでいません。

(イ) 母子生活支援施設の体制整備・活用促進

- ・ 精神疾患等を持つ母親など支援の難しいケースが増加する傾向にある中、施設の機能が十分に発揮されるよう、より専門的な知識を持つ人材の確保、育成が必要となります。
- ・ 母子を分離せずに安心・安全な環境で支援できる母子生活支援施設では、在宅支援の資源としても活用が期待されていますが、DV被害者の居場所を秘匿する必要から施設の住所地は一般的に非開示とされており、積極的な地域支援に向けての課題となっています。
- ・ DV被害や精神疾患等を持つ母親への支援を適切に行うため、医療機関との連携を促進する必要があります。

(3) 後期期間の方針と各種施策

【1】後期期間における方針

現状等を踏まえ、当項目に係る後期期間の県施策の方針は以下のとおりとします。

児童虐待相談対応件数が増加し続ける中、身近な地域における要保護・要支援家庭への在宅支援の重要性が高まっています。市町村において、家庭支援事業などの支援メニューを充実させ、サポートプランを親子と共に作って支えていけるよう相談支援体制の強化を図り、児童虐待の予防も含めた効果的な支援が行えるよう支援していきます。

特に、職員配置や財政面が不足する規模の小さい市町村に対しては、人材育成や地域資源の発掘なども支援していく必要があります。

また、親子分離を行うことなく支援できる施設として母子生活支援施設の周知広報と活用促進を図ります。

【2】後期期間における各種施策の展開

上記方針に基づき、後期期間に展開する県施策は以下のとおりです。

(ア) 市町村の家庭支援事業等の整備・充実

○子育て支援体制の強化

- ・ 各種家庭支援事業を実施する市町村数が拡大するよう、研修や会議の中で好事例の共有を行うなど、事業化の促進を図ります。
- ・ 家庭支援事業の実施拡大に向け、乳児院、児童養護施設、里親に加え、民間のこども支援団体など多様な担い手の確保を推進します。

(イ) 母子生活支援施設の体制整備・活用促進

○母子生活支援施設の体制整備

- ・ 母子生活支援施設の職員に対し、DVを含めた困難を抱える女性支援に関する研修等を開催し、人材育成を図ります。

○母子生活支援施設の活用

- ・ 母子生活支援施設の役割が、これまでのDV被害者支援を中心とする役割に加え、親子分離をせずに生活や養育に困難を抱える家庭を集中して援助する役割に広がっていることを踏まえ、市町村の子育て短期支援事業を利用した親子での短期宿泊など在宅支援への活用についても検討を進めます。
- ・ 市町村を中心とした関係機関への制度周知及び連携により、母子生活支援施設の一層の活用促進を図ります。

(4) 後期期間における指標の設定

現状と課題、今後の方針を踏まえ、以下のとおり年度ごとの定量的な指標を設定します。

指標を設定する項目		R5 実績	R6 指標	R7 指標	R8 指標	R9 指標	R10 指標	R11 指標
◎市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策(※)	市町村数	—	7市 町村	14市 町村	21市 町村	28市 町村	35市 町村	42市 町村
◎市町村が子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、子ども家庭支援センター数	委託箇所数	8 箇所	9 箇所	10 箇所	11 箇所	12 箇所	14 箇所	16 箇所

※市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策を達成した市町村数

(5) 後期期間における指標の進捗状況の把握と評価

後期期間における本項目の取組状況については、以下の指標により進捗状況の把握を行うとともに、毎年度、評価を行います。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策の達成率・ 市町村が子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、子ども家庭支援センター数 |
|--|

【③子ども家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組】

(1) 前期期間における施策の状況と地域の現状

前期期間における方針に基づき、本県では以下のような各種施策を展開しています。

(ア) 子ども家庭支援センターの機能強化に向けた県の支援・取組

- ・ 子ども家庭支援センターは、子ども相談センターを補完する地域の専門相談機関として、県内各圏域にそれぞれ1か所（計5か所）開設されています。
- ・ 子ども家庭支援センターに寄せられる相談件数についても、子ども相談センターの相談件数と同様に増加傾向にあります。

(表4-2-3) 子ども家庭支援センターにおける相談対応

年 度	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
相談件数	12,846件	11,167件	13,054件	15,362件	16,004件

(各年度3月31日現在)

(出典：県子ども家庭課調べ)

- ・ 子ども家庭支援センターは、子ども相談センターを補完する役割として、子ども相談センターからこどもと家族に対する指導措置を受託し、通所による援助などを実施しています。

(表4-2-4) 子ども相談センターからの受託による在宅指導

年 度	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
受託在宅指導件数	358回	395回	415回	387回	422回

(各年度3月31日現在)

(出典：県子ども家庭課調べ)

- ・ 各子ども家庭支援センターに、令和2年度から里親養育包括支援（フォスタリング）事業を委託し、各圏域の里親やこどもに寄り添った包括的な支援を実施しています。

(イ) 市町村との連携体制

- ・ 子ども家庭支援センターでは、センターが有する専門的な知識と経験を活かし、市町村の求めに応じ、技術的助言、通所による援助その他の必要な援助を実施しています。

(表4-2-5) 市町村の求めに応じて行った技術的助言その他の必要な援助

年 度	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
市町村への助言等援助回数	220回	118回	176回	194回	267回

(各年度3月31日現在)

(出典：県子ども家庭課調べ)

(2) 前期期間を踏まえた課題等

各種施策や指標の達成状況を踏まえ、課題となっている事項は以下のとおりです。

(ア) 子ども家庭支援センターの機能強化に向けた県の支援・取組

- ・ 市町村における多様な地域支援のニーズ増加を踏まえ、専門的な人材の確保や育成への支援が必要です。
- ・ 今後、更なる子ども家庭支援センターの設置にあたっては、地域の現状や課題、不足する社会資源を十分に検討する必要があります。

(イ) 市町村との連携体制

- ・ 要保護児童対策地域協議会の構成員として参画するなど、子ども家庭支援センターと緊密に連携している市町村がある一方で、活用できていない市町村があるなど連携状況には差があります。
- ・ 市町村の家庭支援事業の受託などを検討し、更に地域支援を進める必要があります。

(3) 後期期間の方針と各種施策

【1】後期期間における方針

現状等を踏まえ、当項目に係る後期期間の県施策の方針は以下のとおりとします。

子ども家庭支援センターにおいては、家庭への予防的支援を行う市町村の役割が拡大していることを踏まえ、子ども相談センターからの在宅指導の受託だけでなく、市町村に対する援助を深めるほか、市町村からの家庭支援事業などの受託を促進し、地域支援の専門機関として更なる機能強化を図ります。

【2】後期期間における各種施策の展開

上記方針に基づき、後期期間に展開する県施策は以下のとおりです。

(ア) 子ども家庭支援センターの機能強化に向けた県の支援・取組

- ・ 子ども相談センターの補完的役割を果たす拠点として、子ども相談センターからの指導措置の受託をはじめとして、複雑化するケースに対して専門的な援助が実施できるよう、子ども相談センターとの合同研修など人材育成への支援を行います。
- ・ 市町村における相談支援体制の強化が求められる中、市町村への助言、市町村からの親子指導の受託、市町村の家庭支援事業の受託など、子ども家庭支援センターの地域支援機能を高めるための支援を行います。

(イ) 子ども家庭支援センターの設置に向けた県の支援・取組

- ・ 地域の現状や課題、不足する社会資源を十分整理したうえで、必要に応じて更なる子ども家庭支援センターの設置について検討します。

(ウ) 市町村との連携体制

- ・ 子ども家庭支援センター及び市町村担当者の会議を定期的で開催して情報交換を行うとともに顔の見える関係を構築することで、密接な連携の向上を図ります。
- ・ 全ての市町村が子ども家庭支援センターに技術的助言を受け、指導要請を行うことができるよう体制を整備するとともに、市町村が行う家庭支援事業の受託を促進します。

(4) 後期期間における指標の設定

現状と課題、今後の方針を踏まえ、以下のとおり年度ごとの定量的な指標を設定します。

指標を設定する項目		R5 実績	R6 指標	R7 指標	R8 指標	R9 指標	R10 指標	R11 指標
◎子ども家庭支援センターの 設置数	設置数	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所
◎子ども相談センターからの 在宅指導措置委託件数	委託件 数	422件	422件	422件	422件	422件	422件	422件
◎市町村から家庭支援事業を 委託されている子ども家庭 支援センター数	箇所数	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所

(5) 後期期間における指標の進捗状況の把握と評価

後期期間における本項目の取組状況については、以下の指標により進捗状況の把握を行うとともに、毎年度、評価を行います。

- ・子ども家庭支援センターの設置数
- ・子ども相談センターからの在宅指導措置委託件数と割合（分母：指導措置委託全件数）
- ・市町村から家庭支援事業を委託されている子ども家庭支援センター数

3 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

○特定妊婦等の早期発見及び支援体制の強化

全国的に児童虐待の死亡事例は0歳児が最も多く、その中でも0カ月児が最も高い割合を占めているため、妊娠期から誰でも安心して相談できる体制を整備することが重要です。市町村において支援の必要な妊産婦等を早期に把握し支援につなげる体制を整備するほか、県が実施する妊産婦等生活援助事業と連携・協働し、妊産婦等が直面する多様な問題に対応し、妊産婦等が安心して相談できる環境の整備に取り組んでいく必要があります。

こうしたことを受け、以下の施策を展開します。

- ・妊産婦等が直面する多様な問題に対応し、妊産婦等が安心して相談できるよう、宿泊支援を含む包括的な妊産婦相談を行う妊産婦等生活援助事業を実施します。

指 標	特定妊婦等への支援に関する研修受講者数（市町村職員等） 【R5実績】80人 → 【R11】160人
-----	--

(1) 前期期間における施策の状況と地域の現状

当該項目は、前期期間において方針の記載はありませんが、ニーズ等を踏まえ、以下のとおり各種施策を展開しています。

(ア) 妊産婦等生活援助事業の整備

- ・妊産婦等生活援助事業を平成30年度から県内の乳児院2箇所で開催し、妊娠・出産に不安を抱える妊産婦の悩みに応じ、宿泊支援も含め伴走型で支援しています。
(令和5年度までは「産前・産後母子支援事業」として実施)

(表4-3-1) 妊産婦等生活援助事業実績

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5
相談延べ件数	460件	1,384件	1,709件	2,200件
相談者数	130人	166人	144人	177人

(各年度3月31日時点)

(出典：県子ども家庭課調べ)

(イ) 助産施設・助産制度の体制整備と周知

- ・県内の助産施設は、以下の5施設となっています。
 - ・岐阜市民病院(岐阜市所管)
 - ・県総合医療センター
 - ・大垣市民病院
 - ・県立多治見病院
 - ・県立下呂温泉病院

- ・ 県内の助産施設利用者数は以下のとおりです。

(表4-3-2) 助産施設の年間利用者数

年 度	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
助産施設利用者数	8人	5人	7人	5人	4人

(各年度3月31日時点)

(出典：県子ども家庭課調べ)

(2) 前期期間を踏まえた課題等

各種施策や指標の達成状況を踏まえ、課題となっている事項は以下のとおりです。

(ア) 妊産婦等生活援助事業の整備

- ・ 特定妊婦等の早期発見及び支援体制を強化するため、妊娠・出産に悩む人が相談窓口気づけるよう広報啓発を進めるとともに、市町村をはじめとする支援機関や医療機関への事業周知と事業者と支援機関との連携を深めていく必要があります。

(イ) 助産施設・助産制度の体制整備と周知

- ・ 助産施設について、利用方法やサービスの情報が、支援を必要とする女性に十分に行き届いていないことが課題となっています。

(3) 後期期間の方針と各種施策

【1】後期期間における方針

現状等を踏まえ、当項目に係る後期期間の県施策の方針は以下のとおりとします。

支援を必要とする妊産婦等に対しては、市町村こども家庭センターにおいて妊婦訪問支援、産後ケア、子育て世帯訪問支援事業等により適切に支援するほか、県が実施する妊産婦等生活援助事業と連携・協働しながら、妊産婦等が直面する多様な問題に対応し、妊産婦等が安心して相談できる環境の整備に取り組んでいく必要があります。

【2】後期期間における各種施策の展開

上記方針に基づき、後期期間に展開する県施策は以下のとおりです。

(ア) 妊産婦等生活援助事業の整備

- ・ 妊産婦等が直面する多様な問題に対応し、安心して相談できる環境を整えるため、専門的な知識と経験を持つ人員を配置し、個別のニーズに応じた支援を提供します。
- ・ 相談業務に加えて、妊産婦等が一時的に安心して過ごせる場所を提供し、身体的・精神的なケアを行う宿泊支援を中心とした包括的な生活支援を実施します。

(イ) 助産施設・助産制度の体制整備と周知

- ・ 助産施設について、利用できる場合や利用方法などをホームページなどでわかりやすく示し、支援を必要とする妊産婦や支援者に周知します。

(ウ) 市町村等との連携等

- ・ 市町村が妊産婦等生活援助事業による支援を必要とする女性を把握した場合は迅速に利用につなげるとともに、市町村において特定妊婦や妊娠・出産に悩む人を適切に把握し、要保護児童対策地域協議会と連携して積極的な支援を促進します。

(工) その他事業による支援体制の充実

- 市町村の妊婦訪問事業、産後ケア事業などへの取組情報を把握し、支援者間で共有するとともに、妊産婦等生活援助事業、助産制度、母子生活支援施設及び里親制度などの広域的な地域資源の情報共有や活用事例、転居等に伴うリスク等について支援者向けの研修を行います。

(4) 後期期間における指標の設定

現状と課題、今後の方針を踏まえ、年度ごとの定量的な指標を設定します。

指標を設定する項目		R5 実績	R6 指標	R7 指標	R8 指標	R9 指標	R10 指標	R11 指標
◎妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	事業所数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
◎助産施設の設置数	施設数	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所
◎特定妊婦等への支援に関する職員等に対する研修の実施回数、受講者数	実施回数	2回	2回	3回	3回	3回	4回	4回
	受講者数	80人	93人	106人	119人	132人	145人	160人

(5) 後期期間における指標の進捗状況の把握と評価

後期期間における本項目の取組状況については、以下の指標により進捗状況の把握を行うとともに、毎年度、評価を行います。

- 妊産婦等生活援助事業の実施事業所数
- 助産施設の設置数
- 特定妊婦等への支援に関する職員等に対する研修の実施回数、受講者数

4 一時保護改革に向けた取組

○一時保護の体制整備及びこどもの権利に配慮した機能強化

一時保護は、こどもの安全を迅速に確保し、こどもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行います。近年、児童虐待相談対応件数の増加に伴い、一時保護を要するこどもも増加しています。必要な保護に十分対応できるよう、一時保護施設の定員を確保する必要があります。また、一時保護は、こどもにとって精神的にも大きな不安を伴うことから、こどもに対して一時保護の理由や目的などを丁寧に説明するとともに、できる限り良好な家庭的環境のもと安心・安全に過ごせること、こどもの権利が守られ、適切なケアが提供されることが重要です。

こうしたことを受け、以下の施策を展開します。

- ・児童虐待相談対応件数の増加に伴い一時保護を要するこどもも増加していることから、必要な一時保護を迅速に確実にできる体制を整備する必要があり、また、こどもたちが安心して過ごせる環境を充実させるとともに、専門的な知識とスキルを持つ職員を確保します。
- ・こどもの権利に配慮した一時保護を行うため、こどもたちが地域社会とのつながりを保ちながら生活できる環境である各地域の里親、ファミリーホーム及び児童養護施設等の多様な委託一時保護先を確保します。

指 標	一時保護施設の定員数 【R 5実績】23人 → 【R11】47人
-----	-------------------------------------

(1) 前期期間における施策の状況と地域の現状

【1】前期期間における方針

当項目について、現行計画では次のように現状等を整理し、県施策の方針を示しました。

一時保護の第一の目的はこどもの生命の安全を確保することであり、「新しい社会的養育ビジョン」においては、一時保護も代替養育として「家庭養育優先原則」が適用されるべきと示されました。一時保護は、こどもを養育環境から離すものになり、こどもの最善の利益を守るためには、一人ひとりのこどもの状況に応じて適切に対応していかなければなりません。児童虐待通告の増加に伴い、一時保護の必要性はますます増大し、加えてそれぞれのケースにおける複雑化・深刻化が進むことが予想されます。一時保護が必要な場合は、躊躇せず保護を行い、その上で虐待の事実等を調査することが必要です。そのためには、一時保護施設の機能を充実し、安全・安心な環境でこどもの状況に応じた適切なケアの提供、並びにこどもの権利擁護のための取組を推進していくことが求められます。

【2】前期期間における各種施策の展開状況

上記方針に基づき、本県では以下のとおり各種施策を展開しています。

- ・ 児童虐待相談対応件数の増加に伴い、特に令和元年度以降一時保護件数は増加しています。一時保護施設は岐阜市と高山市にあり、こどもの安全を迅速に確保するとともに、こどもや家庭の調査・アセスメント等を行う拠点として機能しています。
- ・ 一時保護されたこどもは、これまでの生活環境から離れることにより精神的に大きな不安を抱えているため、暴力などのトラブルが起りやすく、できるだけ個室とするなど安心・安全な環境でケアできるよう努めています。
- ・ 一時保護施設だけでは全ての一時保護児童を受け入れるのに十分な定員数が確保できていない等の理由から、一時保護の半数以上は児童養護施設や里親等による委託一時保護となっています。
- ・ 一時保護施設に入所するこども向けの権利ノートを作成し、一時保護中のこどもの権利について説明するとともに、意見表明等支援員が定期的には一時保護施設を訪問し、こどもが意見を表明しやすい環境となるよう努めています。
- ・ 一時保護施設の退所時アンケートを実施し、運営の改善に努めています。
- ・ 一時保護施設のルールについて、こどもの人権に配慮したものとなるよう検討しています。
- ・ 一時保護施設において、社会的養護関係施設第三者評価（以後、「第三者評価」という。）を受審しました。

(表4-5-1) 一時保護実施状況

(単位：件、日)

年 度		H28	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
一時保護 件数	子相	184	177	182	295	289	220	262	226
	委託	188	217	244	341	211	210	278	278
小計		372	394	426	636	500	430	540	504
一時保護 件数延日数	子相	3,044	3,044	2,753	4,133	5,033	5,329	4,861	4,917
	委託	3,912	5,103	5,124	9,121	7,648	5,689	8,280	6,550
小計		6,956	8,147	7,877	13,254	12,681	11,018	13,141	11,467
1件あたり の保護日数	子相	16.5日	17.2日	15.1日	14.0日	17.4日	24.2日	18.6日	21.8日
	委託	20.8日	23.5日	21.0日	26.7日	36.2日	27.1日	29.8日	23.6日
合計		18.7日	20.7日	18.5日	20.8日	25.4日	25.6日	24.3日	22.8日

※子相＝子ども相談センター、委託＝委託一時保護

(各年度3月31日時点)

(出典：福祉行政報告例)

【3】前期期間における指標の達成状況

- ・ 前期期間において、当該項目に関連して設定した令和6年度指標とその達成状況及び自己評価については以下のとおりです。

- 令和6年度指標を設定した項目は、令和5年度時点ではその多くが「未達」となっています。これは一時保護のニーズの高まりと案件の難化が要因と分析していることから、これらを解消するとともに、適切な一時保護に向け、各種施策を展開していきます。

	指標を設定する項目	R5実績	R6指標	進捗	自己評価
1	平均一時保護日数	23.1日	10日	未達	慎重なアセスメントや困難な家族調整等の要因から全国的にも増加傾向
2	一時保護施設職員における対応力向上研修の受講割合	55.5%	100%	未達	職員の増員を進めているが外部研修を受講する余裕がなく受講が進んでいない
3	一時保護専用機能を有する乳児院・児童養護施設の数(全12施設)(再掲)	1施設	6施設	未達	一時保護専用施設の国配置基準(2.5人)が運営上の課題となり設置が進んでいない
4	一時保護施設退所児童へのアンケート実施割合(再掲)	100%	100%	達成	R2から指標を達成し以降継続。アンケート結果を施設改善に活用できている

(2) 前期期間を踏まえた課題等

各種施策や指標の達成状況を踏まえ、課題となっている事項は以下のとおりです。

(ア) 一時保護の体制整備

- 一時保護施設で対応可能な人数を超過していることから、一時保護施設の入所者の拡充が早急に求められています。
- 一時保護施設は岐阜市と高山市にしかなく、遠方への一時保護により子どもや保護者、子ども相談センター職員への負担が大きくなっています。
- 一時保護された子どもは精神的に不安定になりやすく、一時保護施設職員に高いスキルが求められます。また、精神科医師の見立てや助言、医療機関との連携が必要です。
- 家庭調整が難しいケースや28条（親権者の同意のない施設入所について裁判所の承認審判の申し立てを行う）ケースなどが増加し、一時保護日数は長期化する傾向があります。

(イ) 一時保護における子どもの最善の利益

- 一時保護中の子どもの生活環境も、できる限り良好な家庭的環境とすることが求められています。
- 子どもの安全確保の観点から、一時保護中には通学ができない場合が多く、学習権の保障が十分できていない現状があります。可能な場合には、子どもの意見を尊重し通学できるよう支援する、オンラインで授業に参加するなどの配慮を行う必要があります。
- 一時保護中の子どもの持ち物や行動上の制限、生活上のルールについても、子どもの権利を過度に制限することのないよう見直す必要があります。

(ウ) 「一時保護施設の設置及び運営に関する基準を定める条例」の制定

- 改正児童福祉法において、令和6年度中に「一時保護施設の設置及び運営に関する基準を定める条例」を制定することが義務付けられました。条例を制定し、一時保護施設について、基準に沿った運営を行う必要があります。

(3) 後期期間の方針と各種施策

【1】後期期間における方針

現状等を踏まえ、当項目に係る後期期間の県施策の方針は以下のとおりとします。

児童虐待相談対応件数の増加に伴い、一時保護を要するこどもが増加していることから、必要な定員を確保するとともに、一時保護施設を分散配置し、基準を踏まえてできる限り良好な家庭的環境での保護ができるよう新たな一時保護施設を整備します。また、個別対応やこどもへの意見聴取などを行い、こどもの権利を尊重して、生活ルールの見直しや環境整備を推進していきます。

加えて、地域での生活や学習権保障の観点から、地域での委託一時保護が可能な里親やファミリーホーム等を確保するとともに、一時保護専用施設等の確保などを推進します。

【2】後期期間における各種施策の展開

上記方針に基づき、後期期間に展開する県施策は以下のとおりです。

(ア) 一時保護の体制整備

○一時保護体制の強化

- ・ 増加する一時保護ニーズに十分対応し、緊急の場合にも確実にこどもたちの安全を確保し安心して過ごせる環境を提供するため、県内全域からアクセスしやすい中濃圏域に一時保護施設を新設し、一時保護の受け入れ枠を確保します。
- ・ 一時保護施設においてこどもへの支援と運営が適切に行われるよう、「一時保護施設の設置及び運営に関する基準を定める条例」に従って必要な職員を配置します。
- ・ 職員が専門的な知識と技術を備え、こどもたちに対して適切な支援を提供できるよう、定期的に研修を行うとともに、指導教育担当職員を育成します。
- ・ 一時保護施設の環境を基準に従いできる限り良好な家庭的環境とするため、既存の一時保護施設の環境改善について検討します。

○多様な委託一時保護先の確保と一時保護専用施設の設置促進

- ・ こどもの状態に応じたケアができるよう、児童心理治療施設や障害児施設、女性相談支援センター、病院などの委託一時保護先の確保に努めます。
- ・ 通学・通園、通院など、これまでの生活と近い環境で一時保護が実施できるよう、里親、ファミリーホーム、児童養護施設及び障害児施設等における委託一時保護先の確保を進めます。
- ・ 乳児院や児童養護施設における一時保護専用施設の整備を促進します。

○委託一時保護が可能な里親等の確保方策

- ・ 県内の登録里親等に対して定期的に意向調査を行い、委託一時保護の受け入れ可能な里親を圏域ごとに把握します。
- ・ 里親支援センターを中心として、委託一時保護の受け入れに係るトレーニング研修の実施など必要な支援を行うことで、里親等の受け入れ体制を強化します。

(イ) 一時保護におけるこどもの最善の利益

○こどもの権利に配慮した適正な一時保護の実施

- ・ 子ども相談センターの一時保護施設での保護を原則とし、面接やアセスメント、援助方針の決定までのプロセスを計画的に実施できるよう努めます。
 - ・ 一時保護中のこどもの状態を適切に評価し、生活の中でケアが行えるよう、精神科医からの見立てや助言が受けられる体制を整備します。
 - ・ 一時保護中であってもこどもが学習の機会を失わないよう、通学を支援する体制を構築するほか、通学が困難なこどもには原籍校と連携したオンライン授業や学校行事への参加等の機会を作るなど、学習権の保障に努めます。
 - ・ こどもたちにとって、より良い環境を整えるため、一時保護施設のルール等については継続して検討を行い、見直しを実施します。
 - ・ 一時保護施設や専門的な機能をもつ委託一時保護先において、こどものアセスメントや生活の中でのケアなど一時保護の質の向上を図るため、関係者が協働し高い専門性をもって一時保護を行う体制整備のあり方について検討します。
- 多様な委託一時保護先の確保と一時保護専用施設の設置促進（再掲）
- ・ こどもの状態に応じたケアができるよう、児童心理治療施設や障害児施設、女性相談支援センター、病院などの委託一時保護先の確保に努めます。
 - ・ 通学・通園、通院など、これまでの生活と近い環境で一時保護が実施できるよう、里親、ファミリーホーム、児童養護施設及び障害児施設等における委託一時保護先の確保を進めます。
 - ・ 乳児院や児童養護施設における一時保護専用施設の整備を促進します。
- 一時保護施設退所児童等の意見聴取（再掲）
- ・ 一時保護施設を退所するこどもへのアンケートを継続し、意見を聴取することで一時保護施設の運営改善等に活用していきます。
 - ・ また、一時保護の半数を占める委託一時保護児童については、退所時アンケートの実施を検討するとともに、意見表明等支援事業の中の意見聴取についても実施を検討します。
- 第三者評価の受審促進
- ・ 施設の運営状況を客観的に評価し、改善点を明確にするため、一時保護施設において定期的に第三者評価を受審します。

(4) 後期期間における指標の設定

現状と課題、今後の方針を踏まえ、年度ごとの定量的な指標を設定します。

指標を設定する項目		R5 実績	R6 指標	R7 指標	R8 指標	R9 指標	R10 指標	R11 指標
◎一時保護施設の定員数	定員数	23人	23人	23人	23人	23人	23人	47人
◎一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数	箇所数	76 箇所	78 箇所	80 箇所	82 箇所	85 箇所	88 箇所	92 箇所
◎一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数	実施回数	1回	1回	1回	2回	2回	2回	3回
	受講者数	1人	5人	9人	13人	17人	22人	25人
◎第三者評価を実施している一時保護施設数	施設数	1箇所	1箇所	1箇所	2箇所	2箇所	2箇所	3箇所

(5) 後期期間における指標の進捗状況の把握と評価

後期期間における本項目の取組状況については、以下の指標により進捗状況の把握を行うとともに、毎年度、評価を行います。

- ・一時保護施設の定員数
- ・一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数
- ・一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数
- ・第三者評価を実施している一時保護施設数・割合（分母：管内の全一時保護施設数）
- ・一時保護施設及び委託一時保護施設の平均入所日数
- ・一時保護施設の平均入所率

5 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

○子ども相談センターにおけるケースマネジメント体制と親子関係再構築支援体制の整備

「パーマネンシー保障」とは、こどもの最善の利益を図るための「永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障」のことを言います。支援を必要とする家庭等に対しては、子ども相談センターと市町村が連携し、家庭支援事業等を活用した予防的支援により家庭維持のための最大限の努力を行います。

代替養育を必要とするこどもに対しては、子ども相談センターによる適切で丁寧なアセスメントにより、こどもの意向や状況等を踏まえつつ、里親、児童福祉施設等による代替養育先を選択し、こどもにとって最善の利益を実現します。なお、これらの措置期間はできるだけ短期間となるよう、適切なケースワークを行う必要があります。

こうしたことを受け、以下の施策を展開します。

- ・家庭養育優先原則に基づき、長期措置を防ぐケースマネジメントを行い、親子関係再構築支援の力を強化するため、子ども相談センターに専門チームを設置します。
- ・子ども相談センターの親子支援において、サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ等の手法を取り入れ、こどもの安全についてこどもや家族と協働して取り組んでいく体制を構築します。

指 標	親子関係再構築支援事業による各種支援の実施件数 【R5実績】192件 → 【R11】320件
-----	---

【①子ども相談センターにおけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組】

（1）前期期間における施策の状況と地域の現状

【1】前期期間における方針

当項目について、現行計画では次のように現状等を整理し、県施策の方針を示しました。

「家庭養育優先原則」を実現し、こどもが家庭の中で、健全に成長していくためには、里親等への委託推進に加え、パーマネンシー保障としての特別養子縁組を推進していくことが必要です。「特別養子縁組」とは、こどもの福祉の増進を図るために、養子となる子の実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度です。令和元年6月に民法等の一部を改正する法律（令和元年法律第34号）が成立し、特別養子縁組における養子になる者の年齢の上限が、原則6歳未満のこどもから15歳未満のこどもに引き上げられました。国は、「新しい社会的養育ビジョン」において現状約500件の特別養子縁組を概ね5年以内に1,000件にまで倍増する目標を掲げており、県においても、取組を推進していく必要があります。

【2】前期期間における各種施策の展開状況

上記方針に基づき、本県では以下のとおり各種施策を展開しています。

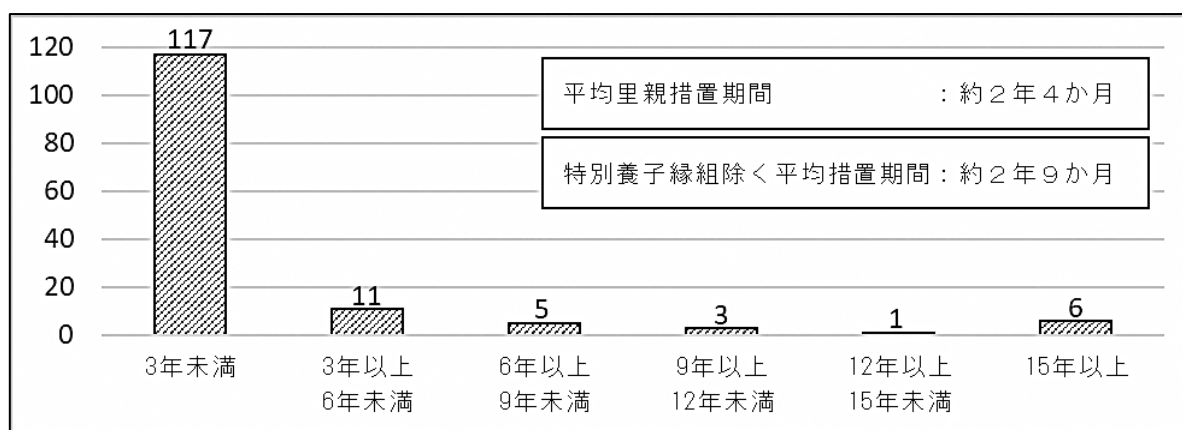
- ・ 子ども相談センターでは、家庭でこどもが安全に安心して育つことができるよう、市町村や関係機関と連携し、こどもと家族をできる限り支援しています。
- ・ 家庭での養育が困難または適当でない判断した場合は、それぞれのこどもの状態に合った児童養護施設等の入所先もしくは里親委託について検討し、支援しています。
- ・ 検討の結果、施設入所や里親委託となった場合には、子ども相談センターの担当児童福祉司と児童心理司が家庭復帰等の目標を立て、親子面接やペアレントトレーニング、家庭訪問、帰省などを計画しながら、それぞれの家族の課題が改善できるよう支援しています。
- ・ 里親及び施設入所の平均措置期間は以下のとおりです。

施設入所児童の方が里親措置児童よりも平均措置期間が長くなっています。

(調査対象：H30～R5措置解除児童)

(図4-5-1) 措置期間別の里親措置解除者数

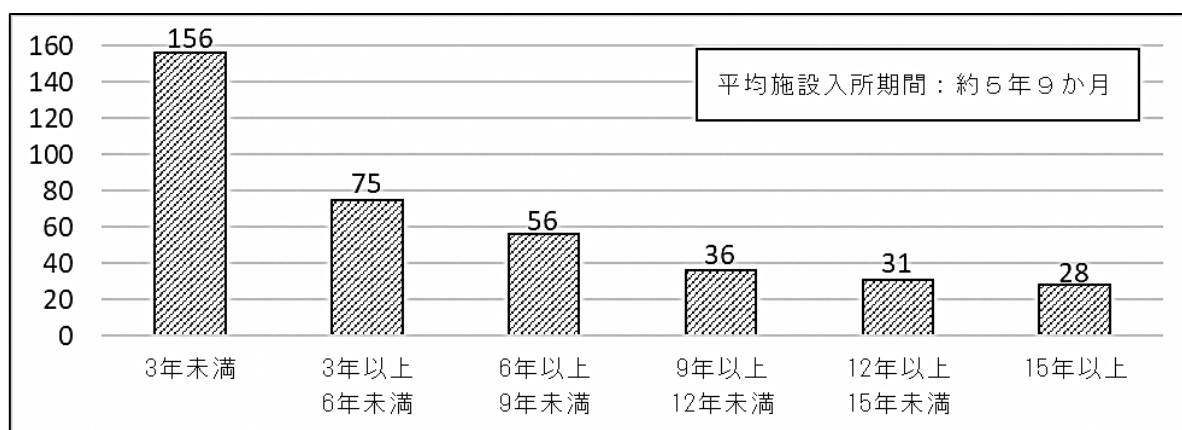
(単位：人)



(出典：県子ども家庭課調べ)

(図4-5-2) 在所期間別の児童養護施設措置解除者数

(単位：人)



(出典：県子ども家庭課調べ)

(2) 前期期間を踏まえた課題等

各種施策や指標の達成状況を踏まえ、課題となっている事項は以下のとおりです。

- ・ 将来的に家族の養育力の回復が見込めないとアセスメントしているものの、実親に里親等委託への同意を取ることができずに、児童養護施設等への長期措置が続くケースについての検討が必要です。
- ・ 児童養護施設等入所や里親委託のケースで、実親が行方不明になったり、長期間実親と連絡が取れなかったりする場合には、こどものパーマネンシー保障（養育者の永続性の保障）を特に考慮に入れて支援することが重要ですが、実親に連絡が取れないため、こうした手続きを進めることが難しい現状があります。
- ・ 施設入所後や里親委託後の支援において、措置された期間が長くなるにつれ、措置当初に設定した家庭復帰などの目標に向けた取組が継続されにくいという課題があります。

(3) 後期期間の方針と各種施策

【1】後期期間における方針

現状等を踏まえ、当項目に係る後期期間の県施策の方針は以下のとおりとします。

家庭養育優先原則に基づき、まず在宅支援ケースについては市町村との連携による予防的支援により家庭維持の最大限の努力を行います。次に、代替養育が必要なケースでは、子ども相談センターにおいて丁寧なアセスメントを行い、最適な措置先を選定することで、こどもの最善の利益の実現を図ります。

そのため、子ども相談センターでは、家庭養育優先原則と長期措置を防ぐケースマネジメントを行い、親子関係再構築に向けて支援できるよう、職員のスキル向上を図るとともに、専門的な知識と経験を持つチームや担当係を設置するなどの体制整備を進めます。

【2】後期期間における各種施策の展開

上記方針に基づき、後期期間に展開する県施策は以下のとおりです。

- ・ 在宅支援ケースについては、市町村の子ども家庭センターと連携してサポートプランを作成し、家庭支援事業等も活用しながら、こどもが家庭で安全に安心して生活できるようにできるかぎり援助します。
- ・ 代替養育が必要なケースについては、こどもと家庭の状況についてのアセスメントに基づき、どの種別の措置先がこどもの最善の利益につながるのかを検討します。
- ・ 里親制度についてわかりやすく説明したリーフレットを作成し、里親による養育が望ましい場合には、実親に対して里親による養育の意義や親子の交流などについてよく説明し、実親が安心して里親委託に同意できるよう支援を行います。
- ・ 実親が行方不明、または長期間実親と連絡を取ることができない場合には、子ども相談センター所長による特別養子縁組適格の確認の申立ての積極的な活用を検討します。
- ・ 家庭養育優先原則と長期措置を防ぐための計画的な支援を実施するため、子ども相談センターに専門的な知識と経験を持つ担当係を設置し、ケースマネジメント力を強化するための体制整備を進めます。

- ・ 代替養育が必要なケースについて、家庭に戻ることが可能であればどのような目標とプロセスで家庭復帰を目指していくかを措置決定前に検討し、こどもと家族、措置先とともに目標を立て、担当係の進行管理のもと計画的に支援を進めます。
- ・ サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ等の手法を取り入れ、こどもの安全づくりのために、親子と子ども相談センターが協働して目標に向かう計画的なケースマネジメントを組織として実践する体制を整備します。
- ・ 親族里親には養育里親のように法定研修の受講が求められていませんが、養育力の向上のために親族里親が希望する場合には、養育里親研修等の受講について勧奨します。

(4) 後期期間における指標の設定

現状と課題、今後の方針を踏まえ、以下のとおり指標を設定します。

指標を設定する項目		R5 実績	R6 指標	R7 指標	R8 指標	R9 指標	R10 指標	R11 指標
<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための子ども相談センターにおける専門チームや担当係の配置などの体制の整備 	体制の有無	無	/					有

【②親子関係再構築に向けた取組】

(1) 前期期間における施策の状況と地域の現状

前期期間における方針に基づき、本県では以下のような各種施策を展開しています。

(ア) 子ども相談センターにおける体制強化

- ・ 子ども相談センターでは、ケースに応じて、各地区担当の児童福祉司と児童心理司が協働して親子関係再構築に向けた支援を行っています。
- ・ 児童心理司は、各種ペアレントトレーニング、CARE (Child-Adult Relationship Enhancement)、TF-CBT (トラウマ・フォーカスト認知行動療法) などの親子関係再構築のためのプログラムに関する研修を受講しており、専門的な知識とスキルの向上に努めています。

(イ) 民間団体との協働による支援の充実

- ・ 子ども家庭支援センターと連携し、親子関係再構築に向けた支援を各子ども家庭支援センターに委託して実施しているケースもあります。

(ウ) 市町村における支援体制の強化と連携等

- ・ 在宅支援ケースはもちろん、児童養護施設等への入所や里親委託となったこどものケースについても、積極的に市町村とともに面接や家庭訪問を行い、親子関係再構築に向けての支援を実施しています。
- ・ 施設入所や里親委託となっているこどもの家庭についても、各市町村の要保護児童対策地域協議会で管理し、市町村において継続的に家庭状況の把握や支援をしています。

(エ) 施設・里親・ファミリーホームとの協働による支援

- ・ 子ども相談センターが策定する援助方針に基づいて、児童養護施設等や里親、ファミリーホームの協力を得ながら、慎重に親子交流を実施しています。

(2) 前期期間を踏まえた課題等

各種施策を踏まえ、課題となっている事項は以下のとおりです。

(ア) 子ども相談センターにおける体制強化

- ・ 近年の親子の問題の複雑化に対応できるよう、児童心理司を中心として親子関係再構築に対して効果的な支援ができる専門性を組織として高めていく必要があります。
- ・ トラウマケアなどが必要なケースでは医療との連携が欠かせないため、精神科医療機関等との連携体制の強化が求められています。

(イ) 民間団体との協働による支援の充実

- ・ 子ども相談センターと子ども家庭支援センターが協働を進め、親子関係再構築支援を更に強化する必要があります。
- ・ 親子関係再構築支援にあたっては、こどもや保護者への医療的な支援が必要な場合も多く、医療機関と連携した専門的なケア体制の構築が求められています。
- ・ 親子関係再構築支援事業を委託できる民間事業者の開拓が必要です。

(ウ) 市町村における支援体制の強化と連携等

- ・ 市町村のこども家庭センターにおいて、親子へのサポートプランを作成し、家庭支援事業の活用などを含めた親子関係再構築支援を子ども相談センターとともに進めていくことが重要です。

(エ) 施設・里親・ファミリーホームとの協働による支援

- ・ 分離中の親子の親子関係再構築支援にあたっては、子ども相談センターと各施設等が協働して、こどもの状況と家族の状況を総合的に判断しながら、支援が途切れないよう計画的に進めていく必要があります。

(3) 後期期間の方針と各種施策

【1】後期期間における方針

現状等を踏まえ、当項目に係る後期期間の県施策の方針は以下のとおりとします。

子ども相談センターにおいて実施する親子関係再構築支援を強化するため、子ども相談センターに親子関係再構築のための専任職員や専門チームなどの配置を行う体制整備や、各種保護者支援プログラムを用いて支援できるよう体系的な研修受講により職員の資質向上を図ります。

また、民間や市町村との連携・協働により、保護者支援プログラムなどの家庭支援事業の活用を含めた支援を充実させていく必要があります。

【2】後期期間における各種施策の展開

上記方針に基づき、後期期間に展開する県施策は以下のとおりです。

(ア) 子ども相談センターにおける体制強化

○子ども相談センターの体制整備

- ・ 子ども相談センターにおいて、親子関係再構築支援に係る専任職員の配置や親子関係再構築専門チームの設置を進めます。
- ・ それぞれのケースについて評価を行い、どのように親子関係再構築支援を行っていくかをあらかじめ組織として決定し、進行管理できる体制を構築します。

○親子関係再構築支援事業の実施

- ・ サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ等の手法を取り入れ、家族と子ども相談センターが協働してこどもの安全な生活に向けて取り組んでいく親子関係再構築支援を進めます。
- ・ 各種プログラムを活用した親子関係再構築支援に積極的に取り組みます。
- ・ 児童心理司を中心とした子ども相談センター職員が受講すべき保護者支援プログラム等に関する研修を体系化し、経験に応じた受講を進めます。
- ・ 子ども相談センター職員について、保護者への相談支援等に関する定期的な実践研修や経験年数に応じた階層別研修を継続的に実施します。

(イ) 民間団体との協働による支援の充実

○民間団体との協働

- ・ 子ども家庭支援センターへの指導委託による親子関係再構築支援を進めるなど、地域の民間事業者を活用した委託体制の構築を進めます。
- ・ 県立希望が丘こども医療福祉センター等、精神科を中心とした医療機関との連携によるこどもや保護者へのトラウマケアなどの体制の整備について検討します。

(ウ) 市町村における支援体制の強化と連携等

○市町村等との連携

- ・ 要支援・要保護児童の家庭における生活基盤の安定や、家庭への養育支援、保護者へのペアレントトレーニングなどが親子関係の安定に重要であるため、市町村に対し、相談支援体制の強化やサービスの充実を促します。

○市町村との適切な役割分担と県による支援方策

- ・ 県主催の会議において、親子関係再構築支援事業を啓発するとともに、役割分担について整理し、市町村の事業展開を支援します。

(エ) 施設・里親・ファミリーホームとの協働による支援

○施設・里親・ファミリーホームとの協働

- ・ 分離中の家族を対象とした親子関係再構築支援においては、こどもと家族それぞれの状況について施設・里親・ファミリーホームと情報共有し、協働して、こども支援、家族支援、面会や外出の計画を立てるなど、計画的な支援を実施します。
- ・ 子ども相談センターや子ども家庭支援センター、児童養護施設等との心理職の連携を強化し、合同研修を行うなどして、こどものケアと親子関係再構築支援の専門性向上を図ります。

(4) 後期期間における指標の設定

現状と課題、今後の方針を踏まえ、以下のとおり指標を設定します。

特に、◎とした項目は具体的な数値指標を有することが事業の進捗に寄与することから、年度ごとの定量的な指標を設定します。

指標を設定する項目		R5 実績	R6 指標	R7 指標	R8 指標	R9 指標	R10 指標	R11 指標
◎親子関係再構築支援事業による各種支援の実施件数	実施件数	192件	213件	234件	255件	276件	298件	320件
◎親への相談支援等に関する子ども相談センター職員に対する研修の実施回数、受講者数	実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
	受講者数	14人	15人	17人	18人	20人	21人	23人
・親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備	体制の有無	無	/					有
・児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備	体制の有無	無	/					有
・保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備	体制の有無	無	/					有

(5) 後期期間における指標の進捗状況の把握と評価

後期期間における本項目の取組状況については、以下の指標により進捗状況の把握を行うとともに、毎年度、評価を行います。

<ul style="list-style-type: none"> ・親子関係再構築支援事業による各種支援の実施件数 ・親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備状況 ・親への相談支援等に関する子ども相談センター職員に対する研修の実施回数、受講者数 ・児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の実施回数やライセンス取得数 ・民間団体等への委託による保護者支援プログラム等の実施件数
--

【③特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組】

(1) 現状

【1】前期期間における各種施策の展開状況

前期期間における方針に基づき、本県では以下のような各種施策を展開しています。

- ・ 子ども相談センターの職員が特別養子縁組制度と関連する民法に関する正しい知識を習得し、対応力向上を図るため特別養子縁組に関する研修を実施しています。
- ・ こどものパーマネンシー保障（養育者の永続性の保障）の観点から、まず、特別養子縁組を視野に入れた措置を検討しています。
- ・ 養子縁組里親に対し、養育に必要な基礎知識や技術を習得し、資質向上を図るための法定研修やトレーニングを開催しています。
- ・ 実親が特別養子縁組を希望しているケースについては、適切に子どもと養子縁組里親とのマッチングを行い、その全てのケースで特別養子縁組が成立しています。
- ・ 養子縁組里親が養育している子どもについては、特別養子縁組成立後、半年間は子ども相談センターや子ども家庭支援センターが継続して支援しています。
- ・ 民間あっせん機関のあっせんにより養親希望者がこどもの養育を開始したときは、県に届出が提出され、子ども相談センターは養育の状況を確認しています。また、特別養子縁組成立の申立がなされると、ほとんどの場合、家庭裁判所から子ども相談センターに調査が委嘱されます。子ども相談センターは、民間あっせん機関とも協力しながら、養親として適切に養育がされているかどうかを調査しています。
- ・ 毎年度一定数の養子縁組里親の登録はありますが、特別養子縁組成立数は特別養子縁組を希望する実親の数に依拠しています。

(表4-5-3) 養子縁組里親登録世帯数及び委託児童数の推移 (単位：世帯)

年 度	R元	R2	R3	R4	R5
養子縁組里親登録世帯数	81	93	110	118	116
うち新規登録世帯数	13	15	19	19	17

(各年度3月31日時点)

(出典：福祉行政報告例)

(表4-5-4) 養子縁組里親に委託されている子ども数の推移 (単位：人)

年 度	R元	R2	R3	R4	R5
養子縁組里親に委託されている子ども数	17	6	11	9	8
年度内に新規または措置変更により養子縁組里親に委託された子ども数	15	6	11	9	8

(各年度3月31日時点)

(出典：福祉行政報告例)

(表4-5-5) 特別養子縁組成立を理由として里親委託措置解除となった子ども数 (単位：人)

年 度	R元	R2	R3	R4	R5
特別養子縁組成立を理由として里親委託措置解除となった子ども数	7	16	5	12	9

(各年度3月31日時点)

(出典：福祉行政報告例)

【2】前期期間における指標の達成状況

- ・ 前期期間において、当該項目に関連して設定した令和6年度指標とその達成状況及び自己評価については以下のとおりです。
- ・ 令和6年度指標を設定した項目は、令和5年度時点で「達成」及び「概ね達成」となっており、引き続き特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向け、各種施策を展開していきます。

	指標を設定する項目	R5実績	R6指標	進捗	自己評価
1	特別養子縁組に関する研修を受講した児童福祉司の割合	92%	100%	概ね達成	特別養子縁組に係る専門知識の習得のため、着実に研修の受講を進めている
2	養子縁組里親資質向上研修を受講した養子縁組里親の割合	72%	100%	概ね達成	養子縁組里親にテーマを絞った研修を実施し、里親の資質向上に努めている
3	実親が特別養子縁組を希望するこどもの特別養子縁組成立割合	100%	100%	達成	実親が希望する場合には丁寧なマッチングにより確実な縁組成立につなげている

(2) 前期期間を踏まえた課題等

各種施策や指標の達成状況を踏まえ、課題となっている事項は以下のとおりです。

- ・ こどもたちが早期に安定した家庭環境を得ることができるよう、実親が行方不明、または長期間実親との交流が途絶えているこどもに関しては、子ども相談センター所長による特別養子適格の確認の申立てについて、積極的な検討を行う必要があります。

(3) 後期期間の方針と各種施策

【1】後期期間における方針

現状等を踏まえ、当該項目に係る後期期間の県施策の方針は以下のとおりとします。

子ども相談センターは、代替養育の開始の時点から、こどもの意向や状況等を踏まえつつ、こどもを心身ともに安全かつ健全に養育できるよう家庭に対する支援を最大限に行って家庭復帰を目指すとともに、それが困難な場合には、親族等による養育や特別養子縁組を検討する必要があります。

そのため、子ども相談センターにおいてケースマネジメント専門チームの配置など体制構築を図るとともに、家庭復帰が困難であるケースについては、子ども相談センター所長による特別養子適格の確認の審判の申立て等の積極的な活用を検討します。

【2】後期期間における各種施策の展開

上記方針に基づき、後期期間に展開する県施策は以下のとおりです。

(ア) 特別養子縁組等に向けた具体的なケースマネジメントの在り方

- 子ども相談センターの体制整備

- ・ 妊産婦への相談支援体制を充実させ、妊娠・出産で悩んでいても、安心して相談できる体制を整備します。
- ・ 各子ども相談センターの里親担当福祉司を中心として里親支援を継続実施するとともに、各子ども相談センターの職員が特別養子縁組に関する正しい知識を習得するため、特別養子縁組に関する研修の受講を促進します。

○養子縁組里親の育成

- ・ 養子縁組里親に対し、養育に必要な基礎的知識や技術の習得、資質の向上を図るための研修・トレーニングを開催します。

○子ども相談センター所長による特別養子縁組適格確認の申立て

- ・ 実親が行方不明、または長期間実親との交流が途絶えているこどもに関しては、子ども相談センター所長による特別養子縁組適格の確認の審判の申立ての積極的な活用を検討します。

(イ) 民間あっせん機関等との連携等

○民間あっせん機関との連携

- ・ 県内に民間あっせん機関の設置の動きがあった時には、情報共有など必要な連携体制の構築を進めます。

(ウ) 特別養子縁組成立後の支援

○縁組成立後の支援

- ・ 特別養子縁組成立後は、半年以上、子ども相談センターや子ども家庭支援センターによる支援を継続するとともに、それ以降も必要に応じて状況の把握や情報提供、助言その他の支援を実施します。

(4) 後期期間における指標の設定

現状と課題、今後の方針を踏まえ、以下のとおり指標を設定します。

特に、◎とした項目は具体的な数値指標を有することが事業の進捗に寄与することから、年度ごとの定量的な指標を設定します。

指標を設定する項目		R5 実績	R6 指標	R7 指標	R8 指標	R9 指標	R10 指標	R11 指標
◎子ども相談センターを通じた特別養子縁組の成立件数	成立件数	9件	9件	9件	9件	9件	9件	9件
◎県内の民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	成立件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
・特別養子縁組等に関する研修を受講した子ども相談センター職員数	受講職員数	82人	95人	97人	102人	106人	111人	116人
・親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る子ども相談センター所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備	体制の有無	有	/					有
・里親支援センターやフォスタリング機関(子ども相談センターを含む)、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備	体制の有無	有	/					有

(5) 後期期間における指標の進捗状況の把握と評価

後期期間における本項目の取組状況については、以下の指標により進捗状況の把握を行うとともに、毎年度、評価を行います。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども相談センターを通じた特別養子縁組の成立件数 ・ 県内の民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数 ・ 親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る子ども相談センター所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数 ・ 里親支援センターやフォスタリング機関（子ども相談センターを含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援件数 ・ 特別養子縁組等に関する研修を受講した子ども相談センター職員数 ・ 民間あっせん機関に対する支援、連携の有無

6 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

○里親への包括的な支援体制の強化

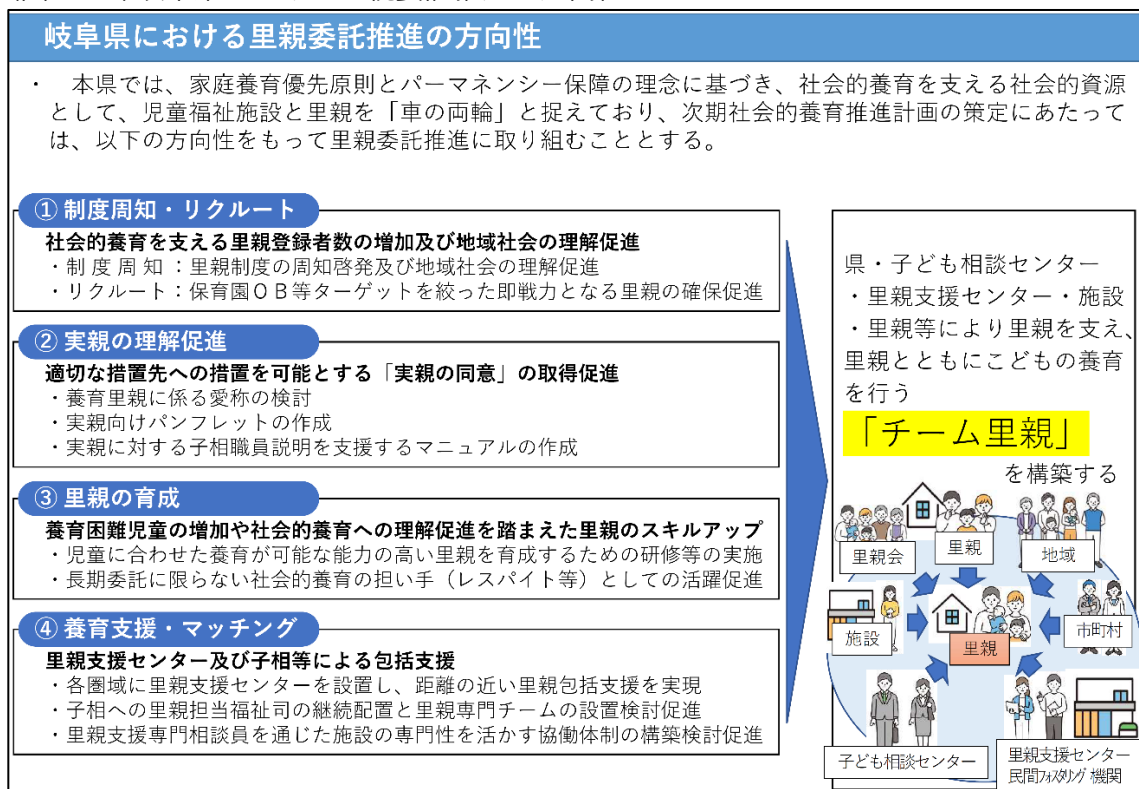
こどもが家庭において適切な養育を受けられない場合には、家庭と同等の環境で生活できるよう、里親等への委託を進める必要があります。しかし、社会的養護が必要なこどもの中には、養育者との愛着関係の形成が難しい、発達性トラウマ障害がある等、育てにくさを抱えているこどもが多くいます。本県では、子ども相談センター、里親支援センター、児童福祉施設、里親等が緊密に連携することで、里親を支え、里親とともにこどもの養育を行う「チーム里親」の構築を進めます。

こうしたことを受け、以下の施策を展開します。

- ・里親のリクルートから研修、マッチング、養育支援、自立支援までの包括支援を行う里親支援センターの各圏域への設置を推進し、里親とこどもに寄り添った伴走的な支援を行います。
- ・家庭と同様の養育環境である里親委託を推進するため、各子ども相談センターに里親専門チームや里親担当福祉司を配置し、丁寧で適切なアセスメントにより最適な措置先を選定します。

指 標	里親等委託率 【R5実績】18.0% → 【R11】42.1%
-----	------------------------------------

(図4-6-1)岐阜県における里親委託推進の方向性



【①里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等】

(1) 代替養育を必要とするこども数の推計

- ・ 前期計画において採用した、代替養育を必要とするこども数の見込みの算出手法は以下のとおりです。

<算式>

$$\boxed{\text{代替養育を必要とするこども数}} = \boxed{\text{こども人口}} \times \boxed{\text{代替養育が必要となる割合 (潜在的需要を含む)}}$$

- ・ 「こども人口」は、県では「岐阜県における将来人口推計」(令和4年3月：岐阜県政策研究会人口動向研究部会による報告)により、将来的な人口等を推計しているため、当該推計結果を活用して、過去のこども人口と要保護児童数の割合から、将来の数値を推計しました。
- ・ 前期計画推計の算出方法と同様、上記算式により代替養育を必要とするこども数を整理すると以下のとおりです。

(表4-6-2) 代替養育を必要とするこども数の算出結果

(単位：人)

年 度	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
0～3歳未満	43	43	42	42	41	41
3歳～就学前	98	97	96	95	94	93
学童期以降	475	468	467	461	456	451
計	616	608	605	598	591	585

(2) 里親・ファミリーホームへの委託子ども数の推計

- ・ 前期計画において採用した、里親等委託が必要な子ども数の見込みの算出手法は以下のとおりです。

<算式>

$$\boxed{\text{里親等委託が必要な子ども数}} = \boxed{\text{代替養育を必要とする子ども数（年齢区分別）}} \times \boxed{\text{里親等委託が必要な子どもの割合}}$$

- ・ 「里親等委託が必要な子どもの割合」は、県が実施した「里親等委託可能性調査」の結果から、児童養護施設等に入所している子どもが里親等へ委託するにあたり、「実親側の課題」「里親側の課題」を解決することを見据えて算出しました。
- ・ 前期計画推計の算出方法と同様、上記算式により整理すると以下のとおりです。

(表4-6-3) 里親等委託が必要な子ども数の算出結果 (単位：人、%)

区 分		実績	前回推計	今回推計
		R5	R6	R11
0～3歳 未満	里親等委託が必要な子ども数の見込み	18	26	32
	里親等委託率	50.0	48.1	78.0
3歳～ 就学前	里親等委託が必要な子ども数の見込み	19	34	64
	里親等委託率	22.1	35.4	68.8
学童期 以降	里親等委託が必要な子ども数の見込み	50	123	150
	里親等委託率	13.9	25.8	33.3
合計	里親等委託が必要な子ども数の見込み	87	183	246
	里親等委託率	18.0	29.2	42.1

- ・ なお、上記のとおり里親等委託率を推計しましたが、本県においては、上記推計の数字のみにとらわれることなく、子ども相談センターによる丁寧で適切なアセスメントにより、子どもにとって「最適な措置先」を選定することで、子どもの最善の利益を実現します。そして、子どもにとって最適な措置先として、より多くの里親やファミリーホームが選択できるよう、各圏域への里親支援センターの設置や子ども相談センターの体制強化など幅広い里親支援施策を展開していきます。

(3) 前期期間における施策の状況と地域の現状

【1】前期期間における方針

当項目について、現行計画では次のように現状等を整理し、県施策の方針を示しました。

社会的養護が必要なこどもの多くは、保護者との愛着関係の形成ができない、他者との関係が適切に築けない、集団にうまく適応できない等様々な課題を抱えています。こどもが家庭において適切な養育を受けられない場合には、「家庭に近い環境」での養育が必要であり、より家庭的な雰囲気の中で生活できるよう、里親等への委託を進めるとともに、里親等の資質向上や、負担感や孤立感の軽減等、里親等への支援を行っていかねばなりません。県では、「岐阜県家庭的養護推進計画」で定めた里親等委託率の目標数値30.9%に向け、これまで取り組みを進めてきたところですが、「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、目標数値の見直しや、取組の強化が求められています。里親等委託率の向上に向けて、里親を増やしていくとともに、代替養育が必要なこどもそれぞれのニーズに応えることができる多様な里親を確保し、里親の質と量の両面を充実していくことが必要です。

【2】前期期間における各種施策の展開状況

上記方針に基づき、本県では以下のとおり各種施策を展開しています。

- ・ 各子ども相談センターに里親支援担当福祉司を配置し、代替養育が必要であると判断されたこどもについては、まず里親委託が可能かどうかを検討しています。
- ・ 令和2年度から各圏域の子ども家庭支援センターにフォスタリング業務（包括的な里親支援業務）を委託し、里親等委託を推進しています。

※民間フォスタリング機関において実施している里親支援活動

- ・ 各圏域の「里親を知る会」等によるリクルート活動
 - ・ 養育里親研修、養子縁組里親研修、養育里親更新研修等の法定研修
 - ・ 各圏域の里親の課題解決に向けた圏域別トレーニング研修
 - ・ 里親宅の家庭訪問及び委託児童に係る養育支援
 - ・ 里親同士の交流を支援する里親サロンの定期的な開催
 - ・ 各地域の里親会の活動支援
 - ・ 子ども相談センター、各施設の里親支援専門相談員との連携促進
- ・ 本県における里親等委託率は、平成26年度の9.2%から令和5年度末の18.0%へと着実に上昇傾向にあります。

(表4-6-4) 各年度末の里親等委託率の推移

(単位：人、%)

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
要保護児童数	575	581	566	546	541	530	501	512	502	483
委託児童数 (ファミリーホーム含む)	53	55	66	85	87	87	71	84	79	87
里親等委託率 (%)	9.2	9.5	11.7	15.6	16.1	16.4	14.2	16.4	15.7	18.0

※里親等委託率 = (里親及びファミリーホーム委託児童数) ÷ 要保護児童数

(各年度3月31日時点)

(出典：福祉行政報告例)

(表4-6-5) 各年度末の里親受託の状況

(単位：世帯、%)

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
里親登録数	174	179	176	186	196	192	199	238	255	261
受託里親数	38	38	39	49	47	50	38	43	42	44
受託割合 (%)	21.8	21.2	22.2	26.3	24.0	26.0	19.1	18.1	16.5	16.9

※受託割合＝受託里親数÷里親登録数

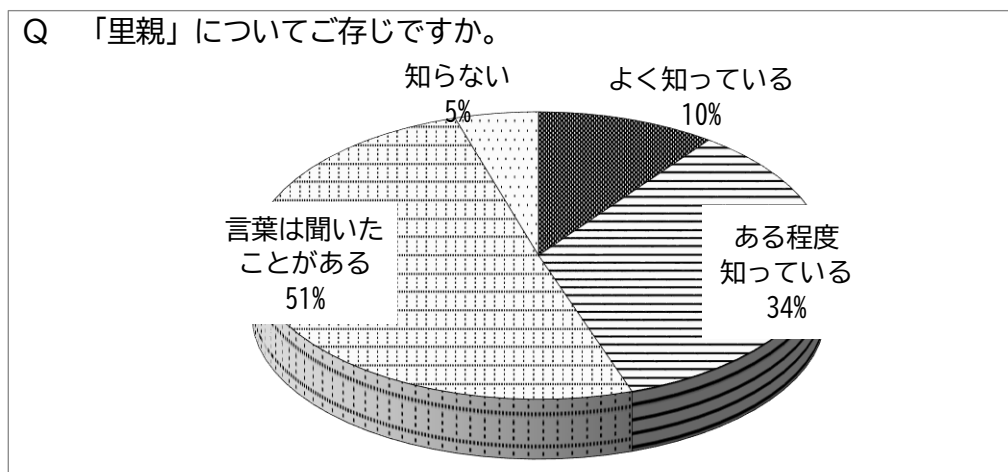
※受託里親数はファミリーホームを除く。

(各年度3月31日時点)

(出典：福祉行政報告例)

- ・ 広報活動の効果もあり、本県における里親制度に関する地域社会の認知度や理解は一定程度進んだものの、「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせて44%と十分とは言えない状況です。

(図4-6-6) 里親制度に関する認知度 (令和6年度岐阜県農業フェスティバル時アンケート)



(出典：県子ども家庭課)

【3】前期期間における指標の達成状況

- ・ 前期期間において、当該項目に関連して設定した令和6年度指標とその達成状況及び自己評価については以下のとおりです。
- ・ 令和6年度指標を設定した項目は、令和5年度時点でいずれも「未達」となっています。引き続き丁寧で適切なアセスメントを踏まえた最適な措置先の選定に努めるとともに、里親支援体制の構築を進め、里親とこどもに寄り添った各種施策を展開していきます。

	指標を設定する項目	R5実績	R6指標	進捗	自己評価
1	里親等委託率：合計	18.0%	29.2%	未達	特性等により里親委託が困難な場合があるほか、こども及び実親の意向もあり、向上しなかった
	0歳～3歳未満	50.0%	48.1%		
	3歳～就学前	22.1%	35.4%		
	学童期以降	13.9%	25.8%		
2	専門里親の数	5人	21人	未達	専門里親に登録する利点を十分に説明できなかった

(4) 前期期間を踏まえた課題等

各種施策や指標の達成状況を踏まえ、課題となっている事項は以下のとおりです。

- ・ 様々な年齢や性別の子どもを委託できるよう、里親登録者数の増加と、養育スキルの高い里親を育成していくことが必要です。
- ・ 特に、学童期以降の子どもの里親委託については、より高い養育スキルを必要とすることから、研修内容や伴走支援の手法について検討が必要です。
- ・ 県においては、未委託里親の活用を促進するため、適切なアセスメントや評価に加え、トレーニング研修や子育て短期支援事業の担い手としての活用を含めたスキルアップを図っていくことが必要です。
- ・ 施設に入所している子どもの里親への措置変更については、子どもの意向を大切にするとともに、子どもの特性や年齢等を踏まえた慎重なアセスメントにより、措置先を検討していく必要があります。

(5) 後期期間の方針と各種施策

【1】後期期間における方針

現状等を踏まえ、当項目に係る後期期間の県施策の方針は以下のとおりとします。

子ども相談センターによる丁寧で適切なアセスメントが行われ、子どもにとって最適な措置先を選ぶことができ、子どもの最善の利益を目指した代替養育がなされるよう、各圏域への里親支援センターの設置を推進し、子ども相談センター、里親支援センター、児童福祉施設、里親等が緊密に連携する「チーム里親」が里親に対する継続的・包括的な支援を継続し、子どもと里親に寄り添った支援を行います。

また、長期委託に加えて、委託一時保護、レスパイト・ケア、施設のショート里親、市町村の子育て短期支援事業（ショートステイ）で活躍する里親を表す「里親活躍率」を本県独自の指標として設定し、里親を社会的養育の担い手として捉えていることを明確に示すことで、里親の意欲醸成と地域の理解促進を図ります。

【2】後期期間における各種施策の展開

上記方針に基づき、後期期間に展開する県施策は以下のとおりです。

(ア) 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方

○岐阜県里親等委託推進委員会の開催

- ・ 「岐阜県里親等委託推進委員会」を定期的を開催し、子ども相談センター、里親、乳児院、児童養護施設等による相互理解の促進と里親等委託推進について議論します。

(イ) 十分な受け皿の確保等

○里親制度の啓発

- ・ 「里親月間」等の県のイベント等における里親制度の県民への周知や啓発を充実させ、県民の制度理解を促進します。
- ・ 里親に興味がある県民等に直接里親の話を聞くことができる機会を提供し、里親制度の普及や啓発を実施します。
- ・ 新聞広告やSNS等の活用など、ターゲットを考慮した制度周知を実施します。

- ・ 里親制度のより一層の普及啓発を図るため、養育里親にかかる愛称を検討します。

○家庭養護の体験

- ・ 夏休み期間や週末等に児童養護施設に入所しているこどもを里親が迎え入れ、一般家庭での生活体験を提供するショート里親事業を継続して展開します。

○実親への理解促進

- ・ 里親等委託にあたっては、実親に対して里親等への委託に対する理解を促進するよう、実親向けパンフレットを作成するとともに、子ども相談センター職員用マニュアルを作成し、里親委託について実親の理解が得られるよう丁寧な説明を実施します。

○ファミリーホームの開設促進

- ・ ファミリーホームの新規開設を促進するため、各種研修等の機会を活用して里親への制度の周知を図るとともに、新たな担い手の発掘を促進します。

○第三者評価の受審促進

- ・ ファミリーホーム及び里親への第三者評価受審について検討を進めます。

(ウ) 里親のリクルートに係る市町村との連携体制等

○里親のリクルートに係る市町村との連携体制

- ・ 市町村の子育て短期支援事業において、委託先に里親を選定した場合には県の里親保険が活用できること等、市町村が里親の活用に利点を見出し、リクルートが進むよう里親に関する情報を市町村に提供し、多様な里親登録を推進します。

○多様な里親のあり方

- ・ 一時保護のみを受ける里親や市町村の子育て短期支援事業のみを受ける里親など、長期の受託が難しい人であっても可能な範囲で社会的資源としての里親にチャレンジできるよう、ニーズに応じた細やかな里親分類について検討します。

(エ) やむを得ず委託解除に至った要因分析

○里親不調の改善

- ・ 里親等への委託後に、やむを得ず不調となり、委託解除に至ったケースについて、定期的な調査や検証を実施します。その際には、里親委託が良好なケースの要因についても分析、比較するなど、多様な視点からの検証を行います。

(オ) 長期委託に限らない社会的養育の担い手としての活躍促進

○里親活躍率の採用

- ・ 長期委託だけでなく、委託一時保護、レスパイト・ケア、施設のショート里親、市町村の子育て短期支援事業（ショートステイ）を受けたことのある里親を把握するとともに、社会的養育の担い手としての里親を表す「里親活躍率」を、本県独自の指標として設定します。

<参考>里親活躍率とは

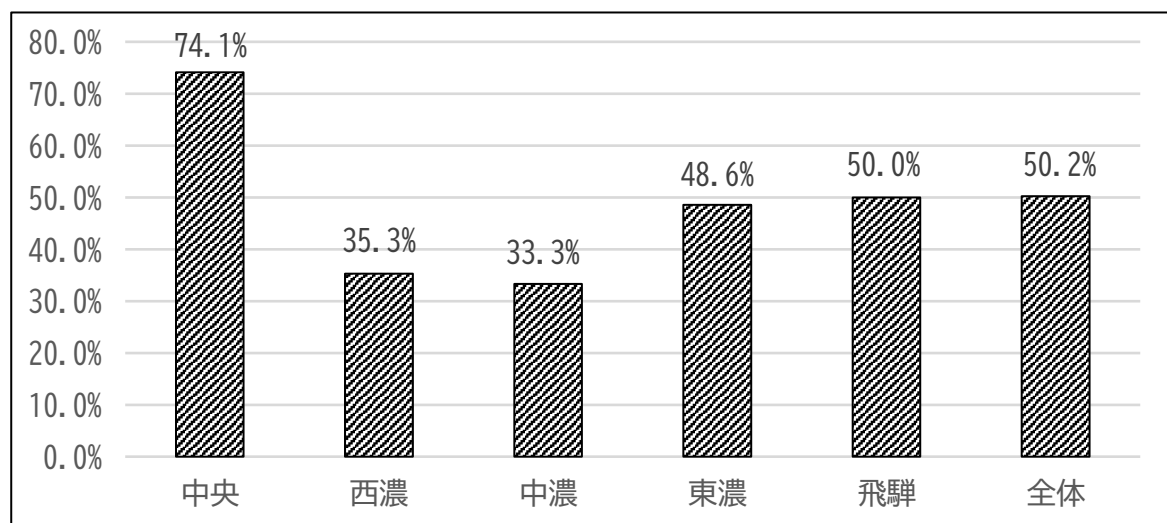
里親をともに社会的養育を担う社会的資源と捉え、長期の里親委託にこだわらず、委託一時保護、レスパイト・ケア、施設のショート里親、市町村の子育て短期支援事業（ショートステイ）など幅広い里親の活躍にスポットを当てた指標です。

県において毎年実施する「里親意向調査」にて、こどもの受入れ希望があった世帯数のうち、委託と委託以外で活躍した世帯数により算出します。

<算式>

$$\frac{\text{委託と委託以外での活躍世帯数}}{\text{受入れ希望「あり」の世帯数}} = \text{里親活躍率}$$

令和5年度圏域別里親活躍率



(令和6年3月31日時点)

(出典：県子ども家庭課調べ)

(6) 後期期間における指標の設定

現状と課題、今後の方針を踏まえ、年度ごとの定量的な指標を設定します。

指標を設定する項目		R5 実績	R6 指標	R7 指標	R8 指標	R9 指標	R10 指標	R11 指標
◎3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率(※1)、稼働率(※2)	3歳未満委託率	50.0%	54.7%	59.4%	64.1%	68.8%	73.5%	78.0%
	3歳～就学前委託率	22.1%	29.9%	37.7%	45.5%	53.3%	61.1%	68.8%
	学童期以降委託率	13.9%	17.1%	20.3%	23.5%	26.7%	29.9%	33.2%
	登録率	76.1%	77.6%	86.2%	93.5%	103.0%	111.5%	120.7%
	稼働率	23.7%	28.2%	30.2%	32.0%	32.9%	33.9%	34.8%
◎養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録(認定)数	養育里親数	226 世帯	244 世帯	262 世帯	281 世帯	299 世帯	317 世帯	335 世帯
	専門里親数	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人
	養子縁組里親数	116 世帯	125 世帯	135 世帯	144 世帯	153 世帯	162 世帯	172 世帯
◎ファミリーホーム数	設置数	6箇所	6箇所	7箇所	7箇所	8箇所	8箇所	8箇所
◎里親登録(認定)に係る岐阜県児童福祉審議会の開催件数	開催件数	4件	4件	4件	4件	4件	4件	4件
◎里親活躍率(※3)	活躍率	50.2%	58.5%	66.8%	75.1%	83.4%	91.7%	100%

※1：登録率＝(里親登録数×平均受託児童数＋ファミリーホーム定員数)／(乳児院・児童養護施設の入所児童数＋里親・ファミリーホームへの委託児童数)

※2：稼働率＝里親・FHへの委託児童数／(里親登録数×平均受託児童数＋FHの定員数)

※3：里親委託、一時保護、レスパイト・ケア、施設のショート里親、市町村の子育て短期支援事業(ショートステイ)を受けたことがある世帯の割合

(7) 後期期間における指標の進捗状況の把握と評価

後期期間における本項目の取組状況については、以下の指標により進捗状況の把握を行うとともに、毎年度、評価を行います。

- ・ 3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率
- ・ 養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録(認定)数、新規里親登録(認定)数、委託里親数、委託こども数
- ・ ファミリーホーム数、新規ホーム数、委託こども数
- ・ 里親登録(認定)に対する委託里親の割合(年間に1回でも委託のあった里親数)
- ・ 里親登録(認定)に係る岐阜県児童福祉審議会の開催件数
- ・ 里親活躍率

【②里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組】

(1) 前期期間における施策の状況と地域の現状

【1】前期期間における各種施策の展開状況

上記方針に基づき、本県では以下のとおり各種施策を展開しています。

- ・ 県子ども家庭課に里親対策専門職を、各子ども相談センターに里親支援専門職を配置し、手厚い里親支援を実施しています。
- ・ 5圏域の子ども家庭支援センターに里親を包括的に支援するフォスタリング業務を委託し、登録している里親に対して養育相談や家庭訪問支援、法定研修や圏域別トレーニング研修を通じた養育能力の向上支援等を実施しています。
- ・ 里親とこどもの良好な関係を維持するため等の理由から、里親が一時的な休息を取ることができるレスパイト・ケアの制度周知を進めています。また、利用日数の緩和を行ったことから、利用実績が増加しています。

(表4-6-7)レスパイト・ケア利用実績

年 度	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
利用世帯数	16世帯	13世帯	16世帯	20世帯	24世帯
利用日数	67日	46日	66日	101日	119日

(各年度3月31日時点)

(出典：県子ども家庭課調べ)

(表4-6-8)レスパイト・ケア受入実績

年 度	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	
里親	受入里親数	10人	8人	11人	10人	14人
	利用日数	34日	29日	40日	33日	51日
施設	受入施設	3施設	1施設	2施設	8施設	5施設
	利用日数	33日	18日	26日	68日	72日

(各年度3月31日時点)

(出典：県子ども家庭課調べ)

(2) 前期期間を踏まえた課題等

各種施策や指標の達成状況を踏まえ、課題となっている事項は以下のとおりです。

- ・ 里親の支援は、フォスタリング機関、子ども相談センター、里親支援専門相談員及び施設等関係機関が緊密に連携して取り組む必要があります。今後、里親支援センターが設置された場合においても、支援の役割分担や連携のあり方について継続して検討する必要があります。
- ・ 各施設に配置された里親支援専門相談員の里親支援の内容にばらつきがあります。
- ・ 里親不調の予防につながるレスパイト・ケアの更なる周知と利用促進が必要です。

(3) 後期期間の方針と各種施策

【1】後期期間における方針

現状等を踏まえ、当項目に係る後期期間の県施策の方針は以下のとおりとします。

令和6年度から児童福祉施設として位置付けられた「里親支援センター」を県内5圏域に設置し、地域に根差した里親のリクルートから研修、マッチング、養育支援、里親委託となったこどものアフターケアに至るまでの一貫した里親支援を効果的に実施するとともに、子ども相談センターに里親専門チームの設置や里親担当福祉司を配置し、里親と子どもに寄り添った各種施策を実施します。

【2】後期期間における各種施策の展開

現状等を踏まえ、今後県として展開する施策は以下のとおりです。

(ア) 里親の包括支援体制の構築

○里親支援センターの設置

- ・ 里親委託の推進のため、各圏域への里親支援センターの設置を促進し、里親と子どもに寄り添った伴走型の包括支援を実施していきます。

○子ども相談センターの体制整備

- ・ 各子ども相談センターに配置する里親担当福祉司を中心として里親支援を実施するとともに、専門チームの設置検討を進めます。

○里親支援専門相談員の育成

- ・ 施設に配置された里親支援専門相談員により、所属施設の入所児童の里親等委託を推進します。
- ・ 施設が、里親の支援力向上やレスパイト・ケアの一翼を担えるよう、里親支援専門相談員が中心となって、ショート里親事業などを活用した取組を実施します。
- ・ 各施設に配置された里親支援専門相談員による情報交換や調査研究により、里親支援専門相談員の資質向上や底上げを実施し、施設における里親委託連携体制を構築します。

(イ) 里親への支援

○包括的な里親支援

- ・ 包括的な里親養育支援体制を構築し、リクルートから研修、マッチング、養育支援、自立支援まで、一連の過程において切れ目のない支援を実施します。

○里親の養育力強化

- ・ 委託一時保護や市町村の子育て短期支援事業、施設でのショート里親事業において、登録里親を積極的に活用することで、里親の養育経験の蓄積と資質向上を促進します。
- ・ 里親登録を希望する者に対し、養育に必要な基礎的知識や技術の習得を行う研修を実施します。また、登録後一定年数経過した里親に対しては、養育に必要な知識や新しい情報を得るための更新研修を実施します。
- ・ 里親研修の内容や実施回数を定期的に見直し、こどもの養育ニーズに応じたきめ細やかな研修を実施します。特に、委託一時保護児童については里親宅での生活の中で子ど

も相談センターとともに適切なアセスメントを行う必要があることから、こどもへの接し方や情報連携の方法などの習得を図ります。

- ・ 専門的な知識と技能を用いて養育する専門里親を養成するため、養育経験のある養育里親へ比較的早い段階から専門里親制度の紹介や推薦を行うなど、専門里親として活動できる人材を育成します。
- ・ 専門里親同士で集まる機会を設け、専門里親ならではの悩みや意見交換、相談等ができる環境整備を検討します。

○里親の相互交流

- ・ 里親が日々の養育について相談できる場を設け、里親同士のつながりを作ることで、孤立感や不安感の軽減を図るとともに里親の養育技術等の向上を支援します。
- ・ 県里親連合会、地域里親会の運営に係る連携及び支援を継続します。

○レスパイト・ケアの実施

- ・ 里親の休息等のために、一時的に委託児童を他の里親や乳児院、児童養護施設が預かる「レスパイト・ケア」の実施を促進します。

○受託里親宅への訪問

- ・ 里親支援センターや民間フォスターリング機関の職員、施設に配置された里親支援専門相談員等による受託里親宅への訪問により、里親の困りごと等への相談対応を実施します。

○子ども相談センター所長による特別養子適格の確認申立て

- ・ 里親委託マニュアルに具体的な特別養子適格の確認申立てを記載し、積極的に検討します。

(ウ) 未委託里親への支援

○未委託里親の支援

- ・ 毎年度、里親登録の継続を確認することを目的に実施している里親意向調査の内容を継続的に見直し、未委託里親の現状と委託までの課題等の把握を進めます。
- ・ 未委託里親宅への訪問や、委託に向けて養育技術の向上を目指すトレーニング研修を圏域ごとに実施するなど、未委託里親への支援の強化を図ります。
- ・ 未委託里親が委託を受けるために必要な知識、技術を習得できるよう、児童養護施設職員の参画を受けて、養育技術の向上を図る交流会等の開催を検討します。
- ・ 未委託里親が経験を積む場として、児童養護施設のショート里親事業や、市町村の子育て短期支援事業の活用を進めます。

(4) 後期期間における指標の設定

現状と課題、今後の方針を踏まえ、以下のとおり指標を設定します。

特に、◎とした項目は具体的な数値指標を有することが事業の進捗に寄与することから、年度ごとの定量的な指標を設定します。

指標を設定する項目		R5 実績	R6 指標	R7 指標	R8 指標	R9 指標	R10 指標	R11 指標
◎里親支援センターの設置数	設置数	0箇所	0箇所	4箇所	4箇所	5箇所	5箇所	5箇所
◎基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数	実施回数	20回	21回	23回	24回	26回	28回	29回
	受講者数	353人	381人	409人	438人	466人	495人	523人
・民間フォスターリング機関の設置数	設置数	5箇所	/					5箇所
・子ども相談センターにおける里親支援体制の整備	体制の有無	有	/					有

(5) 後期期間における指標の進捗状況の把握と評価

後期期間における本項目の取組状況については、以下の指標により進捗状況の把握を行うとともに、毎年度、評価を行います。

- ・里親支援センターの設置数、民間への委託数
- ・民間フォスターリング機関の設置数
- ・基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数

7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

○施設養育における「できる限り良好な家庭的環境」の実現、専門性・多機能性の強化

乳児院や児童養護施設等の施設では、その種別に応じた専門的なケアが必要なこどものために質の高い養育を提供することが期待されています。家庭養育優先原則から「できる限り良好な家庭的環境」である少人数の生活単位への移行を進めるほか、市町村の家庭支援事業の積極的な実施や一時保護専用施設の整備などにより、地域の専門的な子育て支援機関として重要な役割を担っていくことが求められます。

こうしたことを受け、以下の施策を展開します。

- ・老朽化が進むとともに、こどもが集団で生活する大舎制となっている県立児童養護施設について、こどもたちがより家庭に近い環境で生活し、質の高い個別的ケアを実現するための再整備を行います。
- ・児童養護施設等において、家庭的環境への移行や地域の専門的な子育て支援機関としての機能転換を後押しする小規模・多機能化に向けた施設整備を支援するとともに、こどもに直接かかわる施設職員の人材確保及び育成の支援を強化します。

指 標	小規模化・地域分散化した乳児院・児童養護施設数（全12施設） 【R5実績】5施設 → 【R11】12施設
-----	---

【①施設で養育が必要なこども数の見込み】

(1) 推計の算出方法

- ・施設で養育が必要なこども数の見込み（※）は、前期計画推計の算出方法に基づき整理すると以下のとおりです。

※「代替養育が必要なこども数の見込み」－「里親等へ委託するこども数の見込み」

(表4-7-1) 施設で養育が必要なこども数の見込み及び施設入所率 (単位：人、%)

区 分		実績	前回推計	今回推計
		R5	R6	R11
0～3歳 未 満	施設で養育が必要なこども数の見込み	18	28	9
	施設入所率	50.0	51.9	22.0
3歳～ 就 学 前	施設で養育が必要なこども数の見込み	67	62	29
	施設入所率	77.9	64.6	31.2
学 童 期 以 降	施設で養育が必要なこども数の見込み	311	353	301
	施設入所率	86.1	74.2	66.7
合 計	施設で養育が必要なこども数の見込み	396	443	339
	施設入所率	82.0	70.8	57.9

(2) 年度ごとの施設で養育が必要な子ども数の見込み

- ・ 上記推計により算出した、後期期間における年度ごとの施設で養育が必要な子ども数の見込みは以下のとおりです。

項目		R6 見込	R7 見込	R8 見込	R9 見込	R10 見込	R11 見込
・ 計画期間における年度ごとの施設で養育が必要な子ども数 (3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降)の見込み	3歳未満 子ども数	19人	17人	15人	13人	11人	9人
	3歳以上の就 学前子ども数	69人	60人	52人	44人	37人	29人
	学童期以降 子ども数	394人	373人	357人	388人	320人	301人

【②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組】

(1) 前期期間における施策の状況と地域の現状

【1】前期期間における方針

当項目について、現行計画では次のように現状等を整理し、県施策の方針を示しました。

「家庭養育優先原則」により、代替養育が必要なこどもは、原則里親等での養育となり、乳児院や児童養護施設においては、里親等での養育が困難とされる「ケアニーズが高いこども」が主として入所することが予測され、施設における専門的ケアの充実が求められています。合わせて、施設の小規模化により、できるだけ少人数の生活単位にし、家庭的な養育を進めていかなければなりません。県内の児童養護施設等は、「岐阜県家庭的養護推進計画」において、施設の小規模かつ地域分散化等を進めてきたところですが、「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、その取り組みを加速化するとともに、一時保護機能の充実、ショートステイの受託拡大といった、専門性を強化していく必要があります。しかしながら、施設の小規模化や高機能化に伴い、こどもと職員との関係が濃密になるため、施設の職員に高い能力が求められるとともに職員の責任や負担が大きくなり、職員が孤立しやすいといった課題が生じる可能性があります。そのため、能力や経験の豊かな職員の育成や継続的な資質向上、各グループ等における養育状況の把握、職員の心身のケア等に十分に配慮した取組を進めていかなければなりません。併せて、小規模化の推進に当たっては、施設の定員減による行き場のないこどもを作らないように取組を進めていく必要があります。

【2】前期期間における各種施策の展開状況

上記方針に基づき、本県では以下のとおり各種施策を展開しています。

(ア) 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設

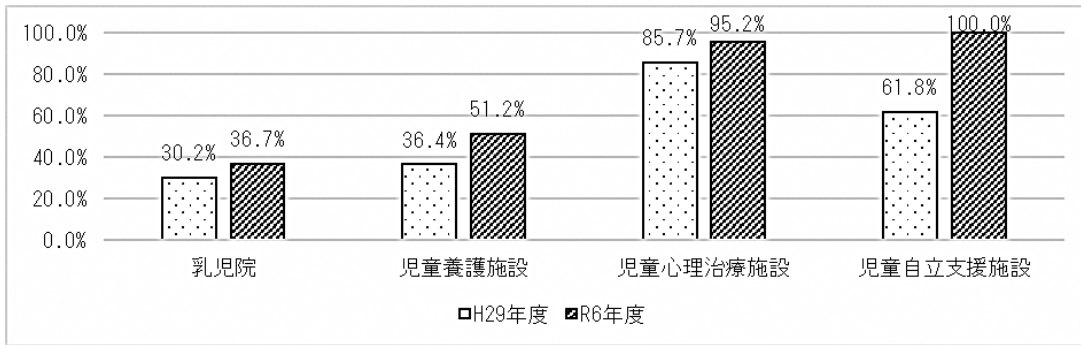
○施設の小規模化及び地域分散化

- ・ 施設の小規模化・地域分散化を推進するため、各施設の小規模化計画に基づき、新築や改築、増築等にかかる費用を補助金等により支援しています。
- ・ その結果、乳児院及び児童養護施設12施設のうち、施設の小規模化と地域分散化の進展を示すグループホーム（地域小規模児童養護施設＋分園型小規模グループケア）の定員の割合は令和5年度末において33.5%となっています。

○ケアニーズの高いこどもの割合の増加

- ・ 児童養護施設等に措置されたこどものうち何らかの障がい等を有するこどもの割合はいずれも増加しています。特に発達障害の割合が大きく増加しており、より専門的な養育を必要としています。

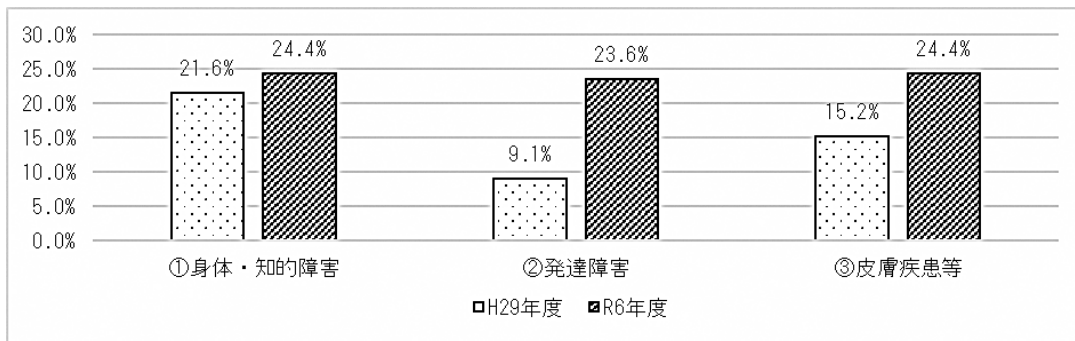
(図4-7-2) 児童福祉施設の入所児童のうち、障がい等を有するこどもの割合



(平成30年3月1日及び令和6年6月1日時点) (出典：県子ども家庭課調べ)

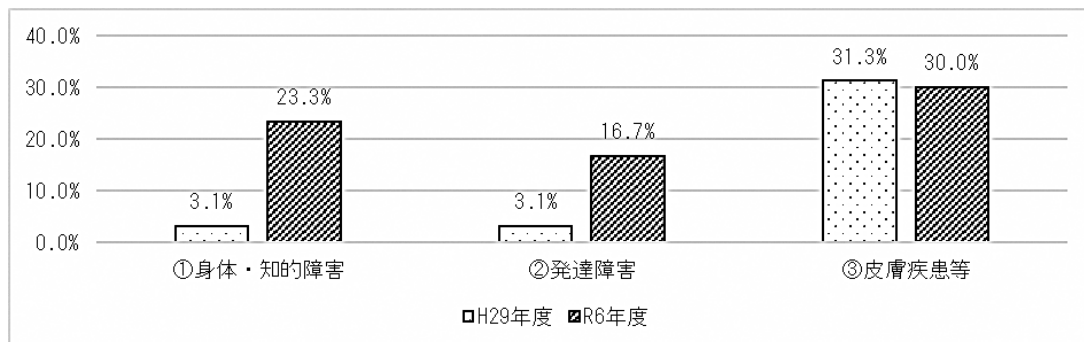
※平成29年度は国調査「児童養護施設入所児童等調査結果」より抜粋

(図4-7-3) 児童養護施設の入所児童のうち、障がい等を有するこどもの割合（詳細）



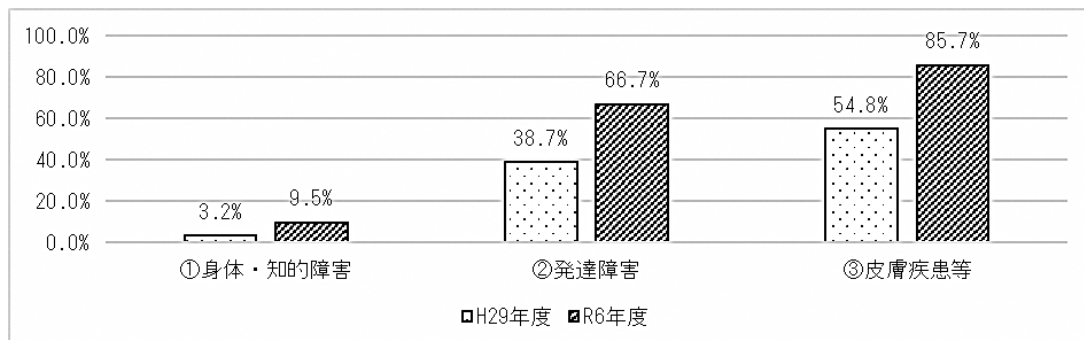
(平成30年3月1日及び令和6年6月1日時点) (出典：県子ども家庭課調べ)

(図4-7-4) 乳児院の入所児童のうち、障がい等を有するこどもの割合（詳細）



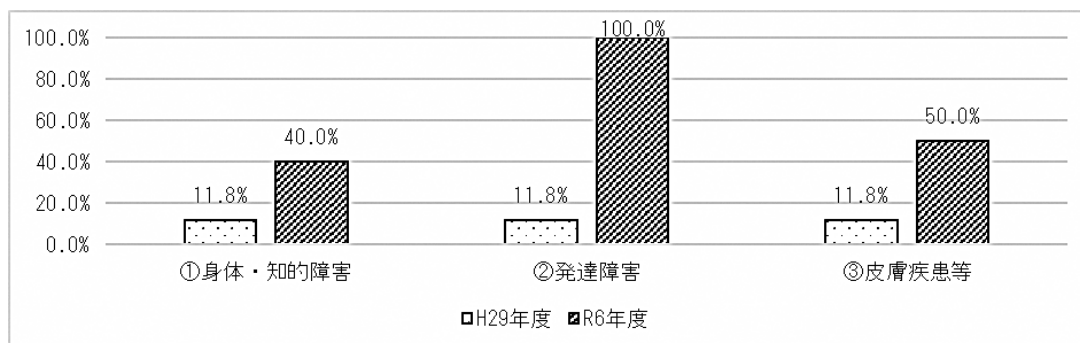
(平成30年3月1日及び令和6年6月1日時点) (出典：県子ども家庭課調べ)

(図4-7-5) 児童心理治療施設の入所児童のうち、障がい等を有するこどもの割合（詳細）



(平成30年3月1日及び令和6年6月1日時点) (出典：県子ども家庭課調べ)

(図4-7-6) 児童自立支援施設の入所児童のうち、障がい等を有するこどもの割合 (詳細)



(平成30年3月1日及び令和6年6月1日時点)

(出典：県子ども家庭課調べ)

(イ) 母子生活支援施設

- ・ DV被害者だけでなく、精神的に不安定な母親や養育や生活に困難を抱える母子を分離することなく、安心・安全な生活の中で支え、自立に向けた支援を行っています。

(ウ) 地域支援・在宅支援の充実

- ・ 県内の児童養護施設等においては、子ども家庭支援センターの設置、妊産婦等生活援助事業の実施、市町村の子育て短期支援事業の受託及び里親のレスパイト・ケアの受入れを実施するなどして、地域支援や在宅支援を行っています。

(エ) 施設等における人材確保・人材育成等

- ・ 施設職員の専門知識やスキルの向上を図るための人材育成研修に対する支援を継続して実施しています。
- ・ 施設職員研修では、こどもの心理や虐待対応に係る専門研修、人材育成のためのマネジメント研修のほか、離職防止のための新任職員研修を開催しています。

【3】前期期間における指標の達成状況

- ・ 前期期間において、当該項目に関連して設定した令和6年度指標とその達成状況及び自己評価については以下のとおりです。
- ・ 令和6年度指標を設定した項目は、令和5年度時点で多くは「概ね達成」となっており、引き続き家庭養育優先原則を踏まえた県内児童養護施設等の小規模化や地域分散化、施設が持つノウハウを地域に還元する多機能化等に向け、各種施策を展開していきます。
- ・ また、「未達」となっている一時保護専用施設の設置については、その必要性を継続して周知していくとともに、課題となっている配置人員の増員に向け、必要な要望や財政支援等を検討していきます。

	指標を設定する項目	R5実績	R6指標	進捗	自己評価
1	全ての棟が小規模化・地域分散化した乳児院及び児童養護施設の数(全12施設)	5施設	8施設	概ね達成	国補助金の活用により必要な予算確保に努めるとともに、施設からの整備相談に適切に対応した
2	グループホーム割合	23.2%	24.3%	概ね達成	家庭養育優先原則に基づく小規模化等の整備推進を進めることができた
3	一時保護専用施設を有する乳児院、児童養護施設の数(全12施設)	1施設	6施設	未達	一時保護専用施設の配置人員基準が本体施設からの支援を前提としていることが課題となり進捗しなかった
4	自立支援担当職員または職業指導員の配置施設数(全10施設)	9施設	10施設	概ね達成	児童自立支援の重要性の認識が各施設に広がり、専門職員の配置が進んだ

(2) 前期期間を踏まえた課題等

各種施策や指標の達成状況を踏まえ、課題となっている事項は以下のとおりです。

(ア) 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設

○施設の小規模化及び地域分散化

- ・ 県立児童養護施設等2施設は建築後40年以上が経過し老朽化が進むとともに、多くの子どもが集団で生活する大舎制で、かつ複数人の相部屋での運用となっていることから、子どもたちにとって「できる限り良好な家庭的環境」とは言い難く、早期に改善する必要があります。
- ・ 民間施設についても、小規模化の進んでいない施設については、施設整備や環境改善が求められています。
- ・ 施設の小規模化と地域分散化に伴い、職員の育成や支援体制の管理が難しくなっています。

○ケアニーズの高い子どもへの支援

- ・ 知的障害や発達障害を持つ子どもや、愛着障害や虐待による発達性トラウマ障害などの精神的な問題を抱えた子どもの施設入所が確実に増えており、各施設における対応力の強化が求められています。
- ・ こうした子どもへの適切な養育には精神科医療機関との連携が不可欠ですが、県内にこどものトラウマケアなどについて対応可能な医療機関が少ないことが課題となっています。

(イ) 母子生活支援施設

- ・ 母子生活支援施設で行っている生活支援について、市町村の担当者等に十分理解されおらず、その機能が活用されていない面があります。

(ウ) 地域支援・在宅支援の充実

- ・ 近年、一時保護や市町村の子育て短期支援事業、里親のレスパイト・ケアの受入れなどの短期の宿泊ニーズが高まり、市町村との契約は進んでいるものの、施設の小規模化と定員減少により空床の利用ができず、そうしたニーズに応えきれていない状況が生じています。
- ・ 施設がその専門性を活かして、地域の支援を必要とする子育て家庭や妊産婦に対して在宅支援事業を提供するなど、児童虐待への予防的な取組の拡充が求められています。

(エ) 施設等における人材確保・人材育成等

- ・ 施設におけるこどもの養育の質を引き続き確保するため、専門職を含む施設職員の職員数の確保と質の向上に資する研修の実施が必要です。特に、日本版DBS制度を考慮した職員の倫理観や価値観を醸成する研修の実施についても検討が必要です。
- ・ 施設の人材確保のための支援を検討する必要があります。特に、職員のメンタルヘルス対策を含めた専門力強化及び定着策の検討が必要です。

(3) 後期期間の方針と各種施策

【1】後期期間における方針

現状等を踏まえ、当項目に係る後期期間の県施策の方針は以下のとおりとします。

こどもが「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、必要な措置を講じなければならないことから、施設の小規模化及び地域分散化計画を策定し、必要な施設整備について支援します。

老朽化が進むとともに、こどもが集団で生活する大舎制となっている県立児童養護施設等について、こどもたちがより家庭に近い環境で生活し、質の高い個別的ケアを実現するための再整備を行います。

施設の小規模化に伴い、6人程度の独立した生活単位となることから、施設職員に高い養育能力が求められるとともに責任や負担が大きくなり、職員が孤立しやすいといった課題が生じています。高い養育能力や経験の豊かな職員の確保や育成、継続的な資質向上、各グループ等における養育状況の把握及び職員の心身のケア等に配慮した取組を進めていく必要があります。

あわせて、小規模化の推進にあたっては、施設の定員減が社会的養護を必要とするこどもの養育に影響を与えることのないよう、県と各施設が十分に協議しながら取組を進めていきます。

児童養護施設等において、地域の専門的な子育て支援機関としての機能転換を後押しする多機能化に向けた施設整備を支援するとともに、こどもに直接かかわる施設職員の人材確保及び育成の支援を強化します。

【2】後期期間における各種施策の展開

上記方針に基づき、後期期間に展開する県施策は以下のとおりです。

(ア) 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設

- 施設の小規模化及び地域分散化

- ・ 県は、こどもが「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、必要な措置を講じなければならないことから、施設の小規模化及び地域分散化計画を策定し、必要な施設整備について支援します。
- ・ 県立児童養護施設について、こどもたちがより家庭的な環境で育つことが可能になる小規模ユニット化による養育環境の改善及び老朽化対策を図るための再整備を進めます。
- ・ 県立児童自立支援施設の生活寮は、大部屋での集団生活でこどもを教育する「教護院」時代のままの施設構造となっており、できるかぎり良好な家庭的環境でこどもの「育て直し」を行うという現在の児童自立支援施設の理念と役割から大きくかけ離れた環境となっています。こどもの人権に配慮し、家庭的な環境でケアニーズの高いこどもを「再び育てる」という役割が果たせるよう再整備を進めます。

○ケアニーズの高いこどものへの支援

- ・ 発達障害やトラウマケアに関する職員のスキル向上を図るとともに、児童心理治療施設や児童自立支援施設、障害児施設等と職員交流を促進し、県内全体の社会的養護のスキルアップを目指します。
- ・ 地域の療育機関などの福祉サービスの積極的な利用や医療機関との連携を進め、ケアニーズの高いこどものケア体制整備について検討します。

(イ) 母子生活支援施設

○施設機能の活用促進

- ・ 母子生活支援施設における生活支援について市町村の理解を促し、母子が分離されることなく支援できる予防的支援としての活用を促進します。
- ・ 妊産婦等生活援助事業と連携し、出産後の支援の場所としての活用を図ります。
- ・ 在宅支援として、母子での子育て短期支援事業の利用により、支援の必要な母親へ集中的な援助を行うなどの活用方法を検討します。

(ウ) 地域支援・在宅支援の充実

○一時保護専用施設の設置促進

- ・ 開かれた環境での一時保護や施設の専門性を活かした一時保護を実施するため及び市町村の子育て短期支援事業や里親のレスパイト・ケアの受入れなどの実施を拡大するため、乳児院や児童養護施設等における一時保護専用施設の設置を促進します。

○要支援・要保護児童とその家庭、特定妊婦への在宅支援

- ・ 施設がその専門性を活かして、地域の支援を必要とする子育て家庭や妊産婦に対して支援を提供することで、児童虐待への予防的取組の拡充が求められています。市町村の家庭支援事業について、市町村に対しては積極的な施設の活用を、施設に対しては積極的な事業実施を促すとともに、機会を捉えて双方の主体に事業や財政支援の情報提供を実施します。

(エ) 施設等における人材確保・人材育成等

○施設等の人材確保

- ・ 乳児院や児童養護施設が、地域の社会的養育を支える専門的な子育て支援拠点として引き続きその専門性を発揮することができるよう、職員の確保を支援します。

○施設等の人材育成

- ・ 施設の小規模化・地域分散化に伴う職員の孤立を防ぐために職員の支援を行う基幹的職員や各グループのリーダー的職員の育成を支援します。
- ・ トラウマインフォームドケアなど、ケアニーズの高いこどもへの対応力を高める職員研修を行います。また、県外実施の施設種類別、階層別の専門的研修への受講機会を増やすため、研修費用を支援します。
- ・ 各施設の先駆的な取組や課題への対応方法等を相互に参考とするため、施設間の情報交換や職員間の交流、見学等を促進します。

○施設職員の知識向上

- ・ 専門的なケアに資する研修を行い、施設職員の研修参加を促進します。また、県外実施の施設種類別、階層別の専門的研修への受講機会を増やすため、研修費用を支援します。

(4) 後期期間における指標の設定

現状と課題、今後の方針を踏まえ、年度ごとの定量的な指標を設定します。

指標を設定する項目		R5 実績	R6 指標	R7 指標	R8 指標	R9 指標	R10 指標	R11 指標
◎小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数	施設数	5箇所	6箇所	6箇所	7箇所	8箇所	9箇所	12箇所
	児童数	194人	201人	225人	247人	263人	276人	339人
◎養育機能強化のための専門職(※)の加配施設数、加配職員数	施設数	12箇所	12箇所	12箇所	12箇所	12箇所	12箇所	12箇所
	職員数	36人	36人	36人	37人	37人	37人	38人
◎養育機能強化のための事業(親子支援事業、家族療法事業等)の実施施設数	施設数	8箇所	8箇所	9箇所	9箇所	10箇所	11箇所	12箇所
◎一時保護専用施設の設置施設数	施設数	1箇所	0箇所	3箇所	3箇所	4箇所	5箇所	6箇所
◎子ども家庭支援センターの設置施設数	施設数	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所
◎里親支援センター、里親養育包括支援(フォスタリング)事業の実施施設数	施設数	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所
◎妊産婦等生活援助事業の実施施設数	施設数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
◎市町村が家庭支援事業を委託している施設数	施設数	12箇所	12箇所	12箇所	12箇所	12箇所	12箇所	12箇所

※：家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等

(5) 後期期間における指標の進捗状況の把握と評価

後期期間における本項目の取組状況については、以下の指標により進捗状況の把握を行うとともに、毎年度、評価を行います。

- ・小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数
- ・養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数
- ・養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数
- ・一時保護専用施設の設置施設数
- ・子ども家庭支援センターの設置施設数
- ・里親支援センター、里親養育包括支援（フォスターリング）事業の実施施設数
- ・妊産婦等生活援助事業の実施施設数
- ・市町村が家庭支援事業を委託している施設数（事業ごと）

8 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

○社会的養護経験者等の自立に向けた支援体制の構築

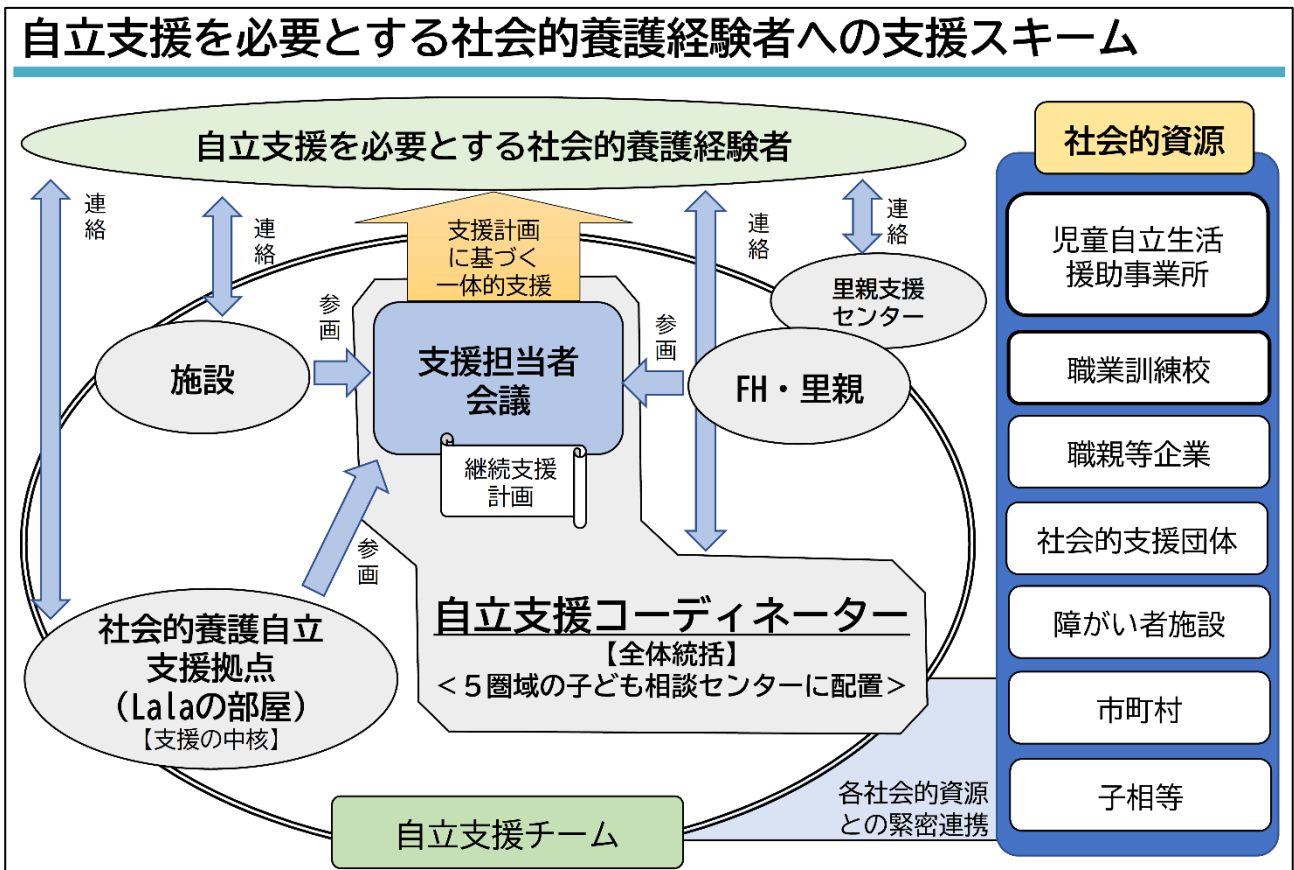
令和4年改正児童福祉法において、社会的養護経験者等の実情把握及びその自立のために必要な援助については県の業務として位置付けられました。児童養護施設等を退所したこどもは、実家を頼ることができない場合が多く、進学や就職後のつまずきによって安定した生活基盤の構築が困難になることがあります。

こうしたことを受け、以下の施策を展開します。

- ・各子ども相談センターに配置した自立支援コーディネーターを統括とし、入所施設や里親、里親支援センター等多様な支援機関が参画し、チームとしてこどもの自立を支援する児童自立支援体制を構築します。
- ・施設等において生活しながら日常生活の指導や就業を支援する児童自立生活援助事業所の設置を促進するとともに、当事者交流や情報提供等を行う拠点である自立支援拠点事業を推進します。

指 標	児童自立生活援助事業の実施箇所数 【R5実績】4箇所 → 【R11】25箇所
-----	---

(図4-8-1) 自立支援を必要とする社会的養護経験者への支援スキーム



【①自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み数】

(1) 社会的養護経験者の実態把握

- ・ 児童養護施設等を退所した社会的養護経験者に対する支援の必要性を把握するため、令和6年度に社会的養護自立支援実態把握調査を実施しました。
- ・ この調査では、社会的養護経験者の生活状況や支援のニーズを詳細に把握することを目的としています。調査結果に基づき、属性分布等を分析し、要保護児童数の推移などを踏まえて後期期間における自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込みを算出します。

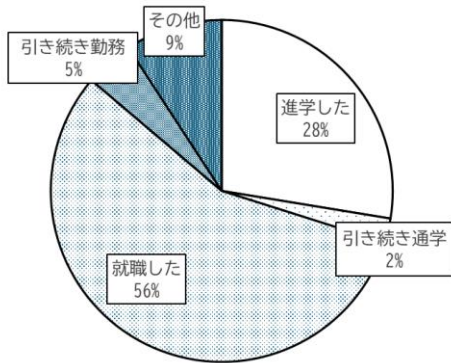
＜社会的養護自立支援実態把握調査の内容＞

- ・ 対象者：過去5年間（令和元年度～令和5年度）において社会的自立等により措置解除となった社会的養護経験者
- ・ 対象者数：184名
- ・ 調査方法：紙またはwebによるアンケート
- ・ 調査日程：令和6年9月
- ・ 回収件数：87件
- ・ 回収率：47.3%

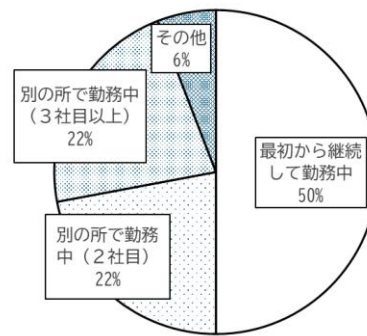
＜参考＞令和6年度社会的養護自立支援実態把握調査の結果について

調査の結果、本県の社会的養護経験者の主な状況は以下のとおりです。この調査により把握した現状を詳細に分析し、今後の県における退所者支援のあり方の検討に活用します。

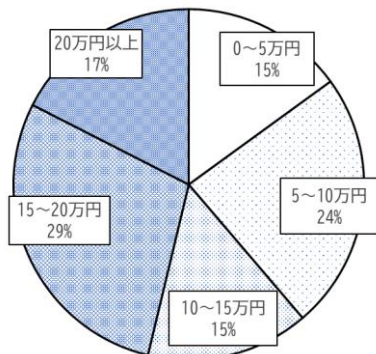
■退所直後の進路



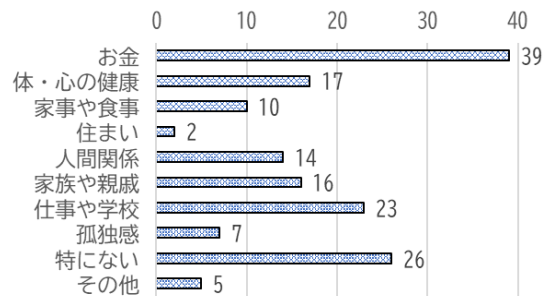
■現在の勤務先（転職有無）



■毎月の所得



■現在の心配事



(2) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み

調査により推計した後期期間における年度ごとの社会的養護経験者等数の見込みは以下のとおりです。

項目		R6 見込	R7 見込	R8 見込	R9 見込	R10 見込	R11 見込
・計画期間における年度ごとの「自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み」	自立支援を必要とする人数	184人	214人	246人	276人	309人	340人

②社会的養護経験者等の自立に向けた取組

(1) 前期期間における施策の状況と地域の現状

【1】前期期間における方針

当項目について、現行計画では次のように現状等を整理し、県施策の方針を示しました。

児童養護施設等を退所したこどもは、失職等がそのまま住む場所を失うことにつながるなど、環境の変化が生活の基盤に与える影響が大きく、安定した生活基盤の構築が困難なケースが多くあります。そのため、施設を退所するまでの間に、衣食住の基本的な生活管理、金銭管理、健康管理等、生活技術の知識や経験を得るとともに、社会人として求められるマナーの習得や主体的な時間の使い方など、自立した生活に必要な力が身につくような養育の在り方が求められます。そして、退所後も住居や家庭等生活上の問題の相談対応、経時的支援等を行い、自立した生活の継続に向けた取組を進めていくことが必要です。

【2】前期期間における各種施策の展開状況

上記方針に基づき、本県では以下のとおり各種施策を展開しています。

(ア) 児童自立生活援助事業

- ・ 令和6年度から制度が拡充された「児童自立生活援助事業」が活用されるよう、各施設や里親への周知を進めています。

(イ) 社会的養護自立支援拠点事業

- ・ 平成26年度から継続実施してきた「施設退所者等アフターケア事業」を、令和6年度から法制化された「社会的養護自立支援拠点事業」へと発展させ実施しています。
- ・ 社会的養護自立支援拠点において、児童養護施設に入所等している中高生に対する自立支援セミナーを開催しています。
- ・ 社会的養護経験者等の困難を抱える若者の就労を伴走型で支援する「ぎふ職親プロジェクト」など、各種の就労支援を実施しています。

(ウ) 社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の整備

- ・ 令和6年度から、各子ども相談センターに自立支援コーディネーターを配置し、関係する支援機関が、施設入所や里親委託となっているこどもと一緒に退所後の継続支援計画を立てる会議を開催するなど、チームとしてこどもを支援していく体制を構築しました。
- ・ 自立支援の関係機関や職員の連携強化のため、県、子ども相談センター、自立支援拠点、施設の自立支援担当職員などが参加する「アフターケア担当者会議」を定期的で開催しています。
- ・ 施設入所児童の自立を支援する自立支援担当職員・職業指導員の各施設への配置を促進しています。

【3】前期期間における指標の達成状況

- ・ 前期期間において、当該項目に関連して設定した令和6年度指標とその達成状況及び自己評価については以下のとおりです。
- ・ 令和6年度指標を設定した項目は、令和5年度時点で「概ね達成」となっており、引き続き社会的養護経験者の自立に向け、各種施策を展開していきます。

	指標を設定する項目	R5実績	R6指標	進捗	自己評価
1	ぎふ職親プロジェクト 加盟企業の数	76企業	77企業	概ね 達成	丁寧な説明を重ねることで 社会的養育に理解のある加 盟企業が増加した
2	自立支援担当職員また は職業指導員の配置施 設数(全10施設)(再掲)	9施設	10施設	概ね 達成	自立支援の重要性の認識が 各施設に広がり、専門職員 の配置が進んだ

(2) 前期期間を踏まえた課題等

各種施策や指標の達成状況を踏まえ、課題となっている事項は以下のとおりです。

(ア) 児童自立生活援助事業

- ・ 令和6年度から拡充された事業であるため、施設及び里親等へ制度周知を行うとともに、新規事業者と自立支援関係機関との連携強化を進める必要があります。
- ・ 知的障害や発達障害があるこどもの自立を支援するため、早期からの福祉サービス等の利用について検討する必要があります。

(イ) 社会的養護自立支援拠点事業

- ・ 里親と里親委託のこどもへの自立に関する支援が十分ではないため、里親支援センター等と自立支援拠点が連携したサポート体制が必要です。
- ・ 出身施設や里親に相談することをためらう若者を支援するため、措置解除前に自立支援コーディネーターや自立支援拠点など関係を構築しておくことが必要です。
- ・ 社会的養護自立支援拠点は羽島市南部にあり、所在地域の偏りがあることが課題です。
- ・ 様々な課題を抱えながらも社会的養護に至らなかった若者についても、実家等に頼ることができず、社会的に孤立するなど自立支援が必要な場合があります。

(ウ) 社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の整備

- ・ 社会的養護経験者は就職後1年以内の離職率が高い傾向にあることから、入所中から自立に向けた準備や多様な社会体験をしておくことが必要です。
- ・ 児童養護施設等に入所していたこどもの大学や専門学校への進学率が低いため、高校卒業直後の就職自立だけでなく、多様な進路選択について積極的に提示していくことが必要です。
- ・ 里親に委託されていたこどもの自立支援は里親の厚意に頼っている現状があることから、里親に委託されていたこどもと里親に対して自立へのサポート体制の構築が求められています。

- ・ 施設等を退所した若者は、退所後一定の年数が経つと連絡が途切れる傾向が高いことから、途切れないサポート体制の構築が必要です。

(3) 後期期間の方針と各種施策

【1】後期期間における方針

現状等を踏まえ、当項目に係る後期期間の県施策の方針は以下のとおりとします。

社会的養護経験者への自立支援が行き届くことを目指し、各退所者等の状況を定期的に把握し計画的に支援するため、各子ども相談センターに配置した自立支援コーディネーターを統括とし、施設や里親など多様な支援機関の参画を得て、チームとして子どもを支援する児童自立支援体制を構築します。

また、本人が必要とする時期までの養育を可能とする児童自立生活援助事業所の設置を促進するとともに、退所者等の相互交流や支援情報の提供、相談対応を行う自立生活拠点事業の充実を図ることで、一人ひとりのこどもに寄り添った自立支援を進めます。

【2】後期期間における各種施策の展開

上記方針に基づき、後期期間に展開する県施策は以下のとおりです。

(ア) 児童自立生活援助事業

○児童自立生活援助事業所の活動促進

- ・ 措置解除後も引き続き施設等で自立に向けた支援を受けられるよう、児童自立生活援助事業所の設置を促進します。
- ・ 児童養護施設等や里親に対しては、児童自立生活援助事業をわかりやすく周知するとともに、事業の活用を奨励します。

(イ) 社会的養護自立支援拠点事業

○社会的養護自立支援拠点の運営

- ・ 社会的養護経験者等に対して、生活相談、就労相談、メンタルヘルスに関すること、法律相談などの各種相談に応じます。
- ・ 居住場所がない等の困りごとに対応するため、緊急的な宿泊支援を実施します。
- ・ 社会的養護経験者等が相互交流できる場を開設し、適切に企画・運営します。
- ・ 自立後の生活をイメージできるよう、児童養護施設や里親宅で生活している中高生等を対象とした自立支援講座を開催します。
- ・ 施設職員等を対象に自立支援の優良事例や支援ノウハウの共有などの研修を開催し、自立支援に関する支援スキルの向上を図ります。
- ・ 施設等退所後、県外に転居する場合には、転入する県の自立支援拠点と情報交換を行うなど、支援が継続されるよう連携・協働します。
- ・ 社会的養護に至らなかった若者であっても、支援の必要がある場合には、自立支援拠点を通じて支援します。

○ぎふ職親プロジェクトの拡大

- ・ 「ぎふ職親プロジェクト」を引き続き推進するとともに、退所者等の状況に合わせた短時間かつ段階的な就労形態である「短就プロジェクト」を推進します。

○自立支援拠点の増設

- ・ 自立支援に関する相談数の増加や所在地域の偏りに対応するため、今後の相談状況を見ながら、自立支援拠点の増設について検討します。

(ウ) 社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の整備

○社会的養護経験者へのサポート体制の構築

- ・ 各施設や児童自立援助事業所、里親支援センター、児童自立支援拠点等と協力して、社会的養護経験者の生活状況や支援のニーズを継続的に把握します。
- ・ 各子ども相談センターの自立支援コーディネーターを圏域の全体統括、自立支援拠点を支援の中核、施設の自立支援担当職員や里親支援センターを個別ケースの把握・支援担当とし、個別の継続支援計画を立て、チームとして社会的養護経験者等へ途切れのない支援を実施します。
- ・ 里親委託のこどもについては、里親支援センターにおいて委託解除後の定期的な状況把握と適宜相談に応じること等により支援します。

○社会的養護自立支援協議会の開催

- ・ 県、子ども相談センター、児童福祉施設、里親、社会的養護自立支援拠点等により構成する社会的養護自立支援協議会を設置し、社会的養護自立支援実態把握調査の結果等を踏まえ、本県における自立支援の体制の評価、ニーズに則した支援手法及び体制構築等について検討します。

○進路選択の可能性拡大

- ・ 施設や里親宅からこどもが習い事や学習塾等に通う場合に、その費用を補助します。
- ・ 大学や専門学校、職業訓練開発校など、多様な進路選択について高校入学後の早期からこどもと一緒に考え、給付型奨学金や貸付など経済的な支援情報も併せて検討し、こどもが経済的な不安を抱えることなく、希望する進路を選択できるよう支援します。
- ・ 国際たくみアカデミーや障がい者職業能力開発校などの県立職業開発訓練校と連携し、就職に向けた技術の習得を目指すこどもが利用できるよう支援します。
- ・ 育英会の給付型奨学金や民間助成団体による奨学金制度、自立支援資金の貸付、一時金の貸与・給付制度等について、周知し活用を促します。
- ・ こどもの将来の職業観を醸成するため、施設入所中の中高生を対象に、「児童養護施設等サポーター制度」の加盟企業等を受入先として、企業インターンシップを実施します。

○自立支援担当職員等の配置

- ・ 各施設に対し、退所後のこどもの継続的な状況把握と支援、進学・就職等に向けた退所前からの支援を関係機関と連携して実施する、自立支援担当職員の配置を促します。

(4) 後期期間における指標の設定

現状と課題、今後の方針を踏まえ、以下のとおり指標を設定します。

特に、◎とした項目は具体的な数値指標を有することが事業の進捗に寄与することから、年度ごとの定量的な指標を設定します。

指標を設定する項目		R5 実績	R6 指標	R7 指標	R8 指標	R9 指標	R10 指標	R11 指標	
◎児童自立生活援助事業の実施箇所数（Ⅰ型～Ⅲ型それぞれの入居人数）	Ⅰ型	箇所数	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	5箇所	5箇所
		入居人数	12人	13人	15人	16人	18人	19人	21人
	Ⅱ型	箇所数	－	3箇所	4箇所	6箇所	8箇所	10箇所	12箇所
		入居人数	－	5人	16人	27人	38人	49人	60人
	Ⅲ型	箇所数	－	1箇所	2箇所	4箇所	5箇所	7箇所	8箇所
		入居人数	－	1人	2人	4人	5人	7人	8人
◎社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	
・社会的養護自立支援体制の整備	体制の有無	有						有	

(5) 後期期間における指標の進捗状況の把握と評価

後期期間における本項目の取組状況については、以下の指標により進捗状況の把握を行うとともに、毎年度、評価を行います。

- ・ 児童自立生活援助事業の実施箇所数（Ⅰ型～Ⅲ型それぞれの入居人数）
- ・ 社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数
- ・ 社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備状況

9 子ども相談センターの強化等に向けた取組

○子ども相談センターの体制強化に資する人員の確保、育成

子ども相談センターでは、児童虐待相談対応件数が年々増加していることに加え、複雑・困難なケースも増加していることから、職員体制を年々増加させ対応してきました。今後、相談業務に支障が出ないよう施設や設備の整備、更なる児童福祉司等の増員や弁護士の配置等による法的対応体制の強化、子ども相談センター職員の専門性の向上が求められています。

こうしたことを受け、以下の施策を展開します。

- ・子ども相談センターにおける児童虐待相談対応件数及び職員数の急増に対応するため、施設の狭隘化や相談対応に使用する部屋の不足等の機能不足の改善を図ります。
- ・こどもや家族の支援に係る専門性を更に強化するため、子ども相談センターの児童福祉司、児童心理司の増員、担当地区を持たないスーパーバイザーの配置、保健師等の配置を推進します。

指 標	児童福祉司・児童心理司の配置数 【R5実績】124人 → 【R11】171人
-----	---

【①子ども相談センターにおける人材確保・育成、子ども相談センター設置等に向けた取組】

（1）前期期間における施策の状況と地域の現状

【1】前期期間における方針

当項目について、現行計画では次のように現状等を整理し、県施策の方針を示しました。

子ども相談センターは、虐待相談に加え、障がい相談や非行相談等、多岐に渡る相談を受けており、いずれも迅速かつ適切な対応が求められています。これらの相談に対応するため、児童福祉司及び児童心理司を増員してきたところですが、更なる相談の増加や多様化に対応するためには、児童福祉司等の増員に加え、専門性を強化していく必要があります。平成30年12月に示された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」では、2017年度から2022年度までの5年間で、2,020人を増強することを示されており、人材の確保が求められています。また、県では、施設の老朽化や狭隘化への対応、こどもの事情や特性に応じた保護等を行うため、平成30年度に「中央子ども相談センター」の移転整備を実施しました。障がい者総合相談センター等関係機関が集約された「ぎふ清流福祉エリア」に移転することで、一人ひとりの状況に応じた支援を行い、こどもの健やかな成長を支援しています。さらに今後は、中核市である岐阜市との連携をより強固なものとし、様々なケースに対応できる体制を構築していく必要があります。

【2】前期期間における各種施策の展開状況

上記方針に基づき、本県では以下のとおり各種施策を展開しています。

(ア) 子ども相談センターの機能強化

- ・ 子ども相談センターの相談件数の増加や職員の配置増に合わせて、事務所の改修や設備の充実を図っています。
- ・ 「児童相談所虐待対応ダイヤル189」の24時間対応や、LINEによる相談窓口「親子の相談LINE」など、相談窓口の対応を強化しています。

(イ) 子ども相談センターにおける人材確保・育成

- ・ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、子ども相談センターの人員配置に努め、体制強化に取り組んでいます。
- ・ 県弁護士会の協力を得て、弁護士が定期的に子ども相談センターを訪問し、児童虐待相談等に係る法律上の問題等についての援助や代理人業務を行っています。
- ・ 各子ども相談センターに嘱託医師を配置し、虐待ケースなどについて保護者カウンセリングや医学的助言を得ています。

(表4-9-1) 子ども相談センター専門職員配置状況

(単位：人・回)

年 度	R元	R6	増加数
児童福祉司	55人	91人	36人
児童心理司	10人	33人	23人
福祉司SV	11人	22人	11人
保健師	0人	4人	4人
教員派遣	10人	12人	2人
休日夜間対応専門職	0人	2人	2人
虐待対応強化専門職	5人	5人	0人
弁護士	132回	156回	24回
嘱託医	28人	21人	▲7人
ヤングケアラーコーディネーター	0人	2人	2人
自立支援コーディネーター	0人	5人	5人
合 計 (※弁護士除く)	119人	197人	78人

(各年度4月1日時点)

(出典：県子ども家庭課調べ)

(表4-9-2) 各子ども相談センターにおける弁護士の配置回数 (令和6年度)

中央	西濃	中濃	東濃	飛騨
月4回	月2回	月4回	月2回	月1回

(各年度4月1日時点)

(出典：県子ども家庭課調べ)

(ウ) 市町村等との連携

- ・ 中央子ども相談センターに連携支援課を設置し、市町村支援担当児童福祉司を配置して市町村の相談支援体制の強化を支援しています。

- ・ 子ども相談センターは各市町村の要保護児童対策地域協議会の一員として、要保護・要支援児童の情報共有と役割分担の確認を行うとともに、市町村と協働して支援を実施しています。
- ・ 岐阜市に「こどもサポート総合センター」を設置し、警察、子ども相談センター、岐阜市がワンフロアで同居し、虐待通告などに協働して対応しています。
- ・ 「児童虐待防止医療ネットワーク事業」を実施して、拠点病院に児童虐待専門コーディネーター1名を配置し、地域の医療機関からの児童虐待相談に対応するとともに、児童虐待相談対応に係る研修会を実施しています。
- ・ 警察との協定に基づき、虐待案件の即時通報を行うとともに、警察に対して毎月2回の児童虐待案件の全件通報、子ども相談センターごとに合同訓練や連携会議を実施するなど、緊密な連携ができるよう努めています。

【3】前期期間における指標の達成状況

- ・ 前期期間において、当該項目に関連して設定した令和6年度指標とその達成状況及び自己評価については以下のとおりです。
- ・ 令和6年度指標を設定した項目は、令和5年度時点で「未達」及び「概ね達成」となっていますが、引き続き適切な児童虐待相談対応を行うよう子ども相談センター体制の強化に向け、各種施策を展開していきます。

	指標を設定する項目	R5実績	R6指標	進捗	自己評価
1	児童福祉司一人あたりの担当ケース数	70.5 ケース	30 ケース	未達	相談や通告が多様化・難化していることにより進捗しなかった
2	子ども相談センター保健師配置数	4人	5人	概ね達成	子ども相談センターごとに1名配置を目指し、適切に取り組んだ

(2) 前期期間を踏まえた課題等

各種施策や指標の達成状況を踏まえ、課題となっている事項は以下のとおりです。

(ア) 子ども相談センターの機能強化

- ・ 一時保護の件数が増加している一方で、一時保護児童の受け入れ先としての児童養護施設等の定員数は減少しており、対応に非常に苦慮しています。
- ・ 各子ども相談センターにおいて、相談件数の増加や職員増による施設設備の不足にさらに対応していく必要があります。

(イ) 子ども相談センターにおける人材確保・育成

- ・ 一時保護の司法審査導入における事務量の増加に対応していく必要があります。
- ・ 子ども相談センターのスーパーバイザーが担当地区を持つケース担当を兼ねているため、スーパーバイザーとして十分機能していません。
- ・ 児童虐待事案への対応の支援として、児童福祉司等のリスク判断や人材育成に資するAIを活用したシステムの導入を検討する必要があります。

- ・ 子ども相談センターに医師及び保健師の配置が義務付けられましたが、必要数が確保できていません。特に、一時保護児童の精神面の医学的見立てができていません。
- ・ 子ども相談センター職員へのカスタマーハラスメント対策が十分ではありません。

(ウ) 市町村等との連携

- ・ 中央子ども相談センター地域連携課が中心となって市町村支援を実施していますが、各子ども相談センターとの連携や、こども家庭センターの運営支援や専門性の向上支援など、より一層支援の充実が求められています。
- ・ 医療従事者に対する児童虐待相談対応に関する研修について、医療従事者が児童虐待相談対応に必要な知識とスキルを習得しやすくするため、対面だけでなくオンラインも活用した研修の実施が求められています。

(3) 後期期間の方針と各種施策

【1】後期期間における方針

現状等を踏まえ、当項目に係る後期期間の県施策の方針は以下のとおりとします。

児童虐待相談対応件数が年々増加していることに加えて、複雑・困難なケースも増加していることから子ども相談センターの更なる体制強化に向けた取組が必要です。

子ども相談センターにおける児童虐待相談対応件数及び職員数の急増に対応するため、施設の狭隘化や相談対応に使用する部屋の不足等の機能不足の改善を図ります。

国の示す「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿って、児童福祉司等の増員や弁護士の配置等による法的対応体制の強化、児童相談所職員の研修の実施等による専門性の向上のほか「こども家庭ソーシャルワーカー」資格の取得を促進します。

【2】後期期間における各種施策の展開

上記方針に基づき、後期期間に展開する県施策は以下のとおりです。

(ア) 子ども相談センターの機能強化

- ・ 相談件数及び職員数の急増によって、円滑な業務遂行に支障が出ている子ども相談センターについて、施設の狭隘化や相談対応に使用する部屋の不足等の機能不足の改善を行い、虐待対応や相談対応の強化を図ります。
- ・ 各子ども相談センターにおいて、相談件数や職員の大幅な増加に伴い必要な設備の改修などについて検討します。
- ・ 国のプランに基づく子ども相談センターの人員配置、ケースマネジメントと親子関係再構築支援の専門系の配置、地区担当を持たないスーパーバイザーの配置、基準に基づく一時保護施設の人員配置など、引き続き人員体制を強化します。
- ・ 児童福祉司等のリスク判断や人材育成に資するAIを活用したシステムについて、国や他県の動向を注視するとともに、導入の可否について検討していきます。
- ・ カスタマーハラスメント対策の強化を図ります。

(イ) 子ども相談センターにおける人材確保・育成

- ・ 全ての児童福祉司や児童心理司が、専門的なノウハウを持って相談等対応ができるよう研修体系の整備を進めます。併せて、継続的なケース管理に配慮した人事異動を促進します。
- ・ 担当地区を持たないスーパーバイザーを配置し、経験の浅い職員や困難ケースに寄り添った支援ができる体制を構築します。
- ・ 一時保護児童の医学的な評価が行えるよう、県立希望が丘こども医療福祉センターから精神科医師の派遣を行い、定期健診を実施します。
- ・ 乳幼児や特定妊婦、精神疾患等を持つ保護者に保健医療的な側面から適切に対応できるよう、各子ども相談センターに保健師を配置します。
- ・ 子ども相談センター職員の実務的な知識や技術が習得できる「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得を促進します。
- ・ 職員の計画的なスーパーバイザー研修の受講促進により、子ども相談センターにおける指導的職員の増加を図ります。
- ・ 子ども相談センターの業務を紹介する冊子や動画の作成のほか、学生向けセミナーの企画・運営、大学における合同説明会へのブース開設などの人材確保のための採用活動を実施します。

(ウ) 市町村等との連携

- ・ 中央子ども相談センターに配置した市町村支援児童福祉司が、市町村を巡回訪問し、また各種研修を企画し、各市町村のこども家庭センター及び要保護児童対策地域協議会調整機関の運営を支援します。
- ・ 各子ども相談センターが市町村要保護児童対策地域協議会の構成員として、市町村の要保護・要支援児童、特定妊婦の管理及び支援が確実に行われるよう支援します。
- ・ 「児童虐待防止医療ネットワーク事業」を継続実施し、拠点病院である岐阜県総合医療センターに児童虐待専門コーディネーターを配置するとともに、地域の医療機関からの児童虐待に関する相談に対応します。
- ・ 地域の医療機関の医療従事者を対象に、児童虐待相談対応に必要な知識の獲得や医療機関として適切に対応するための体制構築に資する研修や症例検討会を実施します。
- ・ こどもサポート総合センターにおける警察との協働、児童虐待事案の県警への全件通報をはじめ、圏域ごとの子ども相談センターとの連携会議や合同訓練等を通じて、警察との連携を引き続き強化します。

(4) 後期期間における指標の設定

現状と課題、今後の方針を踏まえ、以下のとおり指標を設定します。

特に、◎とした項目は具体的な数値指標を有することが事業の進捗に寄与することから、年度ごとの定量的な指標を設定します。

指標を設定する項目		R5 実績	R6 指標	R7 指標	R8 指標	R9 指標	R10 指標	R11 指標
◎第三者評価を実施している子ども相談センター数	センター数	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	1箇所	3箇所	5箇所
◎児童福祉司、児童心理司の配置数	児童福祉司数	91人	95人	97人	102人	106人	111人	116人
	児童心理司数	33人	36人	39人	43人	47人	51人	55人
◎市町村支援児童福祉司の配置数	配置数	5人	5人	5人	5人	5人	5人	5人
◎児童福祉司スーパーバイザーの配置数	SV数	10人	10人	10人	11人	11人	11人	11人
◎医師の配置数	医師数	11人	11人	11人	11人	11人	11人	11人
◎保健師の配置数	保健師数	4人	5人	5人	5人	5人	5人	5人
◎弁護士の配置数	弁護士数	5人	5人	5人	5人	5人	5人	5人
◎こども家庭福祉行政に携わる子ども相談センター職員における研修の受講者数	受講者数	91人	95人	97人	102人	106人	111人	116人
◎専門職採用者数	採用者数	159人	167人	172人	182人	190人	199人	209人
・子ども相談センターの管轄人口	管轄人口	280,554人						239,161人

(5) 後期期間における指標の進捗状況の把握と評価

後期期間における本項目の取組状況については、以下の指標により進捗状況の把握を行うとともに、毎年度、評価を行います。

- ・子ども相談センターの管轄人口
- ・第三者評価を実施している子ども相談センター数・割合（分母：管内の全子ども相談センター数）
- ・児童福祉司、児童心理司の配置数
- ・市町村支援児童福祉司の配置数
- ・児童福祉司スーパーバイザーの配置数
- ・医師の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）
- ・保健師の配置数
- ・弁護士の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）
- ・こども家庭福祉行政に携わる子ども相談センター職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数
- ・専門職採用者数（割合）

【②中核市の児童相談所設置に向けた取組】

(1) 前期期間における施策の状況と地域の現状

本県では以下のとおり各種施策を展開しています。

- ・ 令和4年3月、岐阜市エールぎふ内に「こどもサポート総合センター」を設置し、中央子ども相談センター地域連携課、岐阜県警察、岐阜市がワンフロアで同居し、協働して迅速に虐待の初期対応にあたっています。
- ・ 岐阜市における児童相談体制の整備状況は以下のとおりです。
 - ・ 平成26年4月 岐阜市子ども・若者総合支援センターエールぎふ設置
 - ・ 平成30年7月 子育て世代包括支援センター設置（3か所の保健センター内）
 - ・ 平成31年4月 子ども家庭総合支援拠点設置（エールぎふ）
 - ・ 令和4年3月 こどもサポート総合センター設置
 - ・ 令和6年4月 こども家庭センター設置

(2) 前期期間を踏まえた課題等

当該項目において課題となっている事項は以下のとおりです。

- ・ 岐阜市の「こどもサポート総合センター」における三者連携の取組を、引き続き継続していくことが必要です。

(3) 後期期間の方針と各種施策

後期期間に展開する県施策は以下のとおりです。

- ・ 今後も、随時岐阜市と児童相談所設置に関する意見交換を行うなど、県として適切な相談対応及び助言を行います。
- ・ 中核市に所在するこども家庭センターとして、引き続き機能向上及び専門性の向上を図るため、児童福祉と母子保健の一体的支援に資する職員の確保や資質向上を支援します。

10 障害児入所施設における支援

○障害児入所施設における「できる限り良好な家庭的環境」の確保

障害児入所施設においても、虐待を受けたこどもや家庭での養育が困難なこどもが生活していることから、「できる限り良好な家庭的環境」で養育し、障がいに対する正確な理解と障がい特性に応じた環境を提供することが、こどもの最善の利益につながります。また、医療的ケアを必要とするこどもが必要な支援を受けられるよう体制を整備する必要があります。

こうしたことを受け、以下の施策を展開します。

- ・福祉型障害児入所施設においても、できる限り良好な家庭的環境として、少人数の生活単位であるユニット化等を推進します。
- ・医療的ケアが必要な障がい児の受入れやレスパイトのための短期入所など、医療的ケアの必要な障がい児の保護及び入所体制の確保を推進します。

(1) 現状

【1】各種施策の展開状況

- ・県内には福祉型障害児入所施設が2施設あり、そのうち1施設ではできる限り良好な家庭的環境で生活できるよう、小規模なグループによる支援を実施しています。

【2】資源等に関する地域の現状

- ・各種施策の展開状況等を踏まえ、当該項目に係る現在の本県の現状は以下のとおりです。

(表4-10-1) 障害児入所施設のうち、ユニット化等による施設及び障がい児数

項目		現状(R5)
・福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	施設数	1施設
・福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障がい児の数	障がい児数	9人

(令和6年3月31日時点)

(2) 課題

各種施策を展開するにあたり、課題となっている事項は以下のとおりです。

- ・障がいに対する正確な理解と障がい特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の下で支援する必要があります。

- ・ 医療的ケアが必要な在宅の障がい児者が利用できる短期入所等の障害福祉サービス事業所や在宅医療を提供する医療機関、支援に携わる人材の確保など、在宅支援体制の充実が必要です。

(3) 今後の方針

現状等を踏まえ、今後県として展開する施策は以下のとおりです。

- ・ 障害児入所施設において、小規模なグループ等での支援を実施するよう事業者には働きかけていきます。また、適切な支援が提供されるよう職員の専門性を高める研修の実施や必要な施設等の整備など事業者を支援していきます。
- ・ 県立希望が丘子ども医療福祉センターにおいて、医療的ケアが必要な障がい児の受入れやレスパイトのための短期入所などを行い、障がい児とその家族に対する支援機能の充実を図ります。
- ・ 県立希望が丘子ども医療福祉センター、岐阜県総合医療センター重症心身障がい児施設すこやか、国立病院機構長良医療センターとの連携・役割分担により、医療的ケアが必要な障がい児者の入所需要に対応します。

- 本県においては、計画の進捗について、毎年度、地域の現状と整備目標等により自己点検・評価を実施し、その結果を岐阜県社会的養育推進会議等の合議制の会議へ報告します。
- 自己点検・評価によって明らかになった課題等については、取組の見直し等を行うなど、適切にPDCAサイクルを運用していく必要があります。見直しの検討にあたっては、当事者である社会的養護経験者を含むこどもの意見を聴取します。
- 国において、取組の進捗について、毎年度調査し評価を実施することとされていることから、県は調査に協力するとともに、評価を踏まえ、必要な取組の見直し等を行います。

第6章

用語集

用語	意味
アドボカシー	虐待を受けたこどもの声を第三者が聞き取り、子ども相談センターなどに伝える「代弁者制度」のこと。
意見表明等支援員	こどもの思いを聴き取り、その実現へ向かうための方向性を子どもと共有した上で、関係機関・関係者へ適切に働きかけ、こどもの思いを伝える支援者のこと。
一時保護	子ども相談センター所長または都道府県知事が必要と認めた場合に、こどもを一時保護施設や乳児院、児童養護施設などに短期間保護すること。親の虐待や放任により、緊急にこどもを家庭から一時的に引き離す必要がある場合などに行われる。
家庭支援事業	市町村が行う、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業または親子関係形成支援事業の6事業の総称。
家庭養育	里親やファミリーホームで要保護児童の養育を行うこと。養育者の住居で養育が行われるため、施設と比べ家庭に近い環境での養育となる。
岐阜県子ども計画	<p>子ども基本法により、各都道府県には「子ども大綱」を勘案した「都道府県子ども計画」の策定が求められているため、本県においても、子どもに関する関連計画を整理・統合し、策定するもの。</p> <p>「岐阜県社会的養育推進計画」は「岐阜県子ども計画」に含まれる重要な計画のひとつとして、同様に含まれる他計画と連携・協力しながら、こどもの最善の利益に資する施策に総合的かつ一体的に取り組む。</p>
ぎふ職親プロジェクト	児童養護施設等退所者の離職率は高く、居住場所を失うなど不安定な生活に陥ることがあるため、社宅や賃貸住宅の借り上げによる居住場所を提供の上雇用し、自立支援を一貫して行う職親企業や、就業・生活の安定を図る支援を行う職親サポーター等が連携し、若者たちが自立できる体制の構築を目指す事業。
グループホーム	本体施設から離れた場所で少人数のこどもを養育する形態のこと。地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアを指す。
子ども家庭支援センター	児童福祉法第44条の2に基づいて設置された児童家庭支援センター。岐阜県では子ども家庭支援センターという。こども、家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言、指導を行う施設のこと。また、子ども相談センター、児童福祉施設など、関係する機関の連絡調整も行う。子ども相談センターを補完するものとして、児童福祉施設等に設置されている。

用語	意味
こども家庭センター	母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行うとともに、支援を要するこども・家庭等へのサポートプランの作成、民間団体と連携しながら支援体制を強化するための地域資源の開拓などを担う施設のこと。令和4年改正児童福祉法等により、令和6年4月から市町村は設置に努めなければならないこととされた。
子ども相談センター	児童福祉法第12条に基づき設置する児童福祉の専門かつ中核機関である児童相談所のこと。岐阜県では子ども相談センターという。養護、保健、心身障害、育成、非行など、こどもに関する様々な相談に応じ、必要に応じて一時保護や児童福祉施設への入所措置、こどもと保護者への相談援助などを行う。
サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ	1990年代にオーストラリアの児童保護の現場で開発された児童虐待相談対応の手法。当事者であるこどもと親が主体的に安全な生活を築くためのプランを考えていくアプローチ。ソリューション・フォーカスト・アプローチという面接技法を取り入れ、問題ではなく解決に焦点を当て、具体的で実行可能なプランを家族とともに考えていく。
里親支援センター	里親に対する包括的な養育支援体制として、リクルートから研修、マッチング、養育支援、自立支援まで、一連の過程において切れ目のない支援を行うことにより家庭養育を推進するとともに、里親宅等に措置されたこどもが心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的とする児童福祉施設のこと。
サポートプラン	こども家庭センターにおいて、母子保健サービスや子育て支援を必要とする妊産婦やこども、子育て世帯に対して、個々の家庭の課題・ニーズに応えるために、母子保健事業や家庭支援事業、その他の多様なサービスや地域資源を有機的に組み合わせて作成する計画のこと。
社会的養育	代替養育を中心とする「社会的養護」に対し、家庭への養育支援から代替養育までを含む幅広い概念のこと。
社会的養護	保護者のないこどもや、保護者に監護させることが適当でないこどもを、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。
社会的養護関係施設第三者評価	公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から行う、社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質の評価のこと。社会的養護関係施設（※）については、平成24年度から第三者評価の受審及びその結果の公表が義務づけられている。 ※社会的養護関係施設：児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設
社会的養護自立支援拠点事業	措置解除者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談、助言及び関連する支援機関との連絡調整等を行う拠点を運営する事業のこと。

用語	意味
児童虐待防止対策総合強化プラン	「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、子ども相談センターや市町村の体制及び専門性を計画的に強化するために策定したプランのこと。
児童自立生活援助事業所	義務教育終了後に、児童養護施設や児童自立支援施設等を退所し、就職することも等のうち、なお、援助の必要な子どもを入所させ、相談その他の日常生活上の援助および生活指導を行う事によって、社会的に自立するよう援助する施設のこと。
児童心理司	児童福祉法に基づき、都道府県の子ども相談センターに配属される専門職員のこと。こどもとその家庭に対する心理診断のほか、関係機関の協議により、総合的なアセスメントを行い、必要な指導を行っている。
児童心理治療施設	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活の適応が困難となった子どもを、短期間、入所させ、または保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行い自立のための援助を行う施設のこと。
児童福祉司	児童福祉法に基づき、都道府県の子ども相談センターに配属される専門職員のこと。こども及び妊産婦の保護・保健などの福祉に関する事項について相談に応じ、アセスメントを行った上で必要な指導を行っている。
児童福祉施設	児童福祉法に基づく、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターの総称のこと。
児童養護施設	保護者のいない子ども、虐待を受けている子ども、家庭環境や様々な事情により家庭での養育が難しい子どもを入所させて養護を行う施設のこと。
小規模グループケア	本体施設の中または外で、小規模なグループにより子どもを養育する形態のこと。
職業指導員	勤労の基礎的な能力及び態度を育て、こどもがその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供、実習、講習等の支援により職業指導を行う者のこと。
ショート里親	児童福祉施設に措置されている子どもを、週末や長期休暇に家庭で預かり、家庭での生活を経験させる里親のこと。
ショートステイ	保護者の疾病や育児不安などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において、一時的に養育・保護を行うことにより、こどもとその家庭の福祉の向上を図る事業のこと。

用語	意味
自立支援コーディネーター	改正児童福祉法において、社会的養護経験者等の支援が県の業務として位置付けられたことを受け、各子ども相談センターに配置。自立支援コーディネーターは自立支援を統括する立場として、施設、里親、ファミリーホーム、各支援機関の参画を得て、担当者会議を主催し、継続支援計画を策定・更新する。
親族里親	両親、その他子どもを現に養育する方が死亡、行方不明等の状態となったことにより、その子どもの3親等内の親族（祖父母、兄弟、姉妹等）が養育する里親のこと。
専門里親	養育里親のうち、専門的な援助を必要とする子ども（虐待を受けた子どもや非行などの問題のある子ども、及び障がいがある子ども）を養育する専門的な知識を持った里親（専門里親研修の受講が必要）のこと。
短就プロジェクト	社会的養護自立支援拠点「Lalaの部屋」で実施する就業支援のひとつ。8時間労働が困難と考えられる子どもに対し、週1回、1時間から等、短時間から段階的な就労を行い、就労継続及び社会的自立を目指して行う支援。
第三者委員	苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために設置された人のこと。
地域小規模児童養護施設	本体施設とは離れた場所で6人の子どもを養育する形態のこと。小規模グループケアが本体内・外での実施を選択できることに対し、地域小規模児童養護施設は本体外での実施となる。
特別児童扶養手当	精神や身体に1級か2級の障がいのある20歳未満の子どもを家庭で監督、保護している父母ら養育者に支給される手当のこと。
特別養子縁組	子どもと実親との親子関係は法的に終了し、養親を唯一の親とする養子縁組制度のこと。裁判所が特別養子であることを審判し確定する。
トラウマインフォームドケア	支援者が、人のこころの奥にあって外からは見えにくいトラウマ（こころのケガ）の影響を十分に理解し、その知識や情報に基づいて配慮をもった関わりをすること。
トワイライトステイ	保護者が仕事等により恒常的に帰宅が夜間にわたる場合や休日に不在の場合等で、子どもに対する生活指導や家事の面等で困難を生じている場合に、児童福祉施設等において生活指導、食事の提供等を行うことにより、その子どもとその家庭の生活の安定、福祉の向上を図る事業のこと。
日本版DBS制度	子どもを性犯罪から守ることを目的として、性犯罪歴を有する者が子どもに関わる職業に就くことを制限する「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（子ども性暴力防止法）」に基づき創設される「前歴開示・前歴者就業制限機構」のこと。
乳児院	保護者がいない、または保護者の事情で家庭での養育ができない乳幼児を預かって養育する施設のこと。
パーマネンシー	「恒久性」「永続性」を意味する英語。要保護児童が「施設でもない、里親でもない、恒久的な家庭」で育てられること（子どもの成長のために継続的かつ安定した養育者と養育環境）を意味する。

用語	意味
ファミリーホーム	専任の養育者の住居で、要保護児童5人または6人を受け入れ、一定期間養育する施設のこと。こどもの養育は、養育里親の経験など一定の要件を満たす養育者と補助者あわせて3人以上があたる（小規模住居型児童養育事業）。
フォスタリング機関	里親養育包括支援のことで、里親の普及促進・リクルート、里親研修、こどもと里親のマッチング、委託中の里親への養育支援、里親委託措置解除後における支援に至るまで、一貫した支援を行う機関のこと。本県では、5圏域の子ども家庭支援センターに委託して実施している。
母子生活支援施設	18歳未満のこどもを養育している母子家庭等でDVからの避難・保護や、生活上の問題を抱えた母親とこどもと一緒に入所して自立に向け援助を受けながら生活のできる施設のこと。
養育里親	諸事情により保護者と一緒に暮らすことができないこどもを一定期間保護者に代わって養育する里親のこと。
養子縁組里親	養子縁組を前提として家庭で暮らすことのできないこどもを養育する里親のこと。
要支援児童	すぐに保護すべき状況ではないものの、保護者の養育を支援することが特に必要と認められるこどものこと。
要保護児童	保護者のいないこどもや虐待などで保護者のもとで養育されることが適当でないこどものこと。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けているこどもをはじめとする、保護を要するこどもやその保護者に関する情報の交換及び支援内容の協議を行うため、市町村、学校、医療機関、警察、保育所、民生委員、子ども相談センター等の関係機関等により構成され、市町村に設置された組織のこと。
レスパイト・ケア	委託児童を養育している里親家庭が一時的な休息のための援助を必要とする場合に、乳児院、児童養護施設等または他の里親を活用してこどもの養育を行うこと。

1 代替養育を必要とするこども数の算出

<算式>

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{代替養育を必要と} \\ \text{するこども数} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{こども人口} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{代替養育が必要となる割合} \\ \text{(潜在的需要を含む)} \end{array}}$$

代替養育を必要とするこども数は、上記算式にて計算します。

「こども人口」は、県では「岐阜県における将来人口推計」(令和4年3月：岐阜県政策研究会人口動向研究部会による報告)により、将来的な人口等を推計しているため、そちらを活用しました。

また、「代替養育が必要となる割合(潜在的需要を含む)」は、過去の実績から、将来の数値を推計しました。

- 上記の考え方にに基づき、前期期間に推計した令和11年度までの代替養育を必要とするこども数は以下のとおりです。

(表7-1-1) 代替養育を必要とするこども数の令和元年度推計 (単位：人)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0～3歳未満	55	55	55	55	54	54	54	54	54	53
3歳～就学前	97	97	96	96	96	95	95	95	94	94
学童期以降	484	480	479	478	476	474	471	470	468	467
計	636	632	630	629	626	623	620	619	616	614

- 令和2～5年度の要保護児童数実績値との比較は以下のとおりです。

(表7-1-2) 代替養育を必要とするこども数の推計値と実績値 (単位：人)

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5
推計値	636	632	630	629
実績値	539	552	532	515
差引	97	80	98	114

(実績値は各年度3月1日時点)

- ・ 同時期の市町村要保護児童対策地域協議会の登録児童数の推移は以下のとおりです。

(表7-1-3) 市町村要保護児童対策地域協議会登録児童数の推移 (単位：人)

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5
登録児童数	2,392	2,362	2,551	2,624
対前年比	—	▲30	189	73

(実績値は各年度3月31日時点)

(出典：県子ども家庭課調べ)

- ・ 推計値に占める実績値の割合は平均して約85%となりますが、10年計画の中間年であることや近年の市町村要保護児童対策地域協議会登録児童数の増加数を勘案すれば、算出方法を変更する理由はないものと考えます。
- ・ そのため、後期期間においても、前期期間と同様の手法により、「代替養育を必要とするこども数」を算出します。

<①代替養育が必要となる割合の算出>

(1) 過去15年間の「こども人口」及び「要保護児童数(※)」から、「代替養育が必要となる割合」を算出しました。

※要保護児童数：里親及びファミリーホーム委託児童数、乳児院入所児童数、児童養護施設入所児童数の計

○計算式

「要保護児童数」／「こども人口」＝「代替養育が必要となる割合」

なお、各年度の要保護児童数は、支援が必要なこども数の最大値を見込む必要があることから、児童養護施設等への入所児童が最も多いと推定される3月1日時点の数値を用いています。

(表7-1-4) 代替養育が必要となる割合の推移

(単位：人、%)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
こども人口	359,619	353,144	350,259	346,655	341,732	337,056	330,349	325,400	319,344	312,943
要保護児童数	642	603	601	607	620	615	617	625	580	592
代替養育が必要となる割合	0.179	0.171	0.172	0.175	0.181	0.182	0.187	0.192	0.182	0.189
年度	R元	R2	R3	R4	R5					
こども人口	307,127	297,694	290,592	284,043	277,519					
要保護児童数	530	501	512	502	515					
代替養育が必要となる割合	0.173	0.168	0.176	0.177	0.186					

(こども人口は各年度10月1日時点、要保護児童数は各年度3月1日時点)

(2) (1)で算出した「代替養育が必要となる割合」の実績の推移から、令和11年度までの「代替養育が必要となる割合」について、将来の予測値を算出します。

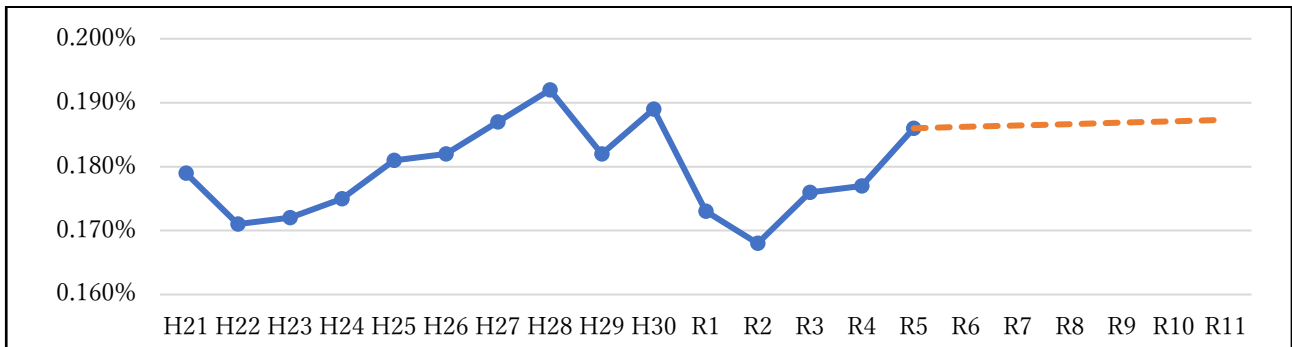
(表7-1-5) 代替養育が必要となる割合(将来予測)

(単位：%)

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
代替養育が必要となる割合	0.186	0.186	0.187	0.187	0.187	0.187

(図 7-1-6) 代替養育が必要となる割合 (将来予測)

(単位：%)



(3) 令和 11 年度までの「こども人口」の推計（「岐阜県における将来人口推計」）と(2)で算出した「代替養育が必要となる割合」から、令和 11 年度までの「代替養育を必要とするこども数」を算出します。なお、算出した数値は、潜在的需要を含んでいないため、別途推計する必要があります。

(表 7-1-7) 代替養育を必要とするこども数 (潜在的需要を含まない) (将来予測)

(単位：人、%)

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
こども人口	272,946	266,238	259,156	252,483	245,925	239,161
代替養育が必要となる割合	0.186	0.186	0.187	0.187	0.187	0.187
代替養育を必要とするこども数 (潜在的需要を含まない)	508	495	485	472	460	447

<②代替養育を必要とするこどもの潜在的需要の推計>

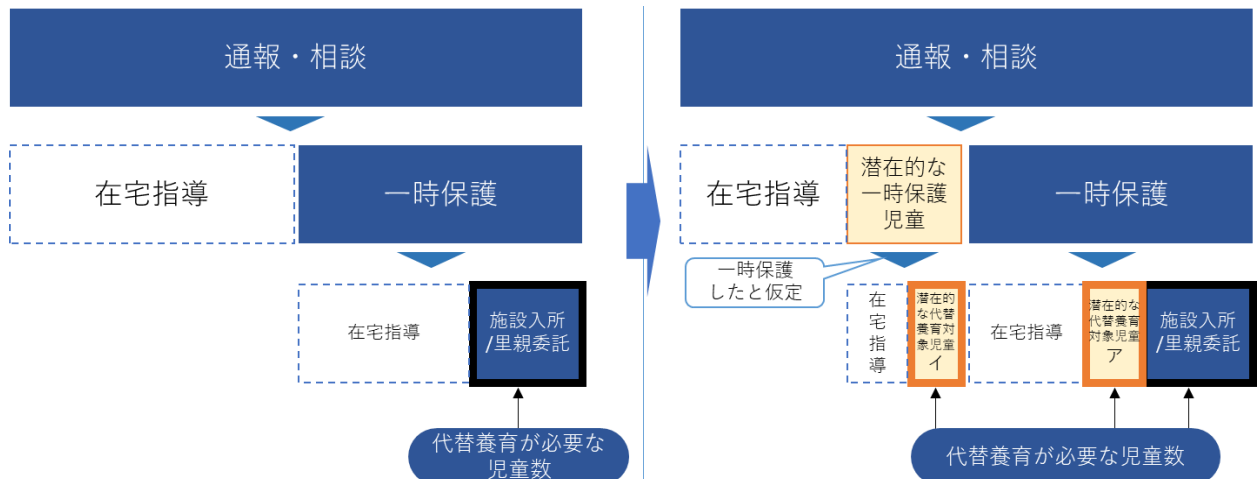
代替養育が必要なこどもは、施設入所や里親等委託されるこどものほか、潜在的なこどもも存在していると考えられます。

本計画においては、「緊急性がないため、在宅指導で継続的に支援等を行うこととしたこども」を、「潜在的な代替養育が必要なこども」と推測し、以下のとおり定義して推計を行いました。

○潜在的な代替養育対象児童の定義

- ①一時保護後、在宅指導で継続的に支援等を行うこととしたこどもの一部
 ……潜在的な代替養育対象児童 ア
- ②通報・相談後、在宅指導で継続的に支援等を行うこととしたこどもの一部
 ……潜在的な代替養育対象児童 イ

(図 7-1-8) 代替養育を必要とするこどもの潜在的需要 考え方



※上記のほか、直接入所または里親等委託となるケースもある

<③潜在的な代替養育対象児童 アの推計>

(1) 過去 15 年間の「一時保護児童数」の実績から、令和 11 年度までの「一時保護児童数」を推計します。

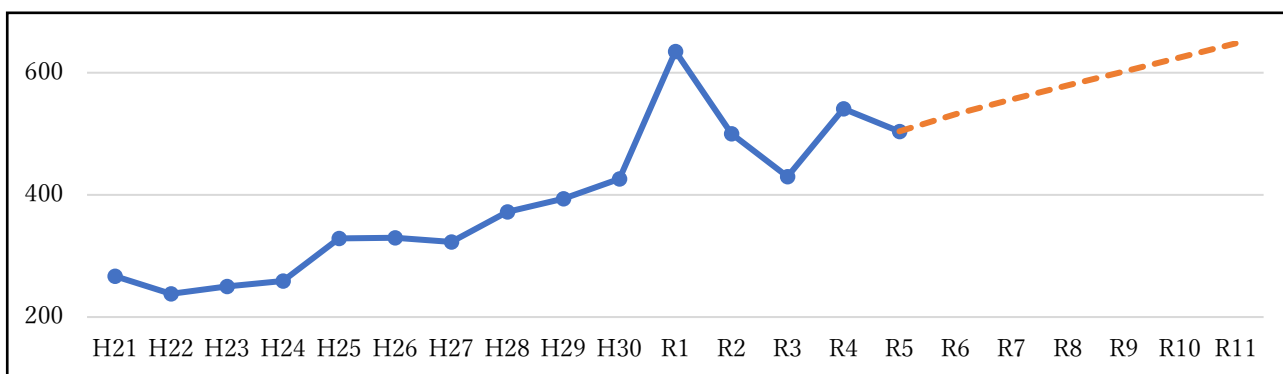
(表 7-1-9) 一時保護児童数の実績 (単位：人)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
一時保護児童数	267	238	250	259	329	330	323	372	394	426
年度	R 元	R2	R3	R4	R5					
一時保護児童数	635	500	430	541	504					

(表 7-1-10) 一時保護児童数 (将来予測) (単位：人)

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
一時保護児童数推計	531	554	578	602	625	649

(図 7-1-11) 一時保護児童数 (将来予測) (単位：人)



(2) 「一時保護児童数」と「潜在的な代替養育対象児童 ア」(一時保護後、在宅指導で継続的に支援等を行っているこども数)の割合を算出します。なお、これらの数値については、令和 5 年度の実績を調査の上、把握したものを用いています。

(表 7-1-12) 潜在的な代替養育対象児童 アの割合 (単位：人)

一時保護児童数	504
うち一時保護後、在宅指導で継続的に支援等を行っているこども数	14

(令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日の集計)

→ $14 \div 504 = \underline{\underline{「2.77\%」}}$

上記より、一時保護児童の「2.77%」が「潜在的な代替養育対象児童 ア」となると推測されます。

(3) (1)(2)より、令和11年度までの潜在的代替養育児童数 アを推計します。計算式は以下のとおりです。

○計算式

「一時保護児童数（将来予測）」×2.77%＝「潜在的代替養育児童数 ア」

(表 7-1-13) 潜在的代替養育児童数 ア (将来予測)

(単位：人)

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
潜在的代替養育児童数 ア	15	15	16	17	17	18

<④潜在的な代替養育児童数 イの推計>

(1) 過去15年間の「養護相談受付件数」の実績から、令和11年度までの「養護相談受付件数」を推計します。

(表 7-1-14) 養護相談受付件数 (実績) (単位: 件)

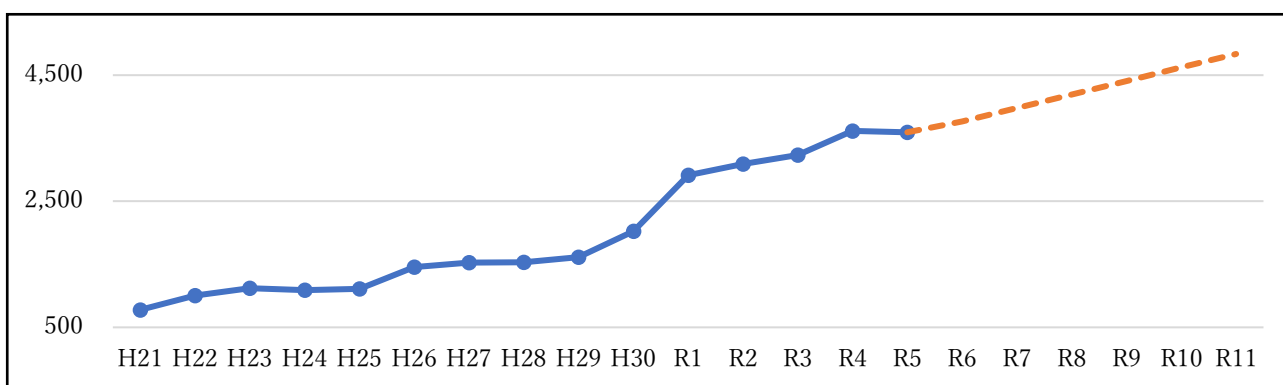
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
養護相談受付件数	778	1,004	1,123	1,091	1,112	1,457	1,529	1,534	1,614	2,026
年度	R元	R2	R3	R4	R5					
養護相談受付件数	2,912	3,090	3,234	3,616	3,594					



(表 7-1-15) 養護相談受付件数 (将来予測) (単位: 件)

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
養護相談受付件数 (推計)	3,764	3,978	4,193	4,407	4,622	4,836

(図 7-1-16) 養護相談受付件数 (将来予測) (単位: 件)



(2) 「養護相談の受付件数」と「養護相談受付後、緊急性がないため在宅指導で継続的に支援等を行っているこども数」の割合を算出します。

(表 7-1-17) 「養護相談の受付件数」と「養護相談受付後、緊急性がないため在宅指導で継続的に支援等を行っているこども数」の割合 (単位: 件、人)

養護相談受付件数	3,594
養護相談受付後、緊急性がないため在宅指導で継続的に支援等を行っているこども数	289

(令和5年4月1日～令和6年3月31日の集計)

→ $289 \div 3,594 = 8.04\%$

上記より、養護相談を受け付けた件数の「8.04%」が「養護相談受付後、緊急性がないため在宅指導で継続的に支援等を行っているこども」であると推測されます。

(3) (1)(2)より、養護相談受付件数のうち、「8.04%を一時保護した」と仮定し、令和11年度までの「潜在的な一時保護児童数」を推計します。計算式は以下のとおりです。

○計算式

$$\begin{aligned} & \text{「養護相談受付件数（将来予測）」} \times 8.04\% \\ & = \text{「潜在的な一時保護児童数（将来予測）」} \end{aligned}$$

(表 7-1-18) 潜在的な一時保護児童数 (将来予測) (単位：人)

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
潜在的な一時保護児童数	302	319	337	354	371	388

(4) 一時保護を行った後、児童養護施設や里親等へ委託しているこどもがどれくらい存在しているかを計算するため、過去10年間の一時保護から施設入所等を行ったこどもの割合の平均値を算出します。

(表 7-1-19) 一時保護後施設入所となったこどもの割合 (実績) (単位：人、%)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
一時保護児童数 (※)	258	253	282	301	316	445	378	350	463	421
うち児童福祉施設等、里親等へ委託	101	80	83	83	91	99	113	103	92	94
一時保護の後施設入所等となった児童割合	39.15%	31.62%	29.43%	27.57%	28.80%	22.25%	29.89%	29.43%	19.87%	22.33%
平均	28.03%									

一時保護児童の28.03%が施設入所等となると仮定

※養護相談の受付児童数の数値

(5) 一時保護後に在宅指導を行っているこどもにも潜在的な代替養育児童アが存在していると考えられます。よって、(4)で算出した「28.03%」に一時保護児童のうち、潜在的な代替養育児童アにより算出した割合「2.77%」を加算します。

$$28.03\% + 2.77\% = \underline{\underline{30.80\%}}$$

(6) (3)(5)より、「潜在的代替養育児童数 イ」を算出します。計算式は以下のとおりです。

○計算式

$$\begin{aligned} & \text{「潜在的な一時保護児童数（将来予測）」} \times 30.80\% \\ & = \text{「潜在的代替養育児童数 イ」} \end{aligned}$$

(表 7-1-20) 潜在的代替養育児童数 イ (単位：人)

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
潜在的代替養育児童数 イ	93	98	104	109	114	120

以上より、算出した代替養育が必要なこども数の見込み（潜在的需要を含む）は以下のとおりとなります。

(表 7-1-21) 代替養育が必要なこども数の見込み (単位：人)

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
要保護児童数	508	495	485	472	460	447
潜在的代替養育児童数 ア	15	15	16	17	17	18
潜在的代替養育児童数 イ	93	98	104	109	114	120
合計	616	608	605	598	591	585

<⑤年齢別の割合の算出>

里親等への委託や施設に入所しているこどもの年齢割合から、令和11年度までの年齢区分別の内訳を算出します。

(表 7-1-22) 里親等委託・施設入所の年齢割合

(単位：人、%)

	乳児院	児童養護施設	里親	ファミリーホーム	計	年齢割合
0～3歳未満	18	—	15	3	36	7.0%
3歳～就学前	13	50	13	6	82	15.9%
学童期以降	—	344	31	22	397	77.1%
計	31	394	59	31	515	

(令和6年3月1日時点)



(表 7-1-23) 代替養育を必要とするこども数 (年齢別)

(単位：人)

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0～3歳未満	43	43	42	42	41	41
3歳～就学前	98	97	96	95	94	93
学童期以降	475	468	467	461	456	451
計	616	608	605	598	591	585

2 里親等委託が必要な子ども数の算出

<算式>

$$\boxed{\text{里親等委託が
必要な子ども数}} = \boxed{\text{代替養育を必要とする
子ども数（年齢区分別）}} \times \boxed{\text{里親等委託が必要な
こどもの割合}}$$

里親等委託が必要な子ども数は、上記算式にて計算します。

「代替養育を必要とする子ども数（年齢区分別）」は、「第7章 1 代替養育を必要とする子ども数の算出」により、計算を行いました。

「里親等委託が必要なこどもの割合」を算出するにあたり、本県では、施設入所児童を対象として「里親等委託可能性調査」を行い、施設入所している子どもについて、「里親等委託の可能性あり」「今後も施設入所が適当」「その他」に分類を行いました。

里親等委託可能性調査 調査要領

- ①現に施設入所しているこどものうち、里親等への措置変更を検討中の子ども
- ②現に施設入所しているこどものうち、里親等への措置変更の可能性のある子ども
 - ア. 実親側の課題（里親等委託の同意が得られない等）により里親等委託できない子ども
 - イ. 里親側の課題（こどもの障がいや特性に対応できる里親の不在、実親と適切な関わりの持てる里親の不在等）により里親等委託できなかった子ども
 - ウ. アとイ以外で、里親等委託の可能性はあったが、委託に至っていない子ども
- ③現に施設入所しているこどものうち、今後も施設入所が適当な子ども
 - ア. 被虐待等でケアが必要な子ども（3歳未満で入所半年以内、3歳以上の就学前で入所1年以内、学童期以降で入所3年以内）
 - イ. 被虐待等でケアが必要なため、3歳未満で半年、3歳以上の就学前で1年、学童期以降で3年を超えて入所しているが、現在も施設ケアが必要な子ども
（②の課題を解決しても、里親家庭に相当な負担が生じると思われるもの）

【被虐待等で必要なケアとは】
こどもの個別のニーズに応ずるもので、他者への信頼感や自尊感情の回復を含めたこどもの逆境体験による影響からの回復につながり、里親家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境）での生活を可能にするとの指向性を有するもの

 - ウ. アとイ以外（非行や性加害問題、医療ケア、里親不調、年齢、きょうだい数、こどもが里親等委託に対して明確に反対の意向等）で、今後も里親等でなく施設での生活が適当な子ども
- ④半年以内に家庭復帰・自立に向けて調整中（または措置解除予定）の子ども

【調査結果：乳児院入所児童】

令和6年6月1日時点において、乳児院に入所しているこどもの数は、30人でした。結果は以下のとおりです。

<里親等委託の可能性のあるこども>

乳児院に入所しているこどものうち、里親等への委託の可能性があると考えられるこどもは、以下のとおりです。里親等への委託を行うにあたり、里親等への措置変更を検討中のこどもが9人、里親等委託の同意が得られないこども（実親側の課題有）が9人、こどもの障がいや特性に対応できる里親の不在（里親側の課題有）が1人という結果になっています。

(表 7-2-1) 里親等への委託の可能性のあるこども（乳児院入所） (単位：人)

	里親等への措置変更 を検討中のこども	実親側の課題有	里親側の課題有	計
		里親等委託の同意が 得られない	こどもの障がいや特性 に対応できる里親の不 在	
0～3歳未満	7	5	1	13
3歳～就学前	2	4	0	6
学童期以降	0	0	0	0
計	9	9	1	19

(令和6年6月1日時点)

<今後も施設入所が適当なこども>

乳児院に入所しているこどものうち、今後も施設入所が適当と考えられるこどもは、以下のとおりです。専門的なケアが必要なこどもが4人、実親による不適切な働きかけが予想されるこどもが2人、一定の期間入所しており、引き続き施設での生活が適当なこどもが1人という結果になっています。

(表 7-2-2) 今後も施設入所が適当なこども（乳児院入所） (単位：人)

	被虐待や障がいがある 等、施設での専門的ケ アが必要なため、里親 等委託が困難	実親による押しかけ など不適切な働きか けが予想される	一定期間入所し、今 後も里親等でなく施 設での生活が適当	計
0～3歳未満	3	2	0	5
3歳～就学前	1	0	1	2
学童期以降	0	0	0	0
計	4	2	1	7

(令和6年6月1日時点)

<その他>

半年以内に家庭復帰・自立に向けて調整中のこども：4人

【調査結果：児童養護施設入所児童】

令和6年6月1日時点において、児童養護施設に入所しているこどもの数は、371人でした。分類結果は以下のとおりです。

<里親等委託の可能性があるこども>

児童養護施設に入所しているこどものうち、里親等への委託の可能性があると考えられるこどもは、以下のとおりです。全部で86人のこどもが里親等委託の可能性があるという結果になっています。

(表 7-2-3) 里親等委託の可能性があるこども (児童養護施設入所) (単位：人)

	里親等への措置変更を検討中のこども	実親側の課題有		里親側の課題有		計
		里親等委託の同意が得られない	こどもの障がいや特性に対応できる里親の不在	実親と適切な関わりの持てる里親の不在		
0～3歳未満	0	0	0	0	0	
3歳～就学前	1	14	3	2	20	
学童期以降	0	43	20	3	66	
計	1	57	23	5	86	

(令和6年6月1日時点)

<今後も施設入所が適当なこども>

児童養護施設に入所しているこどものうち、今後も施設入所が適当と考えられるこどもは、以下のとおりです。全部で261人のこどもが今後も施設入所が適当であるという結果になっています。

(表 7-2-4) 今後も施設入所が適当なこども (児童養護施設入所) (単位：人)

	実親が里親宅へ押しかける等の不適切な働きかけが予想される	被虐待や障がいがある等、施設での専門的ケアが必要なため、里親等委託が困難	一定期間入所し、今後も里親等でなく施設での生活が適当	家裁の承認を得て子ども相談センターが措置したこども	計
0～3歳未満	0	0	1	0	1
3歳～就学前	2	3	15	1	21
学童期以降	3	26	197	13	239
計	5	29	213	14	261

(令和6年6月1日時点)

<その他>

半年以内に家庭復帰・自立に向けて調整中：24人

以上の結果を踏まえ、令和 11 年度の里親等委託が必要なこども数を算出します。

- (1) 里親やファミリーホームに委託中、乳児院[※]、児童養護施設[※]に入所中のこどもの総数を「要保護児童」として計算します。

※半年以内に家庭復帰・自立に向けて調整中のこどもは除く

(表 7-2-5) 要保護児童数の状況 (単位：人)

区分	里親	ファミリーホーム	乳児院	児童養護施設	計
0～3 歳未満	8	1	18	1	28
3 歳～就学前	17	7	8	41	73
学童期以降	32	21	0	305	358
計	57	29	26	347	459

(令和 6 年 6 月 1 日時点)

- (2) (1)で算出した要保護児童数 (A) における里親等委託の可能性のあるこども数 (B) から里親等委託が必要なこどもの割合 (C) を算出します。なお、里親等委託の可能性のあるこどもについては、「実親側の課題」「里親側の課題」を解決することにより、里親等への委託が可能と考えられるこどもを含み、算出しました。

(表 7-2-6) 里親等委託が必要なこどもの割合の算出 (単位：人、%)

	要保護児童 (A)	里親等委託の可能性のあるこども数 (B)	里親等委託が必要なこどもの割合 (C:B/A)
0～3 歳未満	28	22	78.6%
3 歳～就学前	73	50	68.5%
学童期以降	358	119	33.2%
計	459	191	41.6%

(令和 6 年 6 月 1 日時点)

- (3) 令和 11 年度の代替養育を必要とするこども数 (D) と里親等委託が必要なこどもの割合 (C) を掛け、令和 11 年度の里親等委託が必要なこども数 (E) を算出しました。

(表 7-2-7) 里親等委託が必要なこども数の算出 (単位：人、%)

	代替養育を必要とするこども数 (D)	里親等委託が必要なこどもの割合 (C)	里親等委託が必要なこども数 (E:D×C)
0～3 歳未満	41	78.6%	32
3 歳～就学前	93	68.5%	64
学童期以降	451	33.2%	150
計	585	41.6%	246

(令和 6 年 6 月 1 日時点)

○代替養育児童数及び里親等委託率等

算出した令和11年度の推計値に向け、毎年一定数増加していくと仮定し、毎年度の代替養育を必要とするこども数及び里親等委託が必要なこども数を算出しました。

代替養育を必要とするこどもの数から、里親等への委託が必要なこどもの数を除いたこどもを施設入所が必要なこどもとし、まとめた結果は以下のとおりです。

(表 7-2-8) 代替養育を必要とするこども数、里親等委託率、施設入所率等 (単位：人、%)

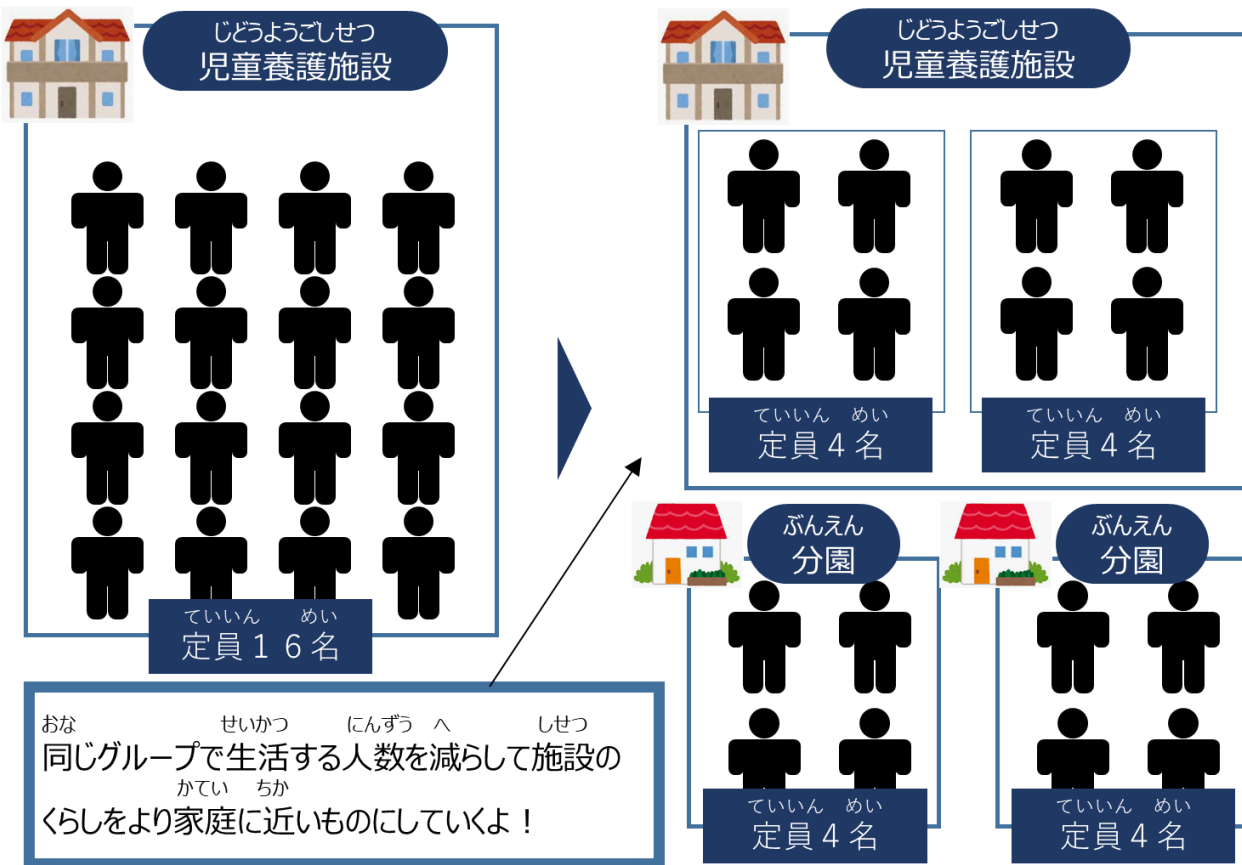
区分		R6	R7	R8	R9	R10	R11
0～3歳 未満	代替養育を必要とするこども数	43	43	42	42	41	41
	うち里親等委託が必要	24	26	27	29	30	32
	うち施設入所が必要	19	17	15	13	11	9
	割合						
	里親等委託率	54.7	59.4	64.1	68.8	73.5	78.0
	施設入所率	45.3	40.6	35.9	31.2	26.5	22.0
3歳～ 就学前	代替養育を必要とするこども数	98	97	96	95	94	93
	うち里親等委託が必要	29	37	44	51	57	64
	うち施設入所が必要	69	60	52	44	37	29
	割合						
	里親等委託率	29.9	37.7	45.5	53.3	61.1	68.8
	施設入所率	70.1	62.3	54.5	46.7	38.9	31.2
学童期 以降	代替養育を必要とするこども数	475	468	467	461	456	451
	うち里親等委託が必要	81	95	110	123	136	150
	うち施設入所が必要	394	373	357	338	320	301
	割合						
	里親等委託率	17.1	20.3	23.5	26.7	29.9	33.3
	施設入所率	82.9	79.7	76.5	73.3	70.1	66.7
合計	代替養育を必要とするこども数	616	608	605	598	591	585
	うち里親等委託が必要	134	158	181	203	223	246
	うち施設入所が必要	482	450	424	395	368	339
	割合						
	里親等委託率	21.8	26.0	29.9	33.9	37.7	42.1
	施設入所率	78.2	74.0	70.1	66.1	62.3	57.9

3 児童養護施設入所児童へのヒアリング

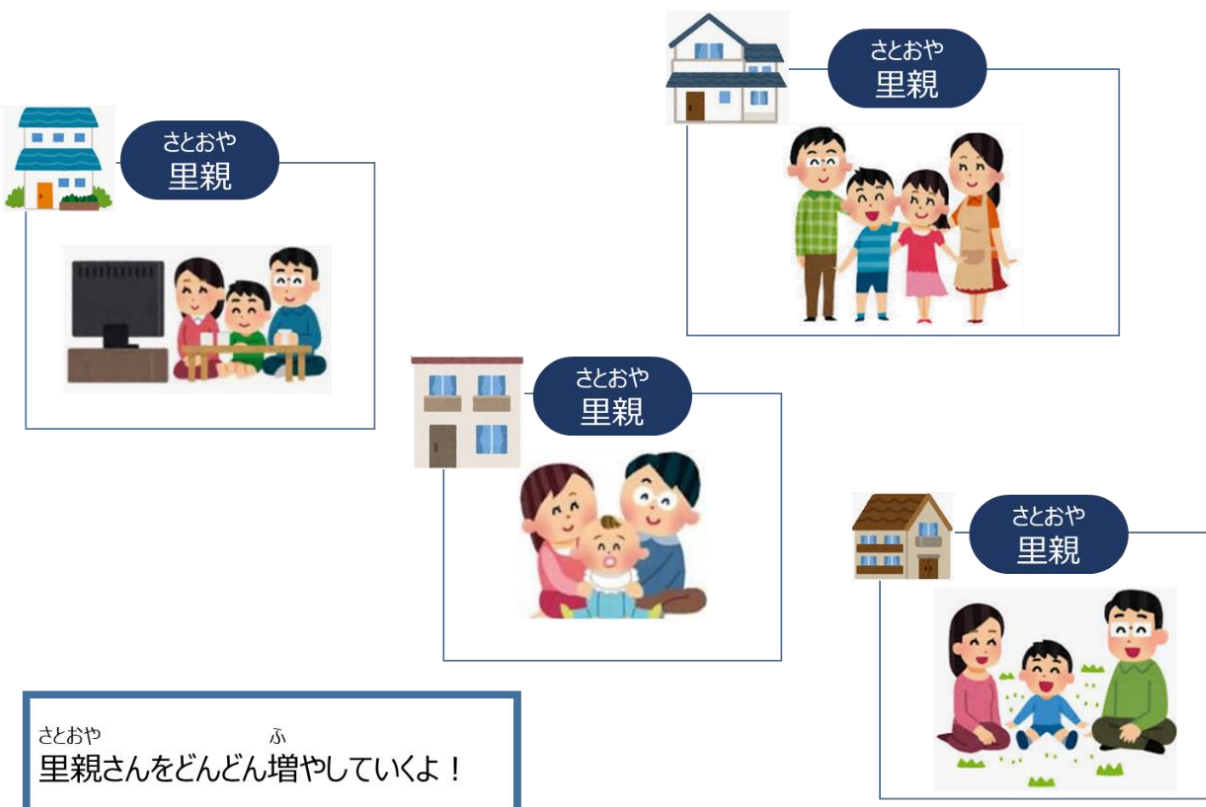
岐阜県社会的養育推進計画の策定にあたり、現状や課題を把握するため、当事者であるこどもからの意見聴取を行いました。

- 対象児童　：児童養護施設に入所している中学生から高校生の男女　13名
- 実施施設数：5施設
- 実施時期　：令和6年9月
- 実施方法　：一時保護施設を経由して児童養護施設に入所したこども、ショート里親等里親宅での生活経験があるこどもに対し、対面形式のヒアリングを実施
- 項　　目：
 1. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
 2. 里親等への委託の推進に向けた取組
 3. 一時保護改革に向けた取組
 4. 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）
 5. 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

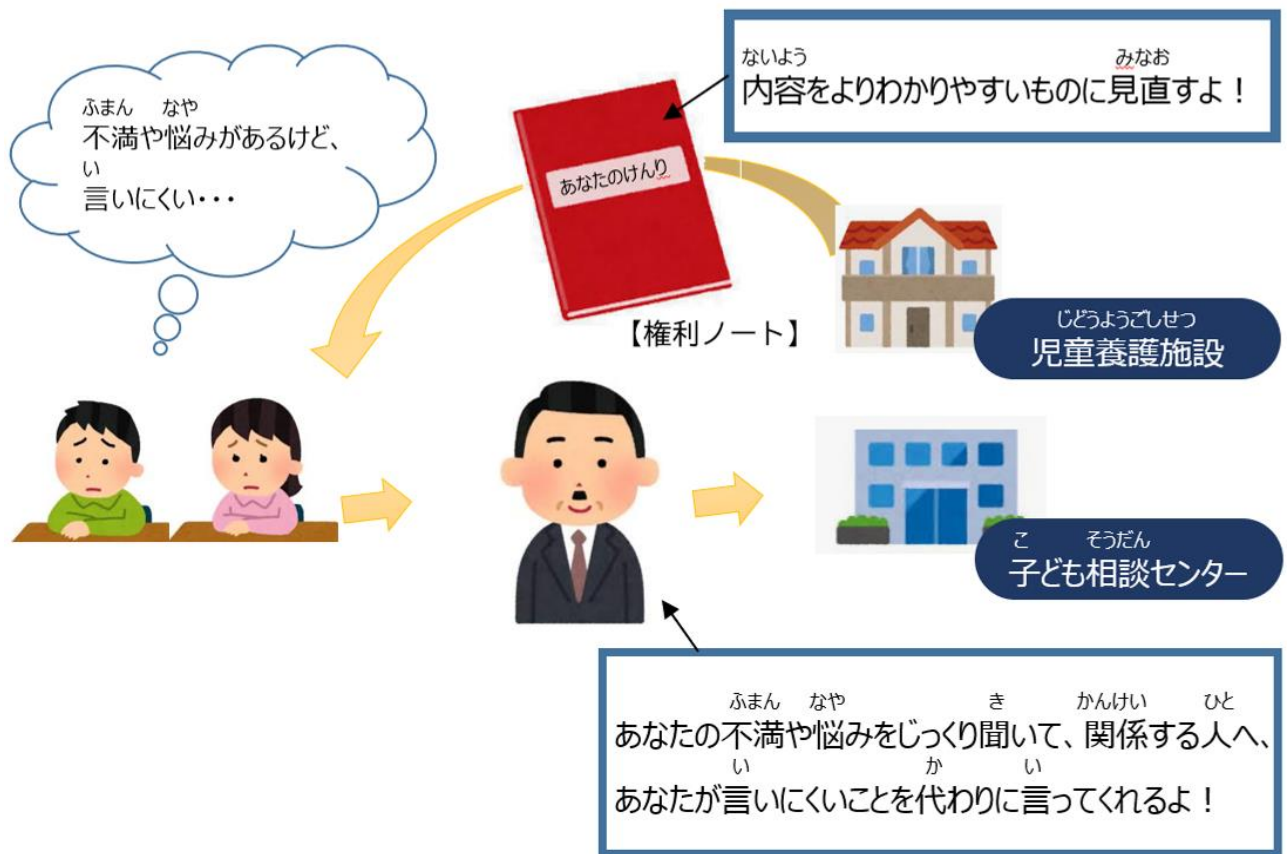
1. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組



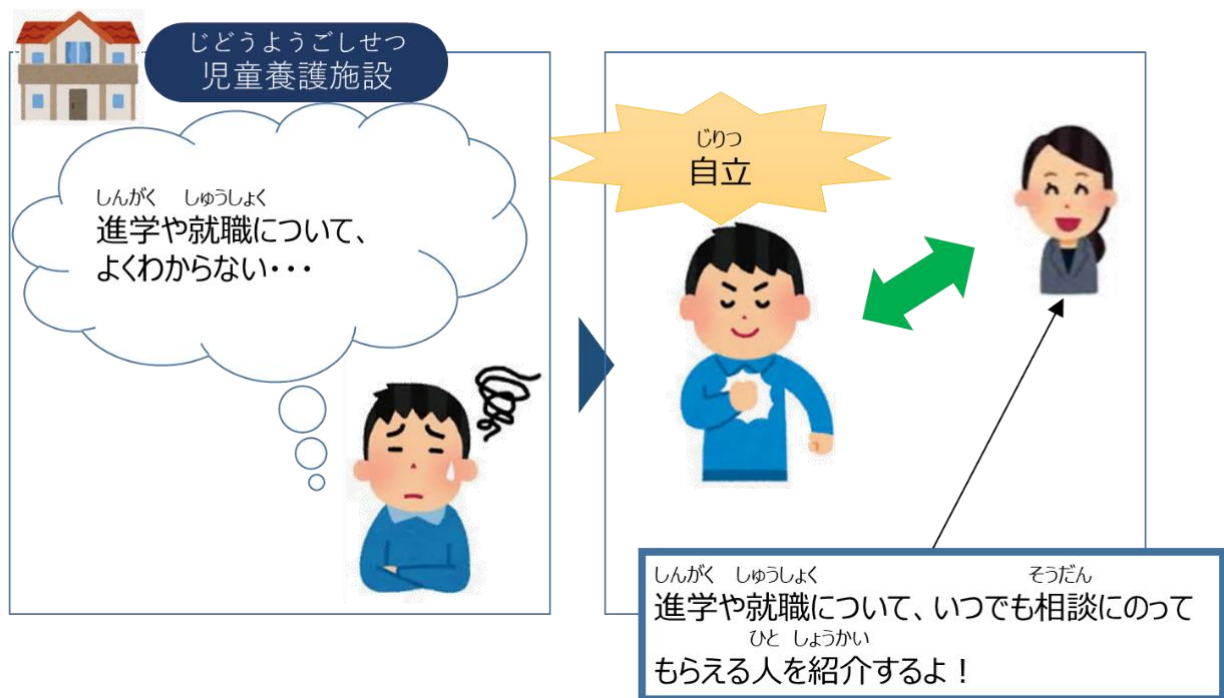
2. 里親等への委託の推進に向けた取組



3. 当事者である子どもの権利擁護の取組



4. 社会的養護自立支援の推進に向けた取組



<ヒアリング結果>

1. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

・施設での生活を少人数（4～6人程度）で行うことについて、どう思いますか。

- ・将来を考えると、家族の形が分かるように少人数で生活する方が良い。（中学生女子）（高校生女子）
- ・少人数のほうが生活しやすい。料理のリクエストが取り入れてもらえるほか、自分で食事を作る機会が多いので、将来の自炊に役立つ。（高校生女子）
- ・少人数では子ども同士の関係性が深くなるので、仲良くなる。（高校生女子）
- ・小規模のほうが一人の時間が作れるし、小さい子が少ない方が静かで落ち着く。（高校生男子）（中学生女子）（高校生女子）
- ・人が多いより少ない方が自由に動けるから生活しやすい。（高校生男子）
- ・少人数の方が、学校の友達と同じような生活ができるので良い。（中学生女子）
- ・少人数での生活で、職員と関わる機会が増えた。（高校生男子）
- ・一人の職員が見る子どもの人数が減り、職員が楽になるので良い。（中学生女子）
- ・大舎であっても、一人部屋で風呂も30分は入れるので不便はない。（高校生女子）
- ・地域小規模だと施設の友達とすぐに遊べないからさみしい。（高校生男子）
- ・部屋は、1人部屋でも2人部屋でも良い。寝る前に二人で話せるし楽しい。（高校生男子）
- ・大人数で生活する方が良い。人数が多い方が気の合う人や信頼できる人がいる可能性が高く、仲間が多くできる。また、同じ境遇の仲間がたくさんいる方が心の支えや助け合いにつながる。（高校生男子）

・施設に来て良かったことを教えてください。

- ・制限は多いが、みんなと生活することは楽しい。（高校生女子）（高校生男子）
- ・誕生日メニューなど、ご飯のリクエストを聞いてもらえる。（高校生女子）（高校生男子）
- ・クリスマス会など行事がいっぱいあって楽しい。（高校生男子）
- ・秋開催の屋台やイベントがある祭りが楽しみ。（中学生女子）（高校生女子）（高校生男子）
- ・夏休みに皆でテーマパークやキャンプに行けるので楽しい。（中学生女子）（高校生男子）
- ・職員に教えてもらって編み物ができるようになった。（中学生女子）
- ・施設のクラブ活動で遠方に行き、思い出になった。楽しかった。（中学生女子）
- ・お小遣いが一定金額もらえることが良い。（中学生女子）
- ・施設職員と信頼関係を築けているので生活しやすい。（中学生女子）（高校生男子）
- ・小さいころからずっと施設にいるから仲が良い子が多くて楽しい。何も気を遣わず、理解してくれる仲間や職員もいる。（高校生女子）
- ・施設では友人関係の築き方や自分と年の離れた子との関わり方を学ぶことができた。（中学生女子）（高校生女子）
- ・同じ境遇の子が多く、お互いに話を聞いたり学んだりすることも多い。（高校生女子）
- ・施設に来る前は、どんな職員や子どもがいるかわからず、怖くて不安だったが、職員の優しさを知って、安心して生活ができている。（高校生男子）
- ・特にない。（高校生女子）

・施設に来て困ったことを教えてください。

- ・小さい子がうるさいから落ち着かない。(高校生女子)(高校生男子)
- ・お金を貯めたいのに門限が早くて平日にアルバイトができない。(高校生女子)
- ・居室のベッドが古いし、収納も欲しい。(中学生女子)
- ・衣服に使えるお金が少ない。(中学生女子)
- ・月のお小遣いが少なく本も買えない。もう少し増額して欲しい。(中学生女子)
- ・スマホが欲しい。施設では高校生からしか持てないが、待ち合わせに困る。(中学生女子)
- ・スマホの使用制限がある。(高校生男子)
- ・お風呂の時間が短い。もっとゆっくり入りたい。(高校生男子)
- ・施設は基本3～4人部屋が多いので、1人部屋を作ってほしい。(高校生男子)
- ・ご飯がおいしくない。味が濃かったり薄かったりする。(中学生女子)
- ・市内から出ることができず、友人と自由に遊べない。(中学生女子)
- ・職員と気が合わない。(中学生女子)
- ・職員だけでルールを決めず、こどもの意見も取り入れるべき。(中学生女子)(高校生女子)
- ・感情をコントロールできず、こどもに八つ当たりする職員がいる。(高校生女子)
- ・リビングではスマホに触らない等のルールを職員が守れていない。(高校生男子)
- ・職員が優しすぎて、問題行動を起こしているこどもが言うことを聞かない。(中学生女子)
- ・問題行動を起こすこどもが施設にいる。周りのこどもも影響される。(中学生女子)
- ・ホームの職員全員が同じタイミングで交代となったことがあり、信用して相談できる相手がいなくなった。(高校生男子)
- ・子ども相談センターの担当者がすぐ変わってしまう。(高校生女子)
- ・特にない。(高校生女子)

2. 里親等への委託の推進に向けた取組

- ・里親を増やしていくことについて、あなたはどのように思いますか。

- ・里親が増えることは良い。(高校生女子)(中学生女子)
- ・一般家庭に近い形で生活していけることは非常に良い。(高校生男子)
- ・実親と会えない子も多いし、家族の中に入ると楽しいから良い。(高校生女子)
- ・家族との距離感をつかむには里親は良い。(高校生女子)
- ・施設でも、里親のところに行きたいと言っている子もいる。(中学生女子)
- ・長期休みの時に施設からショート里親宅に行くのは楽しい。(高校生女子)
- ・実親との関係が悪く、長期休みに帰省できない子たちはショート里親宅へ行けると嬉しいと思う。(高校生男子)
- ・マッチングを大切にすれば、里親を増やすことに賛成。(中学生女子)
- ・どちらでも良いが、本当の親ではないので不安感がある。(高校生男子)
- ・小さいころから里親宅で生活するなら良いが、高校生からは嫌。(高校生女子)
- ・今から自分が里親の元で生活することは不安。どんな人でどんな家なのか等、不安がたくさんある。(高校生男子)

- ・あなたが考える里親委託の良い点・心配な点を教えてください。

<里親委託の良い点>

- ・本当の家族と一緒に生活している感覚を味わえて良い。(高校生男子)
- ・里親宅では自分の好きなものが食べられることがとても良い。(高校生男子)
- ・里親は気軽に話せるし、料理を手伝うのも、旅行に連れて行ってってくれるのも楽しい。寝る時間が決まっていないのも良い。(高校生女子)
- ・里親は何かを決める前に必ず私の意見を聞いてくれる。色々な所へ連れて行ってってくれるのも良い。(中学生女子)(高校生女子)
- ・同じ地域の里親だと、転校する必要が無いので良い。(高校生女子)
- ・里親と買い物と一緒にいけるし、友達を家に呼べるから楽しい。(中学生女子)
- ・里親は1対1で話をしたり、一緒にご飯を食べたりしてくれるのでよい。(高校生男子)
- ・里親宅では自由にテレビやYouTubeを見ることができるとし、静かで良い。(中学生女子)
- ・施設で生活していると「施設のこども」という目で見られるが、里親宅で生活すれば、そういう偏見は最小限に抑えることができる。(高校生男子)

<里親委託の心配な点>

- ・関係構築の期間が必要なため、自分が今から里親のところで生活することは考えられない。小学校低学年～中学年であれば可能性はある。(高校生男子)
- ・里親からのアドバイスが難しかったり、無言が気まづかったりする。(中学生女子)
- ・施設から里親宅に行くのに時間がかかる。(高校生女子)
- ・里親宅から施設に帰ってくると、自分の家のように安心する。(中学生女子)
- ・里親委託の経験がないので、里親宅で何をするのか、どんな人なのかわからない。里親と相性が合わなかった場合、ストレスだと思う。(中学生女子)

3. 一時保護改革に向けた取組

・一時保護施設で困ったことはありましたか。

- ・部屋が畳部屋しかなく、遊び道具がほとんどなかった。(高校生男子)
- ・(自分が幼かったため)寝る時間が早かったし、年長者も一緒に怖かった。(高校生男子)
- ・自分の好きな服を着ることができなかった。(中学生女子)
- ・ご飯の量が多かったことが困った。(高校生男子)
- ・風呂の時間が短かった。(高校生男子)
- ・就寝時間が早いことや、男女交流が固く禁じられていたことは嫌。(高校生男子)
- ・外の景色が見えず、閉鎖的であったことがすごく嫌。(高校生男子)(中学生女子)
- ・部屋が閉鎖的で怖いし、遊ぶ部屋も汚い。食事も美味しくない。(中学生女子)
- ・朝、強制的に起こされることや自分の部屋の掃除をさせられるのが嫌。(中学生女子)
- ・漫画を読んだりして楽しく遊んだ。(高校生男子)
- ・幼い時期で覚えていない。(高校生女子)(中学生女子)
- ・特にない。(高校生女子)

・一時保護施設での生活を良くするために、職員にしてほしかったことはありますか。

- ・ルールに厳しすぎる職員がいた。優しくしてほしい。(中学生女子)
- ・ルールを破ったと誤解され、強く叱られたのが嫌だった。(高校生男子)
- ・(自分が幼かったため)夜は暗いし怖かった。もう少し職員に部屋に居てほしかった。(高校生男子)
- ・職員は優しく、ごはんもおいしかった。(高校生男子)
- ・職員は程よい距離感を保ってくれてよかった。(中学生女子)
- ・一人だけ愛想が良くない職員がいて怖かった。(中学生女子)
- ・覚えていない。(高校生女子)
- ・特にない。(高校生女子)(高校生男子)

4. 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

○あなたの権利ノート

・「あなたの権利ノート」の内容は理解できましたか。

- ・よく理解できた。（高校生女子）
- ・理解できた。当たり前のことが書いてあるし、ここに書いてあることはきちんと守られている。（中学生女子）
- ・一時保護、里親、施設で1冊ずつもらったが、とても分かりやすかった。（高校生女子）
- ・ふりがなやイラストがあり、分かりやすかった。（高校生女子）
- ・見たことがない。（高校生男子）（中学生女子）（高校生女子）

・「あなたの権利ノート」について、「こうしてほしい」といった要望はありますか。

- ・現在でも分かりやすい。職員が丁寧に説明してくれれば良い。（高校生女子）
- ・ふりがなもあって大変分かりやすいため、特に要望はない。（高校生女子）
- ・昔と比べると見やすくなった。（高校生女子）
- ・特になし。（中学生女子）（高校生女子）（高校生男子）

○意見表明等支援員

・あなたが困ったことをあなたの代わりに施設や子ども相談センターへ伝えてくれる人がいたら、相談してみたいですか。

- ・相談したい。（中学生女子）（高校生女子）（高校生男子）
- ・職員には言えないこともある。幸せに暮らすためには必要だと思う。（高校生女子）
- ・小さい子など、職員に不満や要望を言えない子どもにとっては、非常に良い制度だと思う。（中学生女子）（高校生女子）（高校生男子）
- ・こどもがルールを変えて欲しいとお願いしても変化がない場合には、相談したい。（高校生女子）
- ・何回か顔を合わせて話して、関わったことがある人なら相談してみたい。（高校生男子）
- ・関係性が築けていない段階で相談しようとは思わない。（中学生女子）（高校生男子）

・どのようなことを相談したいですか。

- ・お小遣いがスマホ代でほとんどなくなってしまうため、増額して欲しい。（高校生男子）
- ・スマホを持ちたい。（中学生女子）
- ・ご飯を美味しくしてほしい。（中学生女子）
- ・門限が短い。（高校生女子）
- ・入所児童間のトラブル解決など静かに平和に暮らすために支援して欲しい。（中学生女子）
- ・口では「こども中心」と言っているのに、そうではない職員がいる。（高校生女子）
- ・こどもによって態度が変わる職員がいる。（中学生女子）
- ・施設内ルールの変更を要望するが意見が通らないことが多い。こどもの意見をしっかり聞いて欲しい。（中学生女子）（高校生女子）
- ・今は特になし。（高校生女子）（高校生男子）

5. 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・あなたの将来について不安に思っていることはありますか。

- ・人と話すことが苦手でコミュニケーションや人間関係の形成に不安がある。(高校生男子)
- ・希望の業種は収入が安定していないから不安。(中学生女子)
- ・職場まで時間がかかるので、睡眠時間が確保できるか不安。(高校生男子)
- ・一人で住むと火事になりそう。(中学生女子)
- ・自分で食事を作ることができるか不安(高校生男子)
- ・不安は特にない。(高校生女子)

- ・施設を退所した後に困った時は、誰に相談しますか。

- ・施設で仲が良い職員。(高校生女子)(高校生男子)
- ・施設の職員にラインで相談する。(高校生男子)
- ・学校の友人。(中学生女子)(高校生女子)(高校生男子)
- ・施設の友人。(高校生女子)
- ・家族(母親、父親、姉、兄など)(中学生女子)(高校生女子)
- ・子ども相談センターの職員。(中学生女子)
- ・自分より人生経験のある専門の人。(高校生女子)

- ・施設退所後、一人暮らしを考えていますか。その場合に不安に思っていることはありますか。

<一人暮らし>

- ・一人暮らしをする。(中学生女子)(高校生女子)
- ・仕事が決まったら、職場の近くに一人暮らしをする。(高校生女子)
- ・金銭的に余裕があれば一人暮らしをしたい。(高校生男子)
- ・当面、自立援助ホームで生活する。(高校生男子)
- ・行きたい大学の大学寮で生活するか、民間アパートを借りるか迷っている。(高校生女子)
- ・母と暮らすつもり。(高校生男子)
- ・親と住むか、一人暮らしをしようか迷っている。(高校生男子)
- ・一人暮らしは難しい。家族と一緒に暮らしたい。(中学生女子)
- ・友人とシェアハウスする。(中学生女子)

<不安なこと>

- ・家賃の払い方や住む家の決め方、お金の使い方は不安。(高校生女子)
- ・自炊や掃除、家賃が払えるか不安。(高校生男子)
- ・部屋の片づけと、お金の使い過ぎに注意したい。(高校生女子)
- ・部屋の片づけができないので不安。(高校生男子)
- ・強盗が入らないかなど、安全面が心配。(高校生女子)
- ・近所づきあいをどうしたら良いかわからない。(中学生女子)
- ・特に不安はない。(高校生女子)

4 岐阜県社会的養育推進会議設置要綱

(目的)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の理念に基づき社会的養育を推進するため、有識者及び関係団体の方々から意見を聴くことを目的とする岐阜県社会的養育推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関する事
- (2) 計画の進捗管理に関する事
- (3) その他、計画に関して必要と認められる事項

(組織)

第3条 推進会議は、20名以内の委員をもって構成する。

- 2 推進会議に座長及び座長代理を置き、委員のうちから互選する。
- 3 座長は、会議を統括し進行にあたる。
- 4 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたとき、その職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。

- 2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任することができる。

(会議)

第5条 推進会議は、座長が招集する。

- 2 推進会議は、座長が必要と認めた場合、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第6条 推進会議には、必要に応じ、専門事項に関する委員会を設けることができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成31年4月25日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

5 岐阜県社会的養育推進会議委員名簿

(令和6年度委員：敬称略・順不同)

属性	委員名	備考
学識経験者	元日本福祉大学 教授	渡邊 忍 座長
	岐阜大学 地域科学部 准教授	南出 吉祥
	名古屋芸術大学 教育学部 准教授	吉村美由紀
弁護士	弁護士・県児童虐待弁護団代表	所 寿弥
児童養護施設	県児童福祉協議会 児童養護施設代表 (麦の穂学園 園長)	横川 聖
乳児院	県児童福祉協議会 乳児院代表 (麦の穂乳幼児ホームかがやき 施設長)	横川 哲
児童心理治療施設	県児童福祉協議会 児童心理治療施設代表 (桜学館 施設長)	児玉 俊郎
母子生活支援施設	県児童福祉協議会 母子生活支援施設代表 (きーとす岐阜 施設長)	玉木ひとみ
障害福祉施設	障害福祉施設代表 (県立ひまわりの丘第一学園 園長)	伊藤 園美
里親	岐阜県里親連合会長	安江 和孝
子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センター連絡協議会代表 (子ども家庭支援センター麦の穂センター長)	平井 公子
自立支援	岐阜羽島ボランティア協会 理事長	川合 宗次
社会的養育当事者	岐阜羽島ボランティア協会 相談員	水野 梨沙
	岐阜羽島ボランティア協会 Holokaiの家 指導員	高島 竣
市(中核市)	岐阜県市長会会長自治体担当課長 (現：岐阜市子ども未来部次長子ども政策課長兼福祉事務所副所長)	高野 新
町村	岐阜県町村会会長自治体担当課長 (現：八百津町教育課長)	大鋸 悟

6 岐阜県社会的養育推進会議専門委員会規程

(設置)

第1条 岐阜県社会的養育推進計画（以下、「計画」という。）に関する調査及び検討等をするため、各分野の有識者及び関係団体の方々から意見を聞くことを目的とする岐阜県社会的養育推進会議設置要綱第6条に基づく専門委員会を設置する。

(所掌事項)

第2条 専門委員会の所掌事項は次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) その他、計画に関して必要と認められる事項

(組織)

第3条 専門委員会の委員は事務局により指名する。

- 2 専門委員会には会長を置き、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、専門委員会を統括する。

(会議)

第4条 専門委員会は、事務局が招集する。

(事務局)

第5条 専門委員会の事務局は、岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課に置く。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、令和5年12月1日から施行する。

7 岐阜県社会的養育推進会議小委員会 委員名簿

○里親委託推進小委員会

(令和6年度委員：敬称略・順不同)

職名等	氏名	備考
元日本福祉大学 教授	渡邊 忍	
児童養護施設 夕陽ヶ丘 施設長	中沢 泰	
乳児院 乳幼児ホームまりあ 施設長	古川 健次	
大野子ども家庭支援センターこころ センター長	八木 光子	会長
飛騨子ども相談センター所長	谷倉 祐二	
西濃子ども相談センター主査	野々村 晃治	
中央子ども相談センター主任	廣瀬 麻衣子	

岐阜県社会的養育推進行動計画

令和7年3月

発行：岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課

住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL：058-272-1111